



日本一の教育都市の実現を目指して

教育要覧

令和6年度版

さいたま市教育委員会



さいたま市民憲章

おおらかな荒川の流れて、見沼田んぼが豊かに広がる武蔵野のみどりに
いだかれたさいたま市は、街道や鉄道のかなめとしてにぎわい、歴史を
かさねてきました。先人たちはここに集い、学び、祈り、美しさと深い味わい
をたたえた独自の文化を育て、教育やスポーツのさかんな風土を培ってきまし
た。このまちを誇りとし、ともに時をかさねる私たちさいたま市民は、だれも
が自分らしく生きてゆける社会を築きたいと願い、このまちを未来につなぐ
確かな道しるべとして、ここにさいたま市民憲章を刻みます。

私たちは、

まちの歴史や伝統を受け継ぎ豊かにはぐくんで、明日の世代に伝えます。

小さいのちの大きな未来を信じて、子どもをみんなで支えてゆきます。

みずから学び言葉をみがき、新たな挑戦を志し、自分を耕しつづけます。

深く思いやり、広く理解し手を取りあって、ちがいを力にしてゆきます。

空も水も、草木も花も里山も、ともにある美しい都市を創ってゆきます。

市制施行20周年記念

令和3年7月1日制定

は し が き

「令和6年度版 教育要覧」は、さいたま市教育委員会における令和5年度事業の取組実績及び令和6年度事業の概要を、教育行財政、学校教育、生涯学習の3つの分野に分かりやすくまとめたものです。

さいたま市の教育行政を御理解いただくための資料として、御活用ください。

令和6年7月

さいたま市教育委員会

目 次

さいたま市の概要・・・・・・・・・・・・・・3

第1部 教育行財政

- 1 教育長・教育委員・・・・・・・・・・・・7
- 2 教育委員の活動状況・・・・・・・・・・・・8
- 3 総合教育会議・・・・・・・・・・・・10
- 4 第2期さいたま市教育振興基本計画・・11
- 5 令和6年度教育行政方針（概要）・・20
- 6 事務局組織機構及び教育機関・・・・・28
- 7 令和6年度予算・・・・・・・・・・・・30
- 8 教育長記者会見・・・・・・・・・・・・36

第2部 学校教育

第1章 学校教育の推進

- 1 学校経営・・・・・・・・・・・・41
- 2 学習指導・・・・・・・・・・・・41
- 3 生徒指導・・・・・・・・・・・・42
- 4 教育相談・・・・・・・・・・・・43
- 5 学校体育・・・・・・・・・・・・44
- 6 「人間関係プログラム」・・・・・・・・45
- 7 道徳教育・・・・・・・・・・・・46
- 8 総合的な学習の時間・・・・・・・・46
- 9 特別活動・・・・・・・・・・・・46
- 10 健康教育・・・・・・・・・・・・47
- 11 人権教育・・・・・・・・・・・・52
- 12 進路指導・キャリア教育・・・・・・・・53
- 13 高校教育・・・・・・・・・・・・54
- 14 特別支援教育・・・・・・・・・・・・54
- 15 福祉教育・・・・・・・・・・・・55
- 16 国際教育・・・・・・・・・・・・55
- 17 情報教育・・・・・・・・・・・・56
- 18 環境教育・・・・・・・・・・・・56
- 19 学校図書館教育・・・・・・・・・・・・56

第2章 今日課題への対応

- 1 「さいたま市スマートスクールプロジェクト」の推進・・57
- 2 全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」の実現・・57
- 3 アクティブ・ラーニングの一層の推進・・57
- 4 SDGsの実現を目指した教育の推進・・58
- 5 「さいたまSTEAMS教育」の推進・・58
- 6 「探究する読み」のできる児童生徒をばくむ「さいたま読解力向上プロジェクト」の推進・・59
- 7 小学校における35人学級の推進・・59
- 8 スポーツを科学する児童生徒の育成・・59
- 9 「さいたま市小・中一貫教育」の推進・・60
- 10 企業へのビジネス提案を取り入れた探究学習プログラム「さいたまエンジン」の推進・・60
- 11 金融経済教育における探究的な学びの充実・・60
- 12 「個別最適な学び」を実現するデジタル教科書の活用・・61

- 13 市立高等学校「特色ある学校づくり」計画の推進・・61
- 14 主権者教育の充実・・・・・・・・・・・・62
- 15 プログラミング教育「さいたまモデル」の推進・・62
- 16 学びの下支えとなる「非認知能力」(EQ)の向上に向けた取組の推進・・63
- 17 いじめ防止対策の推進・・・・・・・・63
- 18 「SOSの出し方に関する教育」～自殺予防教育～の推進・・64
- 19 不登校等児童生徒への支援の充実・・64
- 20 心のサポート体制の充実・・・・・・・・65
- 21 学校を核とした地域づくりの推進・・65
- 22 学校と大学の連携・・・・・・・・・・・・67

第3章 教育環境の整備

- 1 学校における働き方改革の推進・・・・・68
- 2 人づくり、人材確保改革の推進・・・・・68
- 3 新しい時代にふさわしい部活動の在り方の推進・・68
- 4 学校への人的配置・・・・・・・・・・・・69
- 5 教職員の指導力向上・・・・・・・・・・・・69
- 6 持続可能で質の高い教育環境整備事業の推進・・72
- 7 学校施設整備の充実・・・・・・・・・・・・72
- 8 教育費支援・・・・・・・・・・・・72

第3部 生涯学習

第1章 生涯学習の振興

- 1 生涯学習の振興・・・・・・・・・・・・77
- 2 人権教育推進事業・・・・・・・・・・・・78
- 3 科学館事業・・・・・・・・・・・・79
- 4 美術館事業・・・・・・・・・・・・84
- 5 公民館事業・・・・・・・・・・・・85
- 6 図書館事業・・・・・・・・・・・・87
- 7 自然体験活動・・・・・・・・・・・・91

第2章 文化財の保護と活用

- 1 文化財保護・・・・・・・・・・・・92
- 2 博物館事業・・・・・・・・・・・・94

資 料

- 1 さいたま市教育委員会の沿革・・・・・・103
- 2 附属機関・・・・・・・・・・・・108
- 3 教育委員会に関する条例・規則等・・112
- 4 児童生徒数の推移・・・・・・・・・・・・116
- 5 職員数・市立学校一覧・・・・・・・・117
- 6 市内指定文化財件数一覧・・・・・・・・123
- 7 市立図書館一覧・・・・・・・・・・・・124
- 8 公民館一覧・・・・・・・・・・・・126
- 9 その他社会教育施設・・・・・・・・128
- 10 市立学校配置図・・・・・・・・・・・・129

さいたま市の概要

歴史

さいたま市は、埼玉県の南東部に位置する県庁所在地です。古くは中山道の宿場町または城下町として発達してきた歴史を持ち、現在は東北・上越など新幹線6路線を始め、JR各線や私鉄線が結節する東日本の交通の要衝となっています。

本市は、平成13年5月に浦和市、大宮市及び与野市の3市合併により誕生し、平成15年4月1日には全国で13番目の政令指定都市へと移行しました。

さらに、平成17年4月1日には岩槻市を編入し、現在に至っています。



市勢概要 (令和6年5月1日現在)

市制施行	平成13年5月1日
面積	217.43 km ²
広 ぼう	東西19.6 km 南北19.3 km
人 口	1,348,612 人
世 帯 数	646,220 世帯



子どもたちが選んだ10区の色

- 西区 (あお)** 川がたくさんあるから
- 北区 (ふかみどり)** 盆栽のまちとして有名だから
- 大宮区 (オレンジ)** 大宮アルディージャのチームカラーだから
- 見沼区 (そらいろ)** 自然が豊かで澄んだ空が広がっているから
- 中央区 (バラ色)** バラの花のまちとして有名だから
- 桜区 (さくら色)** 区の名前にふさわしく、サクラソウの自生地もあるから
- 浦和区 (あか)** 浦和レッズのチームカラーだから
- 南区 (レモン色)** 区の若々しいイメージに合っているから
- 緑区 (みどり)** 区の名前にふさわしく、緑がたくさんあるから
- 岩槻区 (やまぶき色)** やまぶきの花にまつわる伝説があるから

市の木・市の花・市の花木



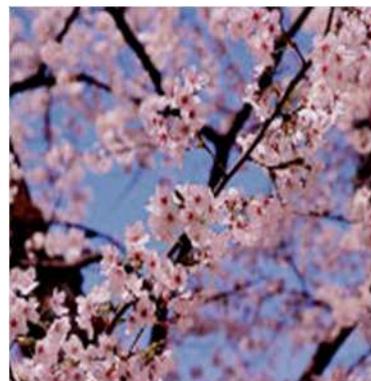
市の木 ケヤキ

日本の代表的な落葉樹の一つです。大宮区の氷川神社の参道並木、浦和区の調神社の境内林、埼大通り（国道463号）の日本一長いケヤキ並木などが有名です。



市の花 サクラソウ

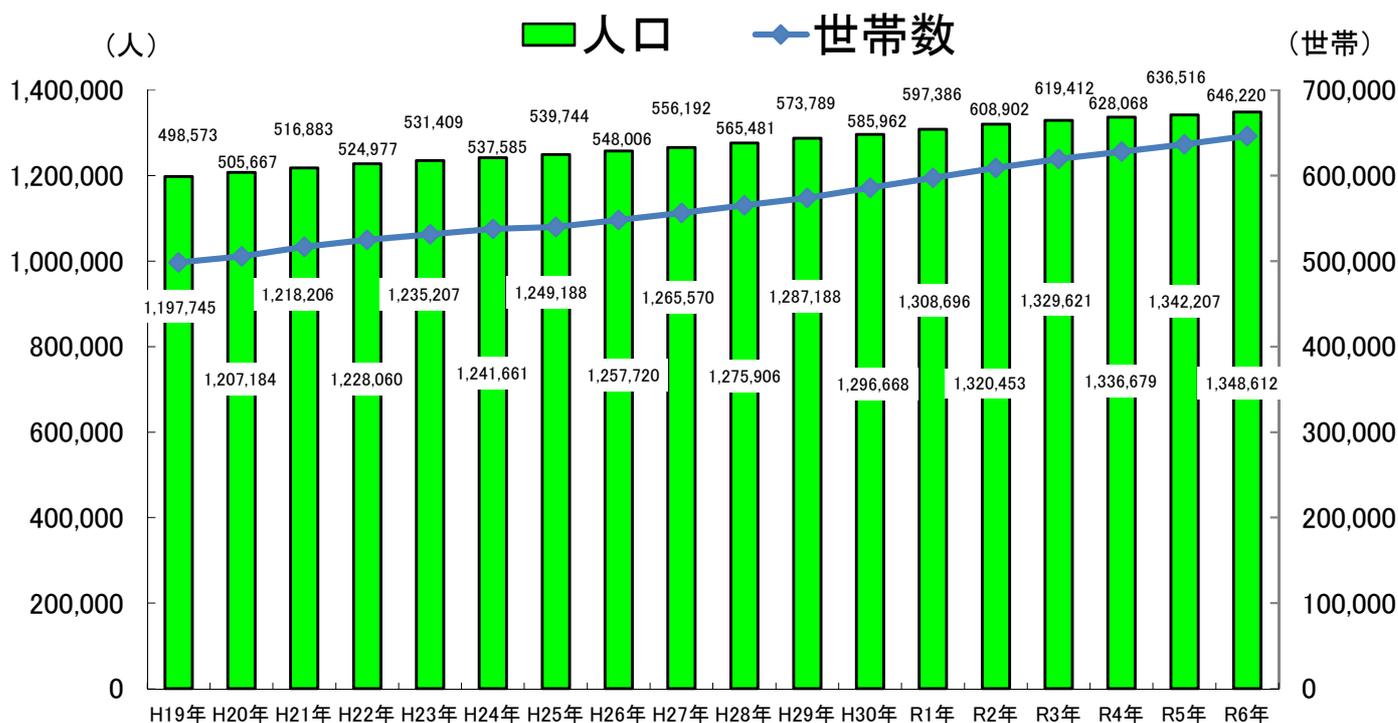
桜区の田島ヶ原は、サクラソウの自生地として国の特別天然記念物に指定されています。貴重な植生を維持するために草焼きなどを実施しています。また、西区の錦乃原桜草園は復活に力を入れています。



市の花木 サクラ

桜の名所百選に選ばれた大宮公園の桜、与野公園の桜、玉蔵院のしだれ桜、見沼代用水沿いの約2,000本の桜並木などが有名です。また、市内の山林には山桜などが自生しています。

人口及び世帯数の推移



各年5月1日現在



第1部
教育行財政

1 教育長・教育委員

令和6年7月1日現在



職名	氏名	就任年月日
教育長	竹居秀子	令和5年6月28日 (現任期 令和5年6月28日～令和8年6月27日)
委員 (教育長職務代理者)	大谷幸男	令和3年7月10日(再任) (現任期 令和3年7月10日～令和7年7月9日)
委員	石田有世	令和2年7月10日(再任) (現任期 令和2年7月10日～令和6年7月9日)
委員	伊藤華英	令和5年7月1日 (現任期 令和5年7月1日～令和9年6月30日)
委員	小山和也	令和5年12月22日 (現任期 令和5年12月22日～令和9年3月31日)
委員	堀田香織	令和6年6月28日 (現任期 令和6年6月28日～令和8年6月27日)

2 教育委員の活動状況

1 教育委員会会議

教育委員会会議については、定例会を原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時会を開催します。令和5年度は、定例会12回、臨時会3回の計15回開催しました。

会議に諮られた議案数は計79件で、条例・規則に関する議案15件、人事に関する議案31件、予算に関する議案5件、教科用図書採択に関する議案3件、契約に関する議案19件、点検評価その他の議案6件について審議しました。

教育委員会会議の開催に際しては、市・区役所10か所に告示文書を掲出するほか、さいたま市Webサイトへ掲載し、周知を図っています。また、会議は公開を原則としています。

2 教育行政方針検討会等

教育行政の執行にあたり、特に重要となる教育行政方針の策定や市立学校で使う教科書の採択などに際しては、教育委員がそれぞれ意見や提案等をまとめ、あるいは教育委員同士の意見調整をする場として、教育委員会会議とは別に、検討会や研究会などを開催しました。

3 学校訪問

教育長・教育委員の学校訪問は、80校で実施しました。学習・生活環境を把握したほか、授業を参観するなど、教育活動全般にわたり視察を行いました。また、校長や副校長・教頭から、学校運営における課題や現状、児童生徒の様子などについて聞き取りを行い、児童生徒に寄り添った対応を行うよう助言しました。

4 出席行事等

市長と教育委員会とが重点的に講ずべき施策等について協議・調整を行う場である総合教育会議は、市長の求めに応じて7月及び3月に開催されました。

また、教育経営研修の講評、管理職選考試験の面接や教育研究会研修大会の視察等を行いました。

令和5年度 教育委員の主な活動内容

月	会議	教育長・教育委員の学校訪問	その他教育委員の出席行事等
4月	定例会①		○市立学校入学式
5月	定例会②	常盤中、南浦和小、高砂小、大谷場小、仲本小、北浦和小、大宮小、桜木小	○点検・評価報告書検討会
6月	定例会③	針ヶ谷小、与野東中、岩槻小、東岩槻小、大宮別所小、柏崎小、川通小、川通中、桜山中、三室中、土合小、栄和小、東大成小、大宮南小、桜木中	
7月	定例会④	本太小、原山中、大宮西小、大宮国際中等教育学校、春野小、春野中、片柳小、第二東中	○教科用図書調査研究会 ○総合教育会議①
8月	臨時会① 定例会⑤		○教育経営研修講評 ○いじめ防止シンポジウム
9月	定例会⑥	徳力小、西原小、浦和大里小、仲町小、岸町小、大谷口小、中尾小、大谷口中、常盤小、大戸小、土合中	
10月	定例会⑦	芝川小、東宮下小、木崎小、大東小、野田小、大久保中、馬宮中、大宮東小、大宮北小、岸中、白幡中、文蔵小、三室小、美園小、浦和別所小、宮原小、つばさ小、大谷場中、大谷場東小	○管理職候補者選考
11月	定例会⑧	七里小、大宮八幡中、大砂土小、宮原中、指扇小、太田小、七里中、三橋小、三橋中、大宮東中、植竹中、和土小、城南中、神田小、上大久保中、道祖土小、尾間木中	○「宇宙のまち さいたま」フォーラム ○暫定再任用管理職・特例任用管理職面接選考 ○教育研究会研修大会
12月	定例会⑨	東浦和中	
1月	臨時会② 定例会⑩	善前小	○仕事始めの式 ○二十歳の集い ○教育行政方針検討会 ○教育委員会職員表彰式
2月	定例会⑪		○人事配置方針検討会 ○優秀教職員表彰者との意見交換会
3月	臨時会③ 定例会⑫		○市立学校卒業式 ○総合教育会議②

3 総合教育会議

1 趣旨

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会の連携の強化、地方に対する国の関与の見直しを図るため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が、平成 26 年 6 月 20 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日から施行されました。

この改正により、教育に関する予算の編成・執行などの権限を有している地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るため、すべての地方公共団体に「総合教育会議」が設置されることになりました。

2 設置、大綱の策定

さいたま市長により、さいたま市長と教育委員会を構成員とする「さいたま市総合教育会議」が平成 27 年度より設置され、次の事項に関する協議・調整を行っています。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（教育大綱）の策定に関する協議(※)
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議
- (4) (1)～(3)に関する構成員の事務の調整

※本市はこれを受けて、平成 27 年 9 月に「さいたま市教育大綱」を策定しました。また、教育大綱の対象とする期間を令和 2 年度までとしていたことから、必要な見直しを行い、令和 3 年 3 月に教育大綱の改定を行いました。

3 議事録の作成、公表

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の第 1 条の 4 第 7 項の規定により、総合教育会議の議事録の作成及び公表は市長の努力義務となっています。

さいたま市 Web サイト（ホームページ）<https://www.city.saitama.lg.jp> のトップページから「メニュー」→「市政情報」→「政策・財政」→「市政について」→「総合教育会議」→「さいたま市総合教育会議」の順番に画面を展開していただくと、過去の「さいたま市総合教育会議」の資料や議事録がご覧になれます。

4 第2期さいたま市教育振興基本計画

1 計画策定の背景・趣旨

国は、平成30年3月の中央教育審議会からの答申を受け、「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」、「社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する」、「生涯学び、活躍できる環境を整える」、「誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する」、「教育政策推進のための基盤を整備する」の5つを基本的な方針とした「第3期教育振興基本計画」を同年6月に閣議決定しました。

本市では、総合振興計画「2020さいたま希望（ゆめ）のまちプラン」のもと、平成21年3月に策定した「さいたま市教育総合ビジョン」に基づき教育施策を展開してきました。国の最新の動きや方向性等を参酌するとともに、これまでの本市の教育施策の成果と課題、さらに、平成29年度に児童生徒、保護者、校長、教職員を対象として実施した「教育についてのアンケート調査」の結果等を踏まえ、令和元年度（2019年度）からの10年間の本市教育における基本理念や目指すべき教育の方向性を示し、教育に関する施策を総合的・体系的に進めていくことを目的として、平成31年3月に「第2期さいたま市教育振興基本計画」を策定しました。

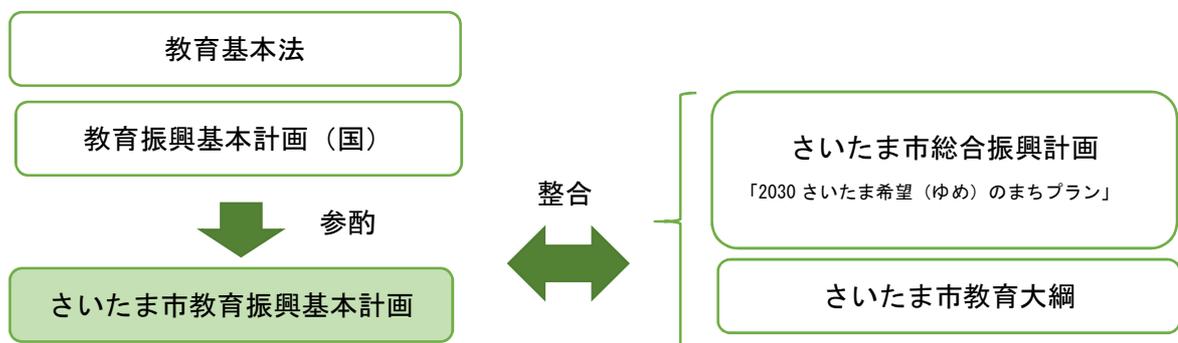
2 計画の位置付け

（1）法的な位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項に規定される、地方公共団体が策定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画である教育振興基本計画として位置付け、この計画に沿って本市の教育行政を総合的・計画的に推進していきます。

（2）さいたま市の他計画との関係性

本計画は、市政運営の最も基本的な計画「2030さいたま希望（ゆめ）のまちプラン」や「さいたま市教育大綱」（いずれも令和3年3月改定）とも整合が図られた計画となっています。



3 計画の対象範囲

本計画は、本市の教育行政に係る基本的な計画であり、さいたま市教育委員会の所管する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の学校教育及び生涯学習を計画の対象範囲とします。

4 計画の構成と計画期間



本計画は、本市の教育の今後 10 年間を見据えた基本理念等を示す「さいたま市教育ビジョン」【計画期間：2019 年度～2028 年度】と計画開始後 2 年間での事業・取組を示した「さいたま市教育アクションプラン」(2019 年～2020 年度※) で構成しています。

※2021 年 3 月のさいたま市総合振興計画及び同実施計画の策定を受け、2021 年～2025 年度の計画期間へ更新しました。



本計画の計画期間中においても、新たに対応すべき教育課題等が生じた場合には、計画の見直しを行っていくものとします。

5 さいたま市教育ビジョン

(1) 教育を取り巻く社会経済情勢

① 人口減少と少子高齢化の進行

本市の総人口に占める65歳以上の人口割合は、2015年の22.8%から2030年には27.3%になる一方、15歳未満の人口割合は13.1%から11.6%まで減少すると見込まれています。こうした人口構成の変化を踏まえ、人々がそれぞれの能力を生かし、力を合わせて、豊かで安心して暮らせる地域や社会を次代に引き継げるよう環境の整備に努めることが重要となります。

② 家族形態と地域社会の変化

家庭教育は、子どもが基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナー等を身に付ける上で重要な役割を果たすものですが、現在、家庭を取り巻く社会状況の変化や家庭環境の多様化など、家庭教育を行う上での課題が指摘されています。このため、家庭の教育力の低下を防ぐとともに、地域や社会全体で親子の学びや育ちを支える環境を整えていくことが重要です。

③ 技術革新

第4次産業革命の時代と呼ばれ、人工知能(AI)が急速に進化を遂げつつある現代においては、複雑で予測が困難な未知の場面においても発揮できる、人間ならではの感性に基づいた思考力や判断力、表現力を身に付けること、そうした場面で生きて働く知識や技能を習得すること、さらにその前提として、自身の学びを人生や社会に生かそうとする意欲や力、人間性をはぐくむことが重要です。

④ グローバル化

経済活動が地球規模に広がり、インターネットを通じたコミュニケーションが広く普及した現在、外国語、とりわけ英語教育の充実とともに、異なる文化を理解し尊重する態度を身に付けること、さらにメディアリテラシー教育が重要なテーマとなっています。

(2) 国における教育目標・教育政策の動向

① 教育基本法の改正及び学習指導要領等の改訂

「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行う」ことを教育の目的とした改正教育基本法が、平成18年12月に公布・施行されました。

また、この改正を踏まえ、幼稚園教育要領から高等学校、特別支援学校高等部の学習指導要領まで改訂が行われました。

② 第3期教育振興基本計画の策定

平成30年6月に、平成30年度からの5か年を計画期間とし、第2期計画での「自立」「協働」「創造」の方向性を継承し、個人は「自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成」、社会は「一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会(地域・国・世界)の持続的な成長・発展」をそれぞれ目指すべき姿として掲げた「第3期教育振興基本計画」が閣議決定されました。

(3) 本市の教育が目指す人間像

① これまでの本市の教育

本市では、平成 21 年 3 月策定の「さいたま市教育総合ビジョン」のもとで推進した様々な教育施策の成果として、学校教育では、全国学力・学習状況調査において、小・中学校ともに全ての実施教科で全国や大都市、埼玉県の前平均正答率を上回る良好な結果を得ることができました。また、生涯学習では、「第 2 次さいたま市生涯学習推進計画」の基本方針である、「だれもが『学べる・活かせる・つながる』新たな生涯学習環境の構築」の具現化を図ることができました。

② 教育についてのアンケート調査（平成 29 年 10 月実施）

本市の教育について、市内の児童生徒、保護者、校長、教職員に対し行ったアンケート調査では、これまでの学校教育への評価や、学校・家庭・地域が連携した教育への期待とともに、これからの社会を生き抜くために、主体的な学びや多様な人々との協働を通じ、様々な課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出す力、困難を乗り越え、ものごとを成し遂げる力の育成や、それを支える質の高い教育環境の整備が求められていることが明らかとなりました。

③ 2030 年以降の社会を展望した教育の役割

技術革新やグローバル化の急速な進展、社会の持続的な成長・発展を目標とする国際的な政策の動向等を踏まえつつ、少子高齢化が進展する我が国においては、社会の活力を維持・向上させていく視点とともに、「人生 100 年時代」や、「超スマート社会（Society5.0）」への対応を重要なテーマとして、教育の役割を考えることが必要です。そのため、本市においては、2030 年はもとより、その先の 22 世紀までを見据え、先進的で質の高い教育を戦略的に展開し、子どもたちが夢と自信を持ち、可能性に挑戦する力を育成していきます。

④ 本市の教育が目指す人間像

以上のことから、本市の未来や 2030 年の社会を見通して、本市の教育が目指す人間像を、「**世界と向き合い 未来の創り手として 輝き続ける人**」と設定しました。

本市の教育が目指す人間像

世界と向き合い 未来の創り手として 輝き続ける人

- グローバル化、情報化など予測が困難な未来に対応し、多くの情報の中から何が必要かを主体的に判断し、自ら立てた問いの解決を目指し他者と協働しながら最適な解を見付け、新たな価値を創造することができる人
- 多様な人々との関わりの中で共感し、人間ならではの感性、創造性を発揮しつつ、自らの可能性を高めながら、よりよい人生、よりよい社会を創り出していくことができる人
- 生涯にわたって質の高い学びを重ね、夢と志を持ち、生きがいを見付け、健康で幸せに暮らすことができる人

6 さいたま市教育ビジョンの基本理念と基本的方向性

2030年を見据え、本市の教育が目指す人間像の実現に向け、本計画では、基本理念として「人生100年時代を豊かに生きる『未来を拓くさいたま教育』の推進」(※)を掲げ、以下の5つの基本的方向性を柱に教育施策を推進していきます。

※「未来を拓くさいたま教育」とは、全国や政令指定都市に先駆けた教育施策や本市独自の教育施策を展開し、我が国においてトップクラスの教育を確立してきた本市ならではの特色を活かした魅力ある教育のことです。

【さいたま市の教育が目指す人間像】

世界と向き合い 未来の創り手として 輝き続ける人

【基本理念】

人生100年時代を豊かに生きる「未来を拓くさいたま教育」の推進

【基本的方向性】

- ① 12年間の学びの連続性を生かした「真の学力」の育成
- ② グローバル社会で活躍できる豊かな人間性と健やかな体の育成
- ③ 人生100年時代を輝き続ける力の育成
- ④ スクール・コミュニティによる連携・協働の充実
- ⑤ 「未来を拓くさいたま教育」推進のための基盤整備

7 さいたま市教育アクションプラン

(1) アクションプランにおける重点事項

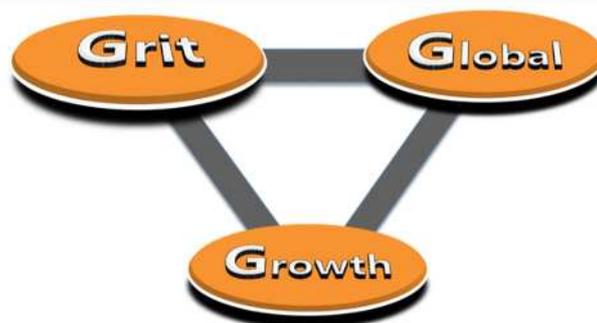
「第2期さいたま市教育振興基本計画」の「さいたま市教育ビジョン」（平成31年3月策定）では、人生100年時代の到来を見据え、市民一人ひとりが生きがいを持ち、自らの能力を高め発揮しながら、豊かに生き、自分らしい輝きを放ち続ける姿が、本市の教育が目指す人間像「世界と向き合い 未来の創り手として 輝き続ける人」の姿であると示しました。

そこで、「さいたま市教育アクションプラン」では、本市の教育が目指す人間像の実現に向け、これまで本市が取り組んできた様々な教育施策をさらに磨き、市民一人ひとりが、自己実現を図っていくうえで推進力となる、「PLAN THE NEXT 3つのGで 日本一の教育都市へ」という考えを掲げ、22世紀を見据えた教育施策を展開することとしました。

また、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向け、事業・取組ごとに特に関連の深いと思われるSDGsを明記することで、常にSDGsの視点を十分に意識しつつ、各種施策を推進していきます。

「未来を拓くさいたま教育」を推進する「PLAN THE NEXT 3つのGで日本一の教育都市へ」

第一のGは、Grit（グリット）「やり抜く力で『真の学力』を育成すること」です。やり抜く力とは、目的を達成するために継続的に粘り強く努力し、ものごとを最後までやり遂げる思考態度のことです。「確かな学力」が、基礎的・基本的な知識・技能、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等、学習意欲であるのに対し、「真の学力」とは、知識・技能や思考力・判断力・表現力等の「認知能力」と、学びに向かう力やものごとをやり抜く力、自制心等の学びの下支えとなる「非認知能力」を合わせた学力のことです。



第二のGは、Global（グローバル）「『国際社会で活躍できる力』を育成すること」です。「国際社会で活躍できる力」とは、多様性を理解し、世界を舞台に挑戦する主体性と創造性、豊かな人間性を持ち、言語や文化で異なる人と外国語で意見を述べたり、交流したりするのに必要な思考態度のことです。

第三のGは、Growth（グロウス）「一人ひとりの成長を支え、『生涯学び続ける力』を育成すること」です。「生涯学び続ける力」とは、生涯にわたって、計画し、探求し、行動し、そして、振り返るといった連続性のある主体的・創造的な学びを通して、自己の能力を高め、成長につなげる思考態度のことです。

これら、3つのGを実現するためのポイントを以下に掲げます。

	<ul style="list-style-type: none"> • 学校の教育活動を通して、子どもたちの学びの下支えとなる、前向きに挑戦しやり抜く力や自制心、責任感、規範意識、社会性、自己肯定感・自己有用感、豊かな情操、他者への思いやり等を養っていく。 • 子どもたちが、生涯にわたって質の高い学びを重ね、自分の頭で考え抜いて「新しい価値」を生み出す知的にタフな人間として成長を遂げるため、知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体的に学習に取り組む態度等をはぐくむ、質の高い教育を展開していく。
<p>やり抜く力で 「真の学力」 を育成すること</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> • 全ての教育活動を通して、よりよい世界を構築するため、多様性を受け入れ、世界を舞台に挑戦する主体性と創造性、豊かな人間性を養うとともに、言語や文化で異なる人と外国語で意見を述べたり、交流したりする力を育成していく。 • 全ての教育活動を通して、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を理解し尊重する態度や国際社会の平和と発展に寄与する態度、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けて、グローバル社会の様々な分野において活躍できる力を育成していく。
<p>「国際社会で 活躍できる力」 を育成すること</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> • 子どもから大人まで全ての人が、自らの能力を高め、発揮しながら自己実現を図っていくことができるよう、「学び」と「活動」が循環する、学校教育、生涯学習を力強く推進する。 • 本市の強みである、学校・家庭・地域・行政による連携・協働体制をさらに強め、地域の教育力を一層高めていく。
<p>一人ひとりの成長を支え、 「生涯学び続ける力」 を育成すること</p>	

このような観点から、より直接的かつ効果的に、主に学校教育において子どもたちに「真の学力」をはぐくむ事業・取組に Grit を、「国際社会で活躍できる力」をはぐくむ事業・取組に Global を付すとともに、学校教育と生涯学習において、全ての人に「生涯学び続ける力」をはぐくむ事業・取組に Growth を付しました。

全ての人々が、グローバル化・情報化の進行等、予測が困難な未来をどのように乗り切っていくか、そして、新しい時代において輝き続けるためにどのような教育が必要なのか、という視点を持ち、3つのGのもと、「人生 100 年時代を豊かに生きる『未来を拓くさいたま教育』」を推進し、日本一の教育都市を実現していきます。

持続可能な開発目標（SDGs）

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

アクションプランでは、事業・取組ごとに特に関連の深いと思われるSDGsを明記することで、達成に向けて貢献していくゴールを可視化しています。常にSDGsを意識することで、各事業・取組とその他の事業・取組との関連性、相乗効果や波及効果等を考慮しつつ、全ての事業・取組を推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(2) アクションプランの体系・進行管理

アクションプランを体系化し、今後5年間（2021年度～2025年度）の施策展開及び事業・取組を次のとおり掲げました。



「第2期さいたま市教育振興基本計画」に掲げた、本市の教育が目指す人間像の実現に向けて、各事業・取組の見直し・改善を図りながら教育行政を推進していくことが重要です。計画の推進に当たっては、“より高みを目指す”という視点を持ち、社会経済情勢や市民ニーズの変化に的確に対応しながら、PDCAサイクルに基づく進行管理を行い、先見性を持ち、大胆に、機動力を生かして様々な課題に対する的確かつ弾力的に取り組んでいきます。

5 令和6年度教育行政方針(概要)

教育の使命と我が国の教育をめぐる現状

現在、我が国は、地球規模での甚大な災害や感染症の拡大、国際情勢の不安定化とそれに伴う世界的なインフレ等、正に予測困難な時代を象徴する事態に直面しています。一方で、児童生徒1人1台端末に象徴されるように、コロナ禍が加速させた大きな社会変化の一つであるデジタル化が、一定の浸透をみせています。このような中、デジタルの優位性を最大限に生かし、どのような危機にも対応する強靱さ（レジリエンス）を備えた社会を構築していくことが重要です。

教育においては、現時点で予測される社会の課題や変化に対応して人材を育成するとともに、予測できない未来に向けて自らが社会を創り出していく「持続可能な社会の創り手」の実現に向け、その果たすべき役割はますます大きくなっています。

経済協力開発機構（OECD）が令和4年に実施した生徒の学習到達度調査（PISA2022）の調査結果において、新型コロナウイルス感染症拡大により、世界中の学校で臨時休業や教育活動の制約が生じたにも関わらず、日本は2018年調査から2022年調査にかけての変化が少なかったことから、OECDより「レジリエントな」国の一つとして評価されています。一方で、いじめ認知件数や不登校児童生徒数は全国的に過去最多となるなど、子どもを取り巻く状況の深刻化が見られます。

このような中、国は、昨年4月に子ども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」を、同年6月には、2040年以降の社会を見据え、「第4期教育振興基本計画」を策定しました。

私たちは、人類を脅かした感染症のパンデミック後の「未来の教育」という未知の大海原へ出航するに当たり、これらを本市の教育政策の進むべき方向性を示す「羅針盤」とし、教育は社会を牽引する駆動力の中核を担う営みであるとの自負を持って突き進まなければなりません。

さいたま市教育委員会の取組と成果

新型コロナウイルス感染症が、昨年5月に5類に移行し、日本中で様々なイベントやお祭りが4年ぶりに開催され賑わいを見せました。公民館や図書館、博物館等の生涯学習関連施設においては、講座や展覧会等に多くの市民の皆さまが集い、各学校においては、運動会や合唱祭、周年行事等に多くの保護者や地域の皆さまが参加するなど、たくさんの笑顔が戻ってきた1年でした。

昨年4月に実施した「令和5年度全国学力・学習状況調査」では、教科に関する全ての調査において、全国の平均正答率を上回っており、学力について高い水準を維持することができました。生活習慣等に関する調査においては、小・中学校ともに「先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思う。」「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる。」についても、肯定的な回答の割合が全国平均を大きく上回り、児童生徒が学校で認められる環境や相談できる環境が整っていることがうかがえました。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を乗り越え、児童生徒の健全育成が見られたことは、1人1台端末の整備及び端末を活用した学びを継続するための様々な取組に加え、学校教育を担う教職員、保護者、地域の皆さまをはじめとした学校に携わる全ての方々の懸命な努力の賜物であると考えています。

一方で、全国的な傾向と同じく、本市においても児童生徒の体力低下や、いじめ・不登校児童生徒の増加などが生じています。社会の多様化の進展に伴い、子どもの抱える困難は多様化・複雑化しているため、一人ひとりの状況に応じた個別最適な支援が求められています。

以下、令和5年度に取り組んだ、新規及び拡充の主な取組・事業について申し上げます。

○デジタルの優位性を活用した教育活動の推進

児童生徒1人1台の端末やクラウド環境等のICTインフラが整備されてから2年が経過し、ICTを活用する段階から、児童生徒の学び方や教師の教え方、働き方を改革していくツールとして積極的に利活用していく段階へと進化・発展させていくために、「さいたま市スマートスクールプロジェクト（SSSP）」の充実に向けて取り組みました。

令和5年度の主な取組といたしましては、クラウドの活用による、児童生徒の探究的な学びの実現を目指した本市独自の取組「学びのポイント『じ・し・ゃ・く』」の展開を図り、教師の指導力向上及び授業改善、児童生徒の主体性の育成に努めました。また、文部科学省の実証事業「リーディングDXスクール事業」の指定校である、大東小学校や美園南中学校の取組事例の共有や、指導主事による各校へのICT活用支援などを通して、一人ひとりの教職員のICT活用能力の向上と学校全体のICT活用率の向上に努めました。さらに、これまでの教師の経験や勘に加え、エビデンスに基づく学校・学級経営、学習・生徒指導の実現と、児童生徒へのきめ細かな指導・支援の一層の充実に向け、教育データ利活用の基盤となる「スクールダッシュボード」システムの構築を進め、令和6年4月から本格運用をスタートさせます。

○不登校等児童生徒への教育支援の充実

不登校等児童生徒支援センター（Growth）において、多様な教育的ニーズに対応するため、これまでのオンライン支援に加え2D 及び3D メタバースを導入し、児童生徒に寄り添った、個に応じた支援を展開しました。これにより、児童生徒が一斉学習と個別学習を選択するなど、学び方について自ら決定する場面が生まれました。また、少人数の話合いなど共感的な人間関係を醸成する様々なコミュニケーションが可能になりました。メタバース導入後、児童生徒は共通の趣味について語り合う企画を発案するなど、社会的自立に向けて自ら活動する姿が見られるようになりました。

○部活動の地域移行の推進

生徒の自主的で多様な学びの場である部活動の教育的意義を継承・発展させ、スポーツや文化、科学・芸術に親しむ機会を確保し、不確実な未来を生きる生徒たちが多様な体験により、自らの可能性を広げる力を付けるべく、地域クラブ活動への移行を見据えた検討を行っています。

令和5年度は、市立中学校3校において、土日に活動する全ての部活動を地域移行し、その指導者を外部の統括団体から派遣して運営するモデル事業を行いました。また、「さいたま市地域スポーツ・文化クラブ活動体制整備研究協議会」及び「ワーキンググループ」を立ち上げ、モデル校による実証の成果や課題等を共有し、熟議を重ねながら、本市にふさわしいスポーツ・文化環境の構築に資するビジョン策定に向けて歩みを進めることができました。

○学校給食費の公会計化

これまで各学校で徴収管理されていた学校給食費について、令和6年度から本市の歳入歳出予算とする公会計化を実施し、徴収管理及び未納者の債権管理を行います。これにより、保護者の方々の利便性の向上と学校現場における学校給食費等の徴収業務を削減し、学校職員の事務負担軽減を図ります。

令和5年度は、公会計化移行の準備年度として、給食申込書の配布・回収、口座情報の登録及び学校給食費徴収管理システムの構築等といった徴収管理に必要な環境整備を行いました。徴収管理をシステムに一元化することで、効率的に業務を行える体制が準備できました。

一人ひとりの幸せな人生と豊かな社会の創造を追求する

「Well-being（幸せ）を保障する教育」の実現を目指して

- 予測困難な時代を生き抜くためのエージェンシーをはぐくむために -

昨年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、従来の延長ではない日常や学校の生活様式、働き方、価値観などが大きく変化した「ポストコロナ」と言われる「新しい時代」を、私たちは共に生きています。この新しい時代を前向きに捉え、「日本一の教育都市」で「日本一幸せな子ども」をはぐくんでいくことが私たちの使命です。

そのためには、コロナ禍により加速し一定の浸透を見せたデジタル化と、コロナ禍で重要性が再認識された「人のつながり」や「協働」というリアルを組み合わせ、「子どものWell-being（幸せ）（※）を保障する教育」を、教職員、保護者、地域の人々と共に力強く推進していくことが必要です。

その実現に当たっては、困難や課題を抱えている「目の前の子どもの幸せを保障する教育」と、将来AIと共存するであろう「子どもの将来の幸せを保障する教育」をバランスよく行っていくことが求められます。

また、1月1日の能登半島地震をはじめ、先の見えない不透明で予測困難な時代を象徴するような出来事が矢継ぎ早に起こっております。このような時代を生き抜くために、子どもたちには、自分の幸せな人生と豊かな社会を創造するために、学校で学んだことを地域社会で生かし、多くの他者と協働して、自分の考えや行動で、自身の生活や世の中を少しでも変えようと行動する力、つまり、「エージェンシー」が必要不可欠です。

このような力を子どもたちに付けるためには、教育委員会事務局職員、教職員、保護者や地域の方々など、大人たちが子どもたちのロールモデルになることが「鍵」と考えます。

そこで、令和6年度のさいたま市教育の進むべき方向性を3つお示しします。

※ Well-being（幸せ）とは、Happiness が短期的で個人的な幸せであるのに対し、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸せや、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念です。Well-being（幸せ）の捉え方は国、地域の文化的、社会的背景により異なり得るものであり、一人ひとりの置かれた状況によって幸せの要素は数多く存在しますが、その中でも「健康な身体」、「心の安定」、学校（学習）、職場、家庭、地域など「周辺環境」の3つが、持続的に幸せや豊かさを感じられる状態であることが重要です。

I. 「さいたま市スマートスクールプロジェクト（SSSP）」の推進により、一人ひとりの可能性を最大限に引き出し、Well-being（幸せ）を保障する教育の実現

現在、学校では、1人1台端末やクラウド等のICT環境の下、デジタルの優位性を活用した教育活動が展開されるようになり、教える側主体から学ぶ側主体へと学びのあり方が大きく転換しようとしています。そこで、SSSPのビジョンである「一人ひとりの可能性を最大限に引き出し、新たな価値を創造していく力をはぐくむ教育の実現」に向け、「学び方」「教え方」「働き方」にICTの効果的・効率的な活用という横串を刺し、ダイナミックな教育改革をこの4月より本格的に推進します。

「学び方改革」では、子どもがICTを駆使して、自分の学びの履歴や友達の学習過程を確認しながら、自らの学びを調整し自分の力で主体的に探究を深めたり、グローバルな交流等を通してものの「見方・考え方」を広げたりすることができるよう、子どものICT活用能力の向上に努めます。また、「教え方改革」では、教職員がダッシュボードに日々蓄積される各種教育データをフルに利活用することで、これまで以上に子ども一人ひとりへの最適な指導・支援が可能になるよう、授業改善と指導力向上を目指します。さらに、「働き方改革」では、校務用端末を活用した校務の効率化による業務改善を通して、教職員が子どもの変容や成長を間近で見守るなど、人間形成に深くかかわる時間を生み出すことで、教職員のやりがいや働き甲斐が高められるよう、職場環境の整備に努めます。

このような教育改革により、本市の教育の質の一層の向上により、子どもと教職員双方のWell-being（幸せ）の実現を目指します。

II. 教育DX（デジタル・トランスフォーメーション）とリアルが創り出す、誰一人取り残さない多様な学びの実現

新しい時代において、誰もが安心して楽しく学び続けるためには、学校や生涯学習関連施設のほか、民間やNPOによる第三の居場所に加えメタバース上の空間など、多様な居場所と学びを保障することが重要です。

そこで、誰一人取り残さない教育の実現を目指し、これまで培ってきた「不易」と、DXの力を借りた「流行」をバランスよく組み合わせ、新しい時代の「さいたま市の教育」を力強く推進していきます。

現在、教室には様々な特性を持つ子どもが存在し、中には、その特性を背景とした困難を抱えていても一見困難に直面しているように見えず、見過ごされがちなケースもあります。また、学校に馴染めず苦しむ子どもも一定数存在し、不登校児童生徒数は、令和4年度2,103人となり年々増加傾向

にあります。

このような中、本市では、ICT 環境の下、子ども一人ひとりの状況に応じた「個別最適な学び」と、多様な他者と協働して主体的に課題を解決しようとする「協働的な学び」、さらには新たな居場所となるメタバース空間上の教室や自習室等での学びなど、多様な学びの選択肢を引き続き提供してまいります。また、4月より全ての学校に、登校はできるものの教室に入れない子どもを対象とした居場所として、校内教育支援センター「Sola(ソラ)るーむ」を導入するとともに、市長部局と連携し、子どもが放課後に安心して過ごせる居場所として「さいたま市放課後子ども居場所事業」を推進します。

子どもたちがより多様化する中で、空間的・時間的・物理的制約を超えたデジタルの力の全面的な活用と、体験活動や交流活動などのリアルの組み合わせにより、安全・安心な居場所・セーフティネットの確保に加え、全ての子どもたちの可能性を最大限引き出す共生社会の実現に向けた教育をこれまで以上に推進してまいります。

併せて、生涯学習関連施設においては、全ての市民が豊かな生活を送るためのデジタルデバイドの解消や、障害や病気、子育て等で生涯学習に参加をしたくても参加できない方々のために、デジタルと対面による柔軟で魅力あふれる学習の機会の一層の充実と、社会教育主事など学びをコーディネートする人材育成にも注力してまいります。

III. 幸せな人生と豊かな社会の創造を循環させるエンジンとなる「コミュニティ・スクール」の推進

コロナ禍を経て、常識や慣習が大きく変化する中で、大人の価値観が大きく変わり、そのことが子どもにも影響していると考えます。例えば、新型コロナウイルス感染症が5類に移行後のマスク着脱やワクチン接種の可否、健康か経済活動かなど、価値観が多様化する中で、学校・家庭・地域・行政は、これまで以上に連携・協働することが必要です。

Well-being（幸せ）が実現される持続可能な社会とは、学校という「生涯の学びの拠点」を核として、子どもたち一人ひとりが幸福や生きがいを感じられるような学びを、教職員と保護者や地域の人々が共に創っていくことを通して、学校に携わる全ての人々の Well-being（幸せ）が高まり、その広がりが地域の人々や地域そのものを支えるという循環型社会だと考えます。その循環のエンジンとなるのが、「コミュニティ・スクール」です。

今年は、地域コミュニティに根差した個人と地域全体の Well-being（幸せ）の向上のために、地域社会の担い手となる子どもの声が、学校運営や地域活動などに反映されるようコミュニティ・スク

ールを一層推進してまいります。加えて、子どもが主役となりエージェンシーが発揮される場面や機会の創出に向け、生涯学習関連施設をはじめとした地域学習資源の積極的な活用促進と、企業・NPO、大学等多様な担い手と連携・協働した学習環境の整備に努めてまいります。

教育行政方針構成

I 12年間の学びの連続性を生かした「真の学力」の育成

- (1) 新たな指標を踏まえた主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)の推進
- (2) 「さいたま市スマートスクールプロジェクト(SSSP)」の推進
- (3) 情報活用能力をはぐくむプログラミング教育「さいたまモデル」の推進
- (4) 市立高等・中等教育学校の更なる特色化・魅力化の推進
- (5) リニューアルした館岩少年自然の家を活動拠点とした自然体験活動の推進
- (6) 中・高の連続性と強みを生かした教育の推進
- (7) 探究的な学びを追求する「さいたま STEAMS 教育」の推進
- (8) 新カリキュラムを踏まえた「さいたま市小・中一貫教育」による教育の質の向上
- (9) 学習状況調査等の教育データを利活用した教育支援の充実

II グローバル社会で活躍できる豊かな人間性と健やかな体の育成

- (1) 世界的な視野をはぐくむ英語教育「グローバル・スタディ」の更なる推進
- (2) グローバル人材を育成する国際教育の推進
- (3) 新しい時代のキャリア教育の推進
- (4) 子ども主体のいじめ防止対策の推進
- (5) 一人ひとりの教育的ニーズに応じる特別支援教育の推進
- (6) 国際バカロレアの教育によるグローバル人材の育成
- (7) 一人ひとりを大切にしたい人権教育の推進
- (8) スポーツを科学する生徒の育成
- (9) 子どもの個性と多様性に応じた不登校等児童生徒への支援の充実
- (10) 子どもの幸せを保障する心のサポート体制の充実
- (11) SDGsの実現を目指した教育の推進
- (12) 「子どものための体力向上サポートプラン」の更なる推進
- (13) 学校・家庭・地域が連携した魅力ある食育の充実

III 人生100年時代を輝き続ける力の育成

- (1) 時代のニーズを踏まえたさいたま市民大学事業の推進
- (2) 子どもの学び・親子の育ちの支援の充実
- (3) 「知のひろば」図書館を通じた生涯学習環境整備の推進
- (4) 科学館・博物館・美術館を通じた生涯学習環境整備の推進
- (5) さいたま市生涯学習コンテンツの魅力化
- (6) 安全・安心に向けた公民館・図書館施設リフレッシュの推進
- (7) 次世代に向けた歴史文化資源の保存・継承・活用

IV スクール・コミュニティによる連携・協働の充実

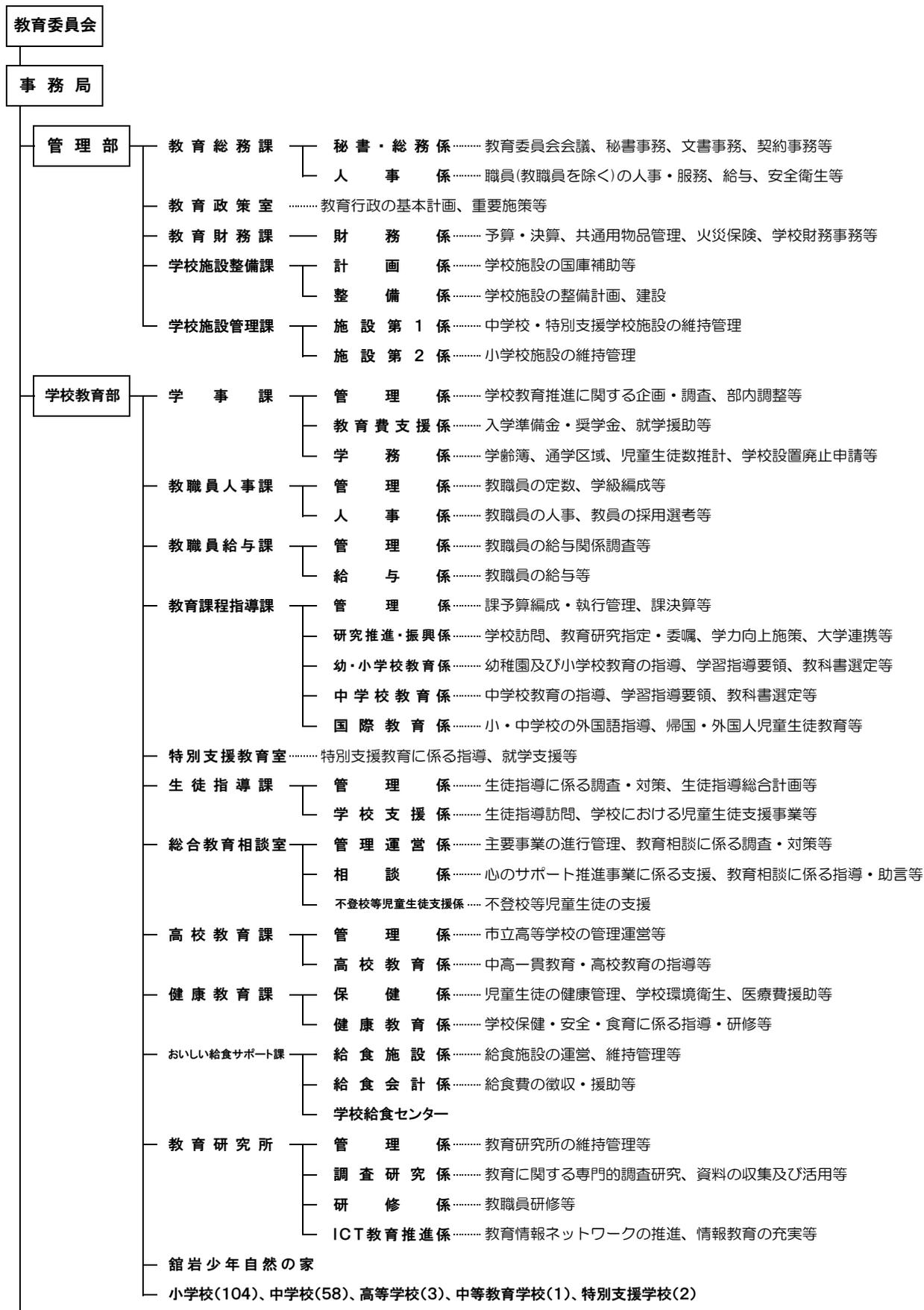
- (1) 「子どもが主役」となるコミュニティ・スクールの推進
- (2) Well-being(幸せ)が循環するコミュニティ・スクールとスクールサポートネットワークの一体的推進
- (3) チャレンジスクールを通じた学びの輪・地域の輪づくりの充実
- (4) 子どもを見守る学校安全ネットワークの推進

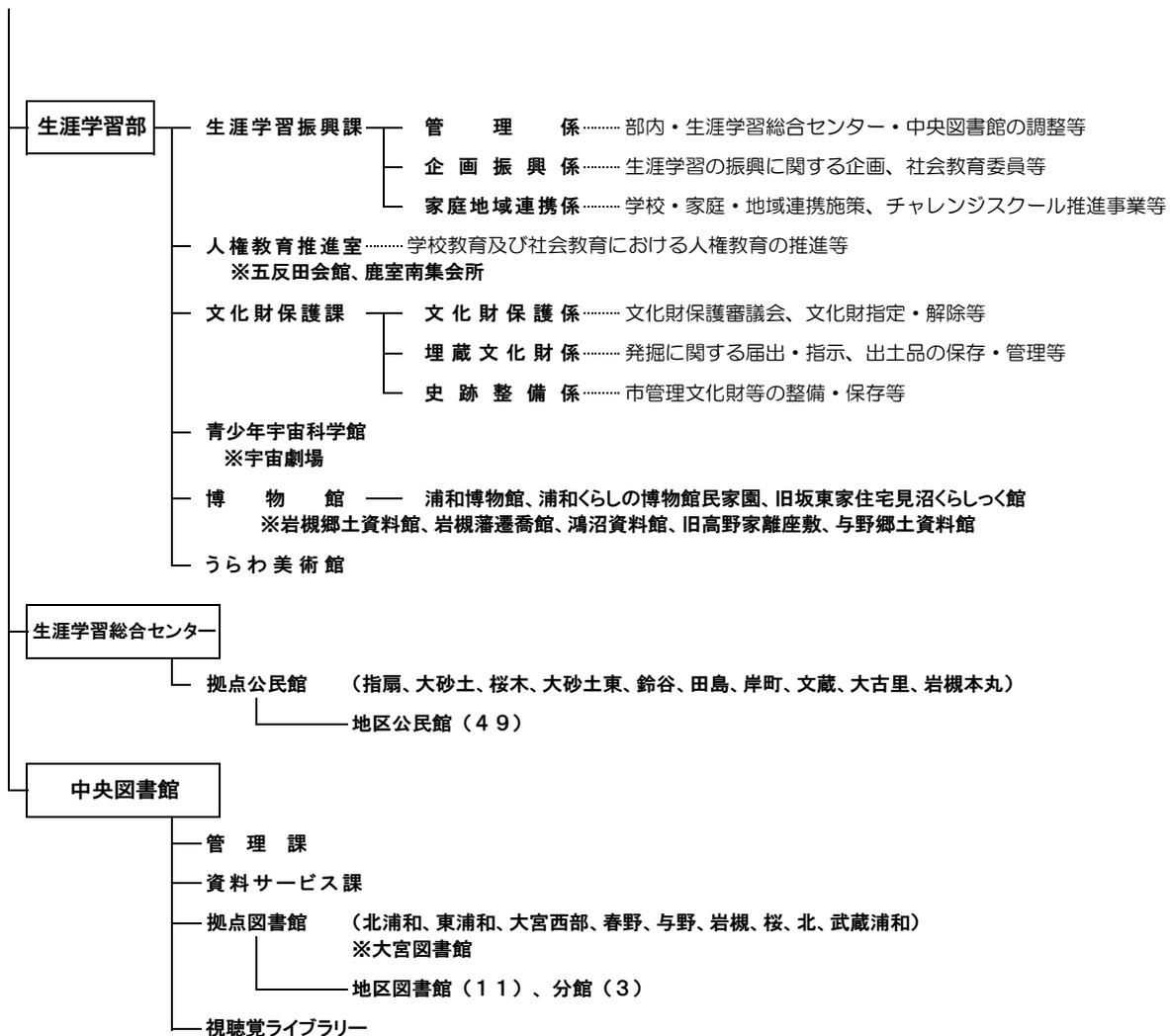
V 「未来を拓くさいたま教育」推進のための基盤整備

- (1) 「新たな教師の学びの姿」の具現化
- (2) 魅力ある人材養成・確保・育成の一体的推進
- (3) 子どものスポーツ・文化環境活動体制の整備 ～部活動の地域移行～
- (4) Well-being(幸せ)の実現に向けた学校における働き方改革の推進
- (5) 学級規模等の適正化に向けた小学校35人学級の実現
- (6) 次世代に向けた持続可能で質の高い教育環境整備の推進
- (7) 教育環境の充実を目指す水泳学習の民間委託化の推進
- (8) 実効的で持続的な学校安全体制の充実
- (9) 良好な学習環境等を目指す学校のリフレッシュ計画の推進
- (10) 快適な教育環境確保のための学校体育館への空調機設置の推進
- (11) 明るく衛生的な学校トイレの洋式化等の推進
- (12) さいたま市大学等進学「夢」支援の実施
- (13) 教育改革の実現に向けた新たな学校課題研究の推進

6 事務局組織機構及び教育機関

令和6年4月1日現在





注 ※印は、指定管理等により管理する組織等

7 令和6年度予算

1 令和6年度一般会計歳入歳出当初予算（単位：千円）

（1）歳入

	令和6年度 予算		令和5年度 予算	前年度比	
		構成比		増減額	増減率
歳入合計	712,000,000	100.0%	669,000,000	+ 43,000,000	+ 6.4%
市税	282,828,003	39.7%	284,516,003	▲ 1,688,000	▲ 0.6%
地方譲与税	3,028,000	0.4%	2,945,000	+ 83,000	+ 2.8%
法人事業税交付金	2,622,000	0.4%	2,348,000	+ 274,000	+ 11.7%
地方消費税交付金	30,168,000	4.2%	32,634,000	▲ 2,466,000	▲ 7.6%
軽油引取税交付金	6,173,000	0.9%	6,529,000	▲ 356,000	▲ 5.5%
地方特例交付金	10,405,000	1.5%	2,051,000	+ 8,354,000	+ 407.3%
地方交付税	8,400,000	1.2%	5,800,000	+ 2,600,000	+ 44.8%
分担金及び負担金	4,267,008	0.6%	4,094,249	+ 172,759	+ 4.2%
使用料及び手数料	8,077,133	1.1%	7,418,395	+ 658,738	+ 8.9%
国庫支出金	146,597,751	20.6%	132,160,847	+ 14,436,904	+ 10.9%
県支出金	35,655,421	5.0%	35,247,574	+ 407,847	+ 1.2%
財産収入	7,236,873	1.0%	1,510,261	+ 5,726,612	+ 379.2%
繰入金	25,896,555	3.6%	19,811,366	+ 6,085,189	+ 30.7%
諸収入	44,883,779	6.3%	50,992,977	▲ 6,109,198	▲ 12.0%
市債	89,887,100	12.6%	76,024,100	+ 13,863,000	+ 18.2%
その他	5,874,377	0.8%	4,917,228	+ 957,149	+ 19.5%

※構成比は項目ごとに四捨五入しているため、各数値の合計と合計数値は一致しない場合があります。

（2）歳出

	令和6年度 予算		令和5年度 予算	前年度比	
		構成比		増減額	増減率
歳出合計	712,000,000	100.0%	669,000,000	+ 43,000,000	+ 6.4%
議会費	1,706,400	0.2%	1,687,328	+ 19,072	+ 1.1%
総務費	56,875,308	8.0%	59,817,499	▲ 2,942,191	▲ 4.9%
民生費	262,976,022	36.9%	238,483,421	+ 24,492,601	+ 10.3%
衛生費	84,453,502	11.9%	71,768,026	+ 12,685,476	+ 17.7%
労働費	230,264	0.0%	230,059	+ 205	+ 0.1%
農林水産業費	1,917,737	0.3%	2,824,405	▲ 906,668	▲ 32.1%
商工費	33,183,089	4.7%	39,269,684	▲ 6,086,595	▲ 15.5%
土木費	80,155,345	11.3%	76,357,483	+ 3,797,862	+ 5.0%
消防費	19,583,699	2.8%	18,091,273	+ 1,492,426	+ 8.2%
教育費	116,455,570	16.4%	105,529,111	+ 10,926,459	+ 10.4%
災害復旧費	5	0.0%	5	0	0.0%
公債費	54,263,059	7.6%	54,741,706	▲ 478,647	▲ 0.9%
予備費	200,000	0.0%	200,000	0	0.0%

※構成比は項目ごとに四捨五入しているため、各数値の合計と合計数値は一致しない場合があります。

2 令和6年度教育費予算（単位：千円）

（1）目的別内訳

	令和6年度 予算	構成比	令和5年度 予算	前年度比	
				増減額	増減率
教育費	116,455,570	100.0%	105,529,111	+ 10,926,459	+ 10.4%
教育総務費	12,244,327	10.5%	11,627,873	+ 616,454	+ 5.3%
小学校費	51,075,844	43.9%	47,728,100	+ 3,347,744	+ 7.0%
中学校費	27,973,600	24.0%	25,596,864	+ 2,376,736	+ 9.3%
高等学校費	3,373,000	2.9%	3,212,716	+ 160,284	+ 5.0%
幼稚園費	3,000	0.0%	3,000	0	0.0%
社会教育費	7,793,851	6.7%	9,093,252	▲ 1,299,401	▲ 14.3%
保健体育費	12,655,597	10.9%	6,933,125	+ 5,722,472	+ 82.5%
特別支援学校費	1,336,351	1.1%	1,334,181	+ 2,170	+ 0.2%

※構成比は項目ごとに四捨五入しているため、各数値の合計と合計数値は一致しない場合があります。

（2）性質別内訳

	令和6年度 予算	構成比	令和5年度 予算	前年度比	
				増減額	増減率
教育費	116,455,570	100.0%	105,529,111	+ 10,926,459	+ 10.4%
人件費	68,522,648	58.8%	65,209,352	+ 3,313,296	+ 5.1%
扶助費	788,602	0.7%	788,167	+ 435	+ 0.1%
物件費	28,692,942	24.6%	22,251,005	+ 6,441,937	+ 29.0%
普通建設事業費	17,023,668	14.6%	15,462,728	+ 1,560,940	+ 10.1%
その他	1,427,710	1.2%	1,817,859	▲ 390,149	▲ 21.5%

※構成比は項目ごとに四捨五入しているため、各数値の合計と合計数値は一致しない場合があります。

（3）財源別内訳

	令和6年度 予算	構成比	令和5年度 予算	前年度比	
				増減額	増減率
教育費	116,455,570	100.0%	105,529,111	+ 10,926,459	+ 10.4%
一般財源	79,359,685	68.1%	76,189,704	+ 3,169,981	+ 4.2%
国庫支出金	15,246,633	13.1%	14,470,088	+ 776,545	+ 5.4%
県支出金	5,954	0.0%	10,447	▲ 4,493	▲ 43.0%
市債	12,042,400	10.3%	12,243,300	▲ 200,900	▲ 1.6%
その他	9,800,898	8.4%	2,615,572	+ 7,185,326	+ 274.7%

※構成比は項目ごとに四捨五入しているため、各数値の合計と合計数値は一致しない場合があります。

3 一般会計予算・教育費及び教育費比率推移（単位：千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計予算	562,720,000	611,780,000	637,300,000	669,000,000	712,000,000
教育費	90,999,379	93,178,898	97,153,671	105,529,111	116,455,570
教育費比率	16.2%	15.2%	15.2%	15.8%	16.4%

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計予算	456,000,000	468,920,000	530,100,000	554,450,000	556,830,000
教育費	39,623,874	38,607,491	94,148,850	97,544,615	88,950,637
教育費比率	8.7%	8.2%	17.8%	17.6%	16.0%

4 令和6年度教育予算詳細（単位：千円）

款・項・目	令和6年度 予算	構成比	令和5年度 予算	前年度比	
				増減額	増減率
10 教育費	116,455,570	100.0%	105,529,111	+ 10,926,459	+ 10.4%
01 教育総務費	12,244,327	10.5%	11,627,873	+ 616,454	+ 5.3%
01 教育委員会費	12,234	0.0%	12,234	0	0.0%
02 事務局費	6,108,160	5.2%	5,424,751	+ 683,409	+ 12.6%
03 教育指導費	3,080,558	2.6%	3,013,928	+ 66,630	+ 2.2%
04 教育研究所費	3,043,375	2.6%	3,176,960	▲ 133,585	▲ 4.2%
02 小学校費	51,075,844	43.9%	47,728,100	+ 3,347,744	+ 7.0%
01 小学校総務費	33,196,807	28.5%	32,002,017	+ 1,194,790	+ 3.7%
02 学校管理費	4,669,777	4.0%	4,914,715	▲ 244,938	▲ 5.0%
03 教育振興費	431,292	0.4%	425,637	+ 5,655	+ 1.3%
04 学校建設費	12,777,968	11.0%	10,385,731	+ 2,392,237	+ 23.0%
03 中学校費	27,973,600	24.0%	25,596,864	+ 2,376,736	+ 9.3%
01 中学校総務費	19,228,746	16.5%	18,536,092	+ 692,654	+ 3.7%
02 学校管理費	2,896,526	2.5%	2,862,974	+ 33,552	+ 1.2%
03 教育振興費	346,108	0.3%	353,939	▲ 7,831	▲ 2.2%
04 学校建設費	5,502,220	4.7%	3,843,859	+ 1,658,361	+ 43.1%
04 高等学校費	3,373,000	2.9%	3,212,716	+ 160,284	+ 5.0%
01 高等学校総務費	2,709,600	2.3%	2,372,655	+ 336,945	+ 14.2%
02 学校管理費	651,145	0.6%	826,863	▲ 175,718	▲ 21.3%
03 教育振興費	12,255	0.0%	13,198	▲ 943	▲ 7.1%
05 幼稚園費	3,000	0.0%	3,000	0	0.0%
01 幼稚園振興費	3,000	0.0%	3,000	0	0.0%
06 社会教育費	7,793,851	6.7%	9,093,252	▲ 1,299,401	▲ 14.3%
01 社会教育総務費	561,754	0.5%	540,919	+ 20,835	+ 3.9%
02 公民館費	3,023,313	2.6%	3,139,066	▲ 115,753	▲ 3.7%
03 文化財保護費	137,459	0.1%	167,507	▲ 30,048	▲ 17.9%
04 図書館費	2,635,165	2.3%	2,619,881	+ 15,284	+ 0.6%
05 博物館費	249,862	0.2%	215,939	+ 33,923	+ 15.7%
06 少年自然の家費	407,847	0.4%	1,389,418	▲ 981,571	▲ 70.6%
07 宇宙科学館費	471,362	0.4%	520,971	▲ 49,609	▲ 9.5%
08 美術館費	307,089	0.3%	499,551	▲ 192,462	▲ 38.5%
07 保健体育費	12,655,597	10.9%	6,933,125	+ 5,722,472	+ 82.5%
01 保健体育総務費	331,794	0.3%	298,052	+ 33,742	+ 11.3%
02 学校保健費	12,167,729	10.4%	6,473,366	+ 5,694,363	+ 88.0%
03 学校給食センター費	156,074	0.1%	161,707	▲ 5,633	▲ 3.5%
08 特別支援学校費	1,336,351	1.1%	1,334,181	+ 2,170	+ 0.2%
01 特別支援学校総務費	1,129,691	1.0%	1,124,788	+ 4,903	+ 0.4%
02 学校管理費	203,802	0.2%	206,535	▲ 2,733	▲ 1.3%
03 教育振興費	2,858	0.0%	2,858	0	0.0%

※構成比は項目ごとに四捨五入しているため、各数値の合計と合計数値は一致しない場合があります。

5 令和6年度教育費主要事業（単位：千円）

No.	事業名〔所管名〕	予算額	説明
1	アクティブ・ラーニングの推進 〔教育課程指導課〕	280,192	学習内容を深く理解し、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を図り、「真の学力」を育成するとともに、研究委嘱により教育力を向上します。
2	児童生徒用タブレットの管理と教育データ可視化システムの運用 〔教育研究所〕	1,512,140	児童生徒1人1台端末の効果をも高めるため、適切な維持管理を行うとともに、個別最適な学びを実現するため、教育データ可視化システムの運用等を実施します。
3	自然体験活動の推進 〔舘岩少年自然の家〕	269,472	児童生徒の「非認知能力」を向上させるため、自然体験活動を推進します。
4	グローバル・スタディの推進 〔教育課程指導課〕	721,246	グローバル社会で主体的に行動し、たくましく豊かに生きる児童生徒を育成すべく、「グローバル・スタディ」を実施します。
5	未来（みら）くるワーク体験（中学生職業体験）の推進 〔教育課程指導課、生涯学習振興課〕	8,245	地域の事業所等での中学生職場体験を推進するとともに、企業へのビジネス提案を取り入れた探究学習プログラムである「さいたまエンジン」を実施します。
6	小中学校での看護師による医療的ケアの実施 〔特別支援教育室〕	26,341	市立小・中学校に在籍する医療的ケア児の学校生活を支援するとともに、保護者の負担を軽減するため、看護師による医療的ケアを実施します。
7	ひまわり特別支援学校知的障害教育部門高等部の運営 〔特別支援教育室〕	3,427	知的障害児の特別支援学校等に係る教育環境の充実を図るため、ひまわり特別支援学校に設置した知的障害教育部門高等部を運営します。
8	SDGsの実現を目指した教育の推進 〔教育課程指導課〕	380	SDGs教育について、児童生徒主体の取組を推進するため、研究や工夫した取組の普及啓発を行うとともに、SDGsの実現を目指し、「さいたまSDGsアワード」を開催します。
9	スポーツを科学する生徒の育成 〔教育課程指導課、高校教育課〕	10,551	DXツールのアカウント数を増加し、全ての市立中・高等学校及び中等教育学校で「スポーツを科学する部活動」を、全ての市立小学校で「スポーツを科学する授業」を実施します。
10	Growthの充実と「学びの多様化学校」の設置検討 〔総合教育相談室〕	24,005	不登校等児童生徒支援センターにおいて、学習支援等を補助する人材やメタバースを活用したオンライン学習を実施し、新たに「学びの多様化学校」の設置に向け検討を進めます。
11	さいたま市民大学事業の推進 〔生涯学習総合センター〕	2,942	大学教授や各分野の専門家等が講師を務める他に、市内生涯学習施設や関係団体等と連携し、幅広い年齢層を対象に、教養、市民企画、パソコンコース等の講座を実施します。

No.	事業名〔所管名〕	予算額	説明
12	図書館を通じた生涯学習環境整備の推進 〔中央図書館管理課〕	167,377	市民が生涯にわたる学びを進めていける、質の高い生涯学習環境を実現します。
13	子どもの学び・親子の育ちの支援の充実 〔生涯学習総合センター〕	8,270	子どもの地域への愛着等をはぐくむための体験講座や子育て中の親同士が交流し学び合うことで、親として成長することを目的とした親の学習事業を実施します。
14	公民館施設リフレッシュの推進 〔生涯学習総合センター〕	1,003,732	公民館施設リフレッシュ計画に基づき、老朽化対策を進めるとともに、バリアフリー化や省エネルギー化を図る施設改修を実施します。併せて、太陽光発電設備等を導入します。
15	公民館エレベーター設置事業 〔生涯学習総合センター〕	32,120	公民館のバリアフリー化を推進するため、エレベーター等の設置に向けた工事等を実施します。
16	コミュニティ・スクールの推進 〔生涯学習振興課〕	11,193	全ての市立学校においてコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を実施し、「地域とともにある学校づくり」及び「学校を核とした地域づくり」を推進します。
17	チャレンジスクールの充実 〔生涯学習振興課〕	149,162	土曜日や放課後等に学校の教室等を活用し、地域住民、団体等の参画を得て、子どもたちの自主的な学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等を実施します。
18	教職員研修事業 〔教職員人事課、教育研究所〕	7,045	教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、学び続ける教職員を育成するため、実施方法の最適化と、外部リソースの活用による、多様で質の高い研修を実施します。
19	地域スポーツ・文化クラブ活動体制整備事業の推進 〔教育課程指導課〕	43,186	市立中学校の休日の部活動について、段階的に学校から地域に移行すべく、モデル校において実証事業を実施します。
20	学校施設リフレッシュ推進事業 〔学校施設整備課、学校施設管理課〕	10,232,146	学校施設リフレッシュ基本計画に基づき、学校施設の計画的な改修・改築を実施校数を増やして実施します。
21	学校トイレ洋式化推進事業 〔学校施設管理課〕	116,162	児童生徒の健康面や良好な学習環境維持のため、市立小・中学校の洋式トイレの整備を実施します。
22	小中学校における水泳授業の民間委託化の拡大 〔学校施設管理課〕	99,467	教育の質の向上とともに、持続可能で機能性・合理性を高めた教育環境の整備を実現するため、水泳授業の民間委託化を実施します。

No.	事業名〔所管名〕	予算額	説明
23	武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校整備の実施設計 〔学校施設整備課〕	341,188	学校規模による課題の解消とともに、教育の質の向上を図るため、武蔵浦和駅周辺地区に義務教育学校を整備するための実施設計を業務割合を増やして昨年度に引き続き実施します。
24	新設大和田地区小学校整備事業 〔学校施設整備課〕	3,984,904	大和田特定土地区画整理事業の進捗に合わせ、市民利用前提の学校体育施設（プール等）を備えた小学校、保育所等を一体的に整備するための工事を実施します。
25	市立中学校の体育館への空調機整備 〔学校施設整備課〕	1,474,056	災害時の避難所機能の強化を図るとともに、良好な教育環境を確保するため、市立中学校の体育館への空調機の新規整備を実施します。
26	大学等進学「夢」支援 〔学事課〕	9,090	自身が持つ夢や志を叶えようという熱意があるものの、世帯収入が少なく学資の負担が困難な学生に対して、大学等の受験料補助及び入学一時金を支給します。
27	小学校35人学級教室整備事業 〔学校施設管理課、教育財務課、教育課程指導課、おいしい給食サポート課〕	553,108	市立小学校の35人学級の実施等による学校の教室を確保するため、教室改修及び仮設校舎の設置を行うとともに必要な物品を購入します。
28	学校給食費の公会計化 〔おいしい給食サポート課〕	5,817,756	各学校で徴収管理されている学校給食費を本市の歳入歳出予算とする公会計化を実施し、学校給食費の徴収管理及び未納者の債権管理を行います。
29	学校の給食用食材の物価高に対する支援 〔おいしい給食サポート課〕	615,366	栄養バランスや量を保った給食の提供を確保するため、学校の給食用食材の物価高による価格改定分を公費負担します。

8 教育長記者会見

1 趣旨

本市の教育に関する施策・取組や教育委員会が主催するイベントなどを広く周知し、より開かれた教育行政を推進するため、市政記者クラブ加盟社が出席する教育長記者会見を開催しています。

2 発表資料の公表

さいたま市 Web サイト（ホームページ）
<https://www.city.saitama.lg.jp/index.html> のトップページから「子育て・教育」→「教育」→「教育委員会」→「教育長記者会見」の順番に画面を展開していただくと、過去の記者会見で発表した資料をご覧になれます。



教育長による記者会見の様子

3 令和5年度における教育長記者会見の議題一覧

開催日	議題等
令和5年5月22日	議題1 さいたま市から「体験の風をおこそう」運動推進事業を実施します
	議題2 さいたま市中中学生英語力4回連続全国1位になりました
	議題3 令和5年度 Pittsburgh Cross Bridge Project を開催します
	議題4 令和5年度さいたま市模擬国連ワークショップを実施します
	議題5 「生成系 AI 活用研究会」を開設します
令和5年7月18日	議題1 令和5年度探究学習プログラム「さいたまエンジン」を始動します
	議題2 不登校等児童生徒支援センター（Growth）において、メタバース空間を活用した支援を始めます
	議題3 国史跡「真福寺貝塚」の発掘調査を開始しました

開催日	議 題 等
令和5年9月25日	議題1 さいたま市立中学校全58校に「AED（自動体外式除細動器）」 「屋外型AED収納ボックス」が寄贈されます
	議題2 新しいさいたま市立学校教員採用選考試験についてお知らせします ～大学3年生対象のStep Up 選考であなたの夢をかなえよう～
	議題3 5年目を迎える「宇宙のまち さいたま」フォーラムを開催します
	議題4 さいたま市生涯学習フェスティバルを開催します
令和5年11月20日	議題1 不登校等児童生徒支援センター（Growth）で、3Dメタバースを活用した支援を始めます
	議題2 令和5年度市立中学生によるビジネス提案発表会「さいたまカップ」 を開催します
	議題3 小学校において金融経済教育を推進しています
	議題4 国指定史跡 真福寺貝塚現地見学会を開催します
	議題5 令和5年度さいたま市立学校研究発表会を開催しています
令和6年1月22日	議題1 「さいたま市スマートスクールプロジェクト【SSSP】」が進める 学校教育改革についてお知らせします
	議題2 舘岩少年自然の家がリニューアルオープンします
令和6年3月18日	議題1 「さいたま市地域スポーツ・文化クラブ活動体制整備事業～部活動 の地域移行～」を推進しています
	議題2 令和6年4月から学校給食費を公会計化します
	議題3 令和7年度採用（令和6年度実施）さいたま市立学校教員採用選考 試験を実施します
	議題4 北図書館ショートフィルム制作プロジェクトのスーパーバイザーを 公募します



第2部
学校教育

第1章 学校教育の推進

1 学校経営

「第2期さいたま市教育振興基本計画」を構成する「さいたま市教育ビジョン」「さいたま市教育アクションプラン」等の趣旨を十分に踏まえ、ビジョンで示された5つの方向性である、12年間の学びの連続性を生かした「真の学力」の育成、グローバル社会で活躍できる豊かな人間性と健やかな体の育成、人生100年時代を輝き続ける力の育成、スクール・コミュニティによる連携・協働の充実、「未来を拓くさいたま教育」推進のための基盤整備を目指し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、児童生徒が生き生きと学校生活を送ることができるよう、「安全・安心」な環境整備に一層配慮し、特色ある教育活動に取り組みます。その際、PDCAサイクルを踏まえ、地域に根ざした、信頼される学校づくりを推進します。

2 学習指導

各学校では、「さいたま市 GIGA スクール構想」により整備された ICT 環境を効果的に活用し、「主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善」に取り組み、児童生徒一人ひとりに、新しい時代に必要となる資質・能力を育成します。その際に、全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現を目指して「指導の個別化」と「学習の個性化」を図り、「個に応じた指導」の充実に努めるなど、子どもが自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう促していきます。さらに、学習評価を計画的に行い、指導と評価の一体化を通して学習評価の妥当性、信頼性等を高めるようにします。

(1)「グローバル・スタディ」の推進

小学校1年生から中学校3年生までの9年間を一貫した教科として行うさいたま市独自の英語教育「グローバル・スタディ」では、コミュニケーションを重視し、発達段階に応じた指導を行っています。小学校では、令和6年度から全面改訂したカリキュラムで、パフォーマンス評価を取り入れるなど、これまで以上に自分の思いや考えを英語で伝え合い、グローバル社会で主体的に行動し、たくましく生きる子どもの育成を目指します。

令和5年度の全国学力・学習状況調査では、中学校英語の平均正答率が47都道府県20政令指定都市の中で全国1位となり、また、国が中学校卒業段階で6割を目標に掲げている英語力(CEFR A1相当以上)に達した生徒の割合が88.4%に達するなどの大きな成果を上げ、「日本一の英語教育」を展開しています。

令和6年度は、海外の同年代の子どもたちとオンラインで交流する機会や、市立高等学校及び中等教育学校を中心とした模擬国連等に中学生が参加する機会を増やすなど、英語を実践的に使用する場を多く設定することで、英語をコミュニケーションのツールとして世界中の人と協力して様々な課題に向き合うことができるグローバル人材の育成を目指します。



(2) 全国学力・学習状況調査、さいたま市学習状況調査の活用

「全国学力・学習状況調査」と「さいたま市学習状況調査」の結果をエビデンスとして有効に活用し、本市の児童生徒の更なる学力向上を図ります。各学校が、自校の調査結果を分析し課題の解決に全教職員で取り組めるよう、CBT化による迅速な結果・解説等の提供及び分析の視点・方法等について指導・助言を行います。また、「全国学力・学習状況調査」実施後速やかに、児童生徒による「振り返り」を実施し、早期の実態把握と授業改善につなげていきます。

さらに、カウンセリング学校訪問を実施し、「全国学力・学習状況調査」及び「市学習状況調査」の調査結果や「児童生徒の振り返り」を基に、各学校の教育課題等の改善に向けた協議や分析方法の理解への支援を行います。

併せて、各学校による自校の分析結果や課題等を基にした特色ある学力向上策をまとめた「学力向上ポートフォリオ（学校版）」の作成を通し、各学校における教育指導の検証改善サイクルの構築を推進するとともに、地域に向けて公開し情報発信を行います。

(3) さいたま市理数教育推進プログラムの推進

児童生徒の理数に係る問題を主体的に解決する力の育成を図るため、教員の指導力の向上による質の高い授業の展開に努めます。そのための手立てとして「知的好奇心や探究心を高める学習活動の充実」や「自然の事物・現象にかかわる体験や数学的活動の充実」などを示しています。

また、「理科観察実験支援事業」の推進により、観察・実験の充実を図ります。さらに、「さいたま市CST事業」では、CST及びCSTマスターを養成するとともに、活用の場として「観察・実験実技研修会」を開催することにより、市全体の理科教育の水準向上を図ります。

3 生徒指導

生徒指導は、学校がその教育目標を達成する上で重要な機能を果たすものであり、学校の教育活動全体を通じて行うものです。また、児童生徒一人ひとりに向き合い、「個性の発見とよさや可能性の伸長、社会的資質・能力の発達」に資する重要な役割を有しています。各学校では、児童生徒の自己指導能力の獲得を目指し、生徒指導を推進します。

(1) 児童生徒の発達を支える生徒指導

令和4年12月に改訂された「生徒指導提要（文部科学省）」では、課題予防・早期対応といった課題対応の側面のみならず、児童生徒の発達を支える生徒指導の重要性が示されました。子どもたちの多様化が進み、様々な困難や課題を抱える児童生徒が増える中、全ての子どもたちに対して、学校が安心して楽しく通える環境にするためには、全ての教育活動の基盤となる生徒指導の推進が大切です。

① 生徒指導の定義

児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動

② 生徒指導の目的

児童生徒一人ひとりの個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えること

③ 生徒指導の目的達成のために

『児童生徒の自己指導能力を獲得すること』が目指される

④ 生徒指導の実践上の4つの視点

- ・ 自己存在感の感受
- ・ 共感的な人間関係の育成
- ・ 自己決定の場の提供
- ・ 安全・安心な風土の醸成

(2) 「心を潤す4つの言葉」推進運動

全ての市立学校で「おはようございます」「はい」「ありがとうございます」「ごめんなさい」の「心を潤す4つの言葉」推進運動を実施し、あいさつや礼儀を踏まえた言葉であられる学校づくりを目指します。



心を潤す4つの言葉

4 教育相談

教育相談は、児童生徒が将来において社会的な自己実現ができるような資質・能力・態度を形成するように働きかけることを目的とし、個人の資質や能力の伸長を援助するものです。そのために、児童生徒理解に基づき、柔軟な働きかけを目指しながら、時間的視点をもって全教職員が一致して、取組を進めます。

(1) 総合教育相談室

総合教育相談室では、市内6か所の教育相談室・教育支援センター及び不登校等児童生徒支援センターの運営の総括、市立学校の教育相談体制の整備、関係機関との連絡調整等を行っています。

具体的には、学校訪問等による教育相談に係る指導・助言、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、さわやか相談員等会計年度任用職員の配置・派遣を行っており、本市の教育相談の中核的な役割を担っています。

(2) 教育相談室・教育支援センター・不登校等児童生徒支援センター

① 教育相談室

市内に6か所の教育相談室（北、堀崎、あいぱれっと、岸町、美園、岩槻）を設置しています。本市在住の未就学児（年中・年長児）のことばの相談や、本市在住または本市小・中・高等・中等教育学校に在籍する児童生徒及びその保護者を対象として、学校生活に関わる様々な相談を受けています。学校と連携し、児童生徒への支援方法を教職員に助言するなどして、児童生徒の心の悩みや不安の軽減を図ります。

② 教育支援センター

教育支援センターを、市内6か所の教育相談室に併設し、学校に行くことが困難な児童生徒の悩みを、相談活動を通して共に考え、楽しく生活しようとする意欲を引き出しながら、学習や体験活動を通して、社会的自立に向けた支援を行います。

③ 不登校等児童生徒支援センター

不登校等で長期欠席をしている児童生徒に対し、学ぶ楽しさや喜びを実感できる機会を提供します。不登校等児童生徒支援センター（Growth）では、学習支援等を補助する人材やメタバースを活用したオンライン学習やオンライン相談、体験活動、訪問相談等、学校外での相談・支援を実施し、不登校等児童生徒の社会的自立を目指します。

（3）スクールカウンセラー

臨床心理や発達課題に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを、全ての市立学校に配置しています。心理の専門家として、児童生徒のカウンセリング及び教職員又は保護者への相談・助言を行います。

（4）スクールソーシャルワーカー

複雑化・多様化する児童生徒の状況への対応を強化するため、福祉の専門家として、スクールソーシャルワーカーを全ての市立小学校に配置しています。スクールソーシャルワーカーは、学校や関係機関と協力して、児童生徒を取り巻く、家庭・地域などの「環境」に働きかけて支援を行います。また、中学校等からの要請に応じて支援にあたります。

（5）さわやか相談員

さわやか相談員を全ての市立中・中等教育学校に配置し、教職員との連携を図りながら、学校の相談窓口として、児童生徒又は保護者等の相談に応じます。また、小学校からの要請に応じて支援にあたります。

（6）さいたま市24時間子どもSOS窓口（電話相談）

子どもに関する相談全般に、専門の相談員が24時間いつでも応じます。

フリーダイヤル 0120-0-78310

（7）さいたま市SNSを活用した相談窓口（SNS相談）

生徒にとって身近なSNSを活用し、悩みや不安を抱える生徒の相談に応じます。

（8）専門医による教育相談

児童生徒が抱えるストレスや学校生活等に関わる問題の改善を図るため、精神科医による教育相談を実施します。

（9）院内学習室

さいたま市立病院内に設置されている院内学習室では、入院中の児童生徒の心身の安定を促し、退院後、学校へ円滑に適應できるよう、一人ひとりの状況に合わせた相談や学習の支援を行います。

5 学校体育

生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育成することを重視する観点から、運動や健康に関する課題を発見し、その解決を図る主体的・協働的な学習活動を

通して、「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」を育成するとともに、体力の向上を図ることをねらいとしています。その際、令和4年度改訂「子どものための体力向上サポートプラン～さいたま健幸アクティビティ2022～」の趣旨を踏まえ、健康で幸福な生活の実現に向けて、よりよい運動習慣の形成や体力・運動能力の向上につなげる取組の充実を図ります。また、体育・健康に関する指導を効果的に推進するため、安全指導と安全管理に一層取り組み、子どもたちが運動しやすい環境の整備・充実を図ります。

(1) 子どもたちの体力向上の推進

「子どものための体力向上サポートプラン～さいたま健幸アクティビティ2022～」に基づき、児童生徒の運動やスポーツに対する意欲の向上を図り、豊かなスポーツライフの実現に向けた取組を推進します。具体的には、児童生徒が運動への関心を一層高め、自律的に取り組めるよう、校種を越えた体育・保健体育授業研究会や授業づくり研修会を行い、特に、運動が苦手な児童生徒への効果的な指導・支援の方法について共有を図ります。また、データと理論に基づき効率的・効果的に運動課題の解決を目指す、スポーツ分野での探究的な学びを全ての市立小・中・高等・中等教育学校で行います。さらに、児童生徒が活用する「健幸アクティビティシート」の内容を充実させるとともに、各学校が体力調査の結果を整理・分析し、実態に即した取組を進めることにより、個別最適な運動を進めていきます。

※「健幸アクティビティシート」とは、児童生徒が新体力テストの結果等を整理分析し、自身の体力・運動能力向上、運動習慣の改善のための重点目標を立て、実践していくためのデジタル資料のことです。

(2) 保健学習における心肺蘇生法実習

全ての市立小学校の第5・6学年で、心肺蘇生法実習を実施します。また、全ての市立中・中等教育学校の第1学年では、AEDの使用を含む心肺蘇生法実習を系統的に実施します。これらの学習を通して、児童生徒が、心肺停止等の事故発生時に迅速かつ最善の行動を取ることができるようにします。

6 「人間関係プログラム」

社会の中で広い視野と柔軟な考え方をもち、様々な人々と協調しながら、よりよく課題解決を図り、豊かな心とたくましい精神力で主体的に活動する児童生徒の育成を目指し、『潤いの時間』を教育課程に位置付け、『潤いの時間』「人間関係プログラム」の授業を実施します。

『潤いの時間』「人間関係プログラム」は、全ての市立小・中学校の小学3年生から中学1年生と中等教育学校1年生で実施しています。『潤いの時間』「人間関係プログラム」の授業では、人と接する際に必要となる基本的な姿勢・態度、相手の感情を読み取る方法等を疑似体験しながら楽しく学習しています。併せて、自分が所属する集団の中で「自己開示」「自己表現」をする楽しさを体験することにより、集団への信頼感を醸成していきます。また、『潤いの時間』「人間関係プログラム」の授業で気付いた、人と接する際に必要となる力の定着を図るため、日頃の直接体験の場（授業や行事など）を繰り返し設定するとともに、親子支援プログラム



「人間関係プログラム」テキスト
(令和4年3月改定)

を開催するなど、学校だけではなく、家庭・地域への啓発も行っています。

さらに、「人間関係プログラム」に係る調査を年3回実施し、効果測定を行っています。その調査結果を積極的に活用し、児童生徒一人ひとりの状況を把握することや、学級集団の傾向を分析することによって児童生徒の指導や支援に生かしていきます。

7 道徳教育

道徳教育は、自己の（人間としての）生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする教育活動です。

児童生徒が生命の尊さや、思いやりの心、規範意識等について考えを深めるとともに、答えが一つではない道徳的な課題に一人ひとりが自分のこととして向き合い、話し合い、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める「特別の教科 道徳」の授業の充実に努めます。また、「特別の教科 道徳」を要（かなめ）として、学校の教育活動全体を通じて道徳教育の充実に図ります。

8 総合的な学習の時間

総合的な学習の時間では、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を身に付けることができるようにします。各学校において、学校の教育目標を踏まえて総合的な学習の時間の目標を定めるとともに、探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力を適切に定め、総合的な学習の時間の充実に努めます。

また、総合的な学習の時間の中で、児童生徒一人ひとりのワクワクを大切に、STEM を主軸として、各教科等ではぐくんだ資質・能力を活用しながら課題を解決する授業プログラム「STEAMS TIME」に9時間以上取り組みます。「STEAMS TIME」を通して、すべての子どもたちを探究的な学びの入り口に立たせ、学習の基盤となる資質・能力や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を身に付け、実社会で新しい価値を生み出す力の育成に努めます。

9 特別活動

特別活動は、集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、よりよい人間関係や生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方の自覚を深め、自己を生きる能力を養うことにより、個性の伸長や豊かな人間性、社会性の育成を図る教育活動です。各学校では、家庭・地域と連携を図りながら、集団による実践的な活動を通して、人間的な触れ合いや多様な人々との交流及び自然体験や社会体験の充実に努めます。

（1）宿泊を伴う自然体験活動

館岩少年自然の家が基本理念とする「自然に触れ 自然に学び 自然で鍛える」に基づき、全ての市立小・中学校が中規模修繕工事を終えた館岩少年自然の家を活動拠点として「自然の教室」を実施します。2泊3日の宿泊を伴う五感を働かせて取り組むことができる自然体験活動を通して、自然に親しみながら集団への所属感や連



源流探検の様子

帯感を深めるとともに、公共の精神を養いながら、協力してよりよい学校生活を築こうとする自主的・実践的な態度を育てます。さらに、「成就感・達成感」「自尊感情」「課題発見」等の学びの下支えとなる「非認知能力」の醸成に努めます。具体的には、学校ごとに、児童生徒に身に付けさせたい資質や能力を明らかにした上で、次のような自然体験活動を実施します。



令和6年4月に新しくなった宿泊室

① 自然の教室・夏季

主に登山・川魚さばき・源流探検・星空観察・キャンプファイヤー等の自然体験活動を行います。

② 自然の教室・冬季

主にスキー活動・雪灯籠づくりや雪国体験活動等、冬季の自然環境を生かした活動を行います。特にスキー活動では地域のスキー指導者とのかわりにより、技術の向上だけではなく、南会津の自然や暮らし、風土や文化などを学ぶことで、人の温かさを感じる活動になっています。



スキー活動の様子

10 健康教育

児童生徒の心身の健康の保持増進のため、「学校保健」、「学校安全」、「学校における食育」の各分野で家庭・地域・関係諸機関との連携強化に努め、組織的・計画的に健康教育を推進します。

(1) 学校保健

学校保健は、保健教育と保健管理を適切に行い、児童生徒の健康の保持増進を目指すものです。家庭・地域・関係諸機関との連携を密にしながら、学校保健全体計画及び年間計画を整備し、全ての教職員が教育活動全体を通じて、組織的・計画的に推進します。

① 保健教育の推進

児童生徒に、心身の健康の保持増進を図るために必要な知識を身に付けさせるとともに、実践的能力を育成します。そのため、保健主事等、各学校で保健教育推進の中心的役割を果たしている教職員を対象に、専門的な知識の修得など資質の向上を図るための研修と指導を行います。

また、歯科巡回指導、8020歯の健康教室、中学校歯の健康指導は、歯科医師や歯科衛生士が直接学校に訪問して指導、助言を行います。

② 保健管理の徹底

児童生徒の健康の保持増進を図り、学校教育の円滑な実施とその成果を確保するため、学校保健安全法の規定に基づく定期健康診断、就学時健康診断、学校環境衛生検査、感染症の予防及び本市独自の事業として行う生活習慣病予防学校検診等の活動を関係機関等と連携して実施します。



歯科衛生士による歯科巡回指導

(2) 学校安全

児童生徒が自ら安全な生活を営み、他者の安全にも貢献できる資質や能力を育てる「安全教育」と、学校等が安全な環境を整備する「安全管理」を両輪として、家庭・地域・関係諸機関との連携を密にしなが、学校安全の推進を図ります。

① 安全教育の推進

安全教育は、児童生徒が自他の生命を尊重し、生涯にわたって自ら安全な生活を営むとともに、他者の安全にも進んで協力することができる態度や能力をはぐくみ、予測される危険に対する確・適切に判断・行動できる実践的な資質や能力を身に付けることを目指します。

教育委員会では消防局と連携し、普通救命講習Ⅰ・応急手当普及員講習等の受講を支援し、指導の充実を図ります。



教職員による
応急手当講習

② 安全管理の徹底

学校での教育活動が安全に行われるために、事故要因となる学校環境を整備し、危険な箇所を速やかに除去するとともに、家庭・地域・関係諸機関との連携を一層強化します。

併せて、学校警備員の配置、防犯機器の整備、防犯用品の配布とともに、学校がPTAや地域の諸団体等と連携しながら、多くの人の目で通学区域全体の安全性を高める学校安全ネットワーク事業を推進します。

③ 「体育活動時等における事故対応テキスト～ASUKAモデル～」の普及・発信

「体育活動時等における事故対応テキスト～ASUKAモデル～」の冊子やDVDを活用した教職員研修、傷病者発生時対応訓練等を充実させ、学校の安全性を高めます。

また、DVDの貸出等を通じて、学校安全の向上に対する取組を全国へ発信していきます。



ASUKAモデルの
普及・発信

実行的で持続的な学校安全管理体制の充実を図ることを目的とし、毎年9月30日を「明日（あす）も進むいのちの日」と制定し、全市立学校において、AEDの一斉点検及び児童生徒へAEDの設置場所等を確認します。

本市では、学校施設内での心臓疾患などによる突然死を防ぐことを目的に、平成18年からすべての市立学校に自動体外除細動器（AED）を設置しています。令和5年度には、市内の企業より、AED及び屋外型AED収納ボックスを各58台寄贈いただき、有事の際、学校関係者及び市民が24時間使用できるように、全ての市立中学校の正門に設置しました。AEDが地域のシンボルとなり、誰もが「迷わず」AEDを使用することができるように、周知を図ります。

④ セーフコミュニティと連携した学校安全の推進

インターナショナルセーフスクール（ISS）での3年間の取組を、セーフコミュニティに反映させ、学校安全の更なる推進を図るとともに、地域の安全への取組に貢献していきます。

⑤ 防災教育の推進

児童生徒の防災意識や防災に関する知識・能力の向上を図り、災害時に自ら適切な行動をとることができるよう、本市独自の防災教育カリキュラムに基づく授業や訓練等を実施します。

また、「災害時安心つながるカード」を児童生徒に配布し普及させることで、災害が発生してもあわてず適切に行動できるよう、防災教育の推進を図ります。

さらに、「震災時における児童生徒の安全確保等の指針」「さいたま市立学校児童生徒事故等危機管理対応マニュアル作成指針【改訂版】」等の活用により、安全管理体制を強化します。

⑥ 交通安全教育の推進

児童生徒の自転車事故を防止するため、埼玉県警察と連携して、全ての市立小・中・高等・中等教育学校で交通安全講習等を内容とする「自転車運転免許制度」を実施します。

また、プロのスタントマンによる模擬の交通事故の見学を通して事故の恐ろしさを体感する「スケアード・ストレイト教育技法を用いた交通安全教室」、プロロードレースチームの選手から正しい自転車の乗車方法等を学ぶ「さいたまディレーブによる自転車安全教室」を、市立中・高等・中等教育学校で実施します。



「さいたまディレーブによる自転車安全教室」

⑦ 通学路の安全対策の推進

登下校時の児童生徒の安全を確保するため、通学路の安全点検を学校・保護者等と連携して実施します。点検の結果、道路改良や修繕、交通規制等が必要と考えられる箇所は、それぞれ道路管理者、警察等関係機関へ依頼し、適切な交通安全対策を講じていきます。

また、対応が困難な箇所等は、教育委員会及び関係機関による合同点検を実施していきます。

(3) 学校における食育

学校における食育は、児童生徒が健全な食生活を実践し、生涯にわたって健康で豊かな生活を送るための望ましい食習慣を形成することを目指して行われるものです。各学校では教科等の特性に応じて、家庭・地域と連携を密にしながら、教育活動全体を通して組織的・計画的に食育を推進します。

また、全ての市立小・中・中等教育学校・特別支援学校に学校栄養士を配置し、全校自校方式による給食であることを生かし、各学校の特色ある給食の実施やきめ細かな食の指導を一層充実させていきます。

① 学校における食育の推進

朝食欠食、偏食、肥満や過度の痩身傾向、生活習慣病の増加等、成長期の児童生徒にとって大きな影響を及ぼす、食に起因する問題が生じている状況を踏まえ、家庭・地域と連携して、望ましい食習慣の形成に努めます。

また、食育推進の一環として、各学校がたんぼや畑で食物を育てる「学校教育ファーム事業」に取り組むことができるよう必要な環境整備を進めるとともに、学校給食では地場産物の活用や米飯給食を一層推進します。



食に関する指導

② 学校給食

ア 給食関係職員研修等

(ア) 食育推進担当者研修会

小・中・中等教育・特別支援学校の給食主任等、食育を担当する教諭を対象に学校における食育に関する研修会を実施します。

(イ) 栄養教諭・学校栄養職員研修会

小・中・中等教育・特別支援学校の栄養教諭、学校栄養職員を対象に学校における食育や衛生管理等に関する研修会を実施します。

(ウ) 給食調理業務担当者研修会

給食調理業務担当者を対象に安全衛生や学校における食育等に関する研修会を実施します。

(エ) 地元シェフによる学校給食

地元で活躍されているシェフが地場産物を活用した給食献立を提案するとともに、給食調理業務担当者と調理をした学校給食を提供することにより、児童生徒の食への関心を一層高めます。



地元シェフによる
地場産物を活用した給食

イ 学校給食の概要

(ア) 給食調理業務委託校数・給食費・給食回数

令和6年度

区分	学校数	給食調理業務委託校数	月額	1食単価	給食回数
小学校	104	77	4,900円 (4,380円)	291円 (260円)	185回
中学校	58	58	5,770円 (5,130円)	356円 (317円)	178回
中等教育学校 (前期課程)	1	1	5,770円 (5,130円)	356円 (317円)	178回

※給食調理業務は効果的、効率的な管理運営を図るため、民間委託化を実施しています。

※「月額」及び「1食単価」の括弧書きは、令和6年度の保護者負担額です。

(イ) 食事内容

全ての市立小・中・中等教育学校で、主食（米飯・パン・麺）、副食、牛乳による完全給食を実施しています。1人1食当たりの摂取基準は下の表のとおり文部科学省の基準に準じています。

給食を「生きた教材」として活用するため、献立の工夫や地場産物の活用を図っています。



学校給食の献立例

区 分	学 校 給 食 摂 取 基 準	
	児 童（8～9歳）の場合	生 徒（12～14歳）の場合
エネルギー (kcal)	650	830
たんぱく質 (g)	学校給食による摂取エネルギー全体の13%～20%	
脂肪 (%)	学校給食による摂取エネルギー全体の20%～30%	
ナトリウム(食塩相当分)(g)	2未満	2.5未満
カルシウム (mg)	350	450
マグネシウム (mg)	50	120
鉄 (mg)	3	4.5
ビタミンA (μ g RAE)	200	300
ビタミンB1 (mg)	0.4	0.5
ビタミンB2 (mg)	0.4	0.6
ビタミンC (mg)	25	35
食物繊維 (g)	4.5以上	7以上

※中等教育学校は、前期課程の生徒を対象としています。

ウ 学校給食センター

校舎の改築等により給食室が使用できない学校に給食を提供します。

名 称	所在地	延床面積	調理能力
学 校 給 食 セ ン タ ー	中央区本町西6-3-1	1,602.79㎡	2,500食

③ 学校教育ファーム

家庭や地域の方々の協力を得ながら、児童生徒に校地内外で農作業を体験させ、命や自然、環境や食物への理解を促し、地域の特色ある農作物や食文化への関心を高めるとともに、食に関わる人々への感謝の気持ちをはぐくみます。

また、希望した学校ではファームサポーター（農家、NPO法人）の協力を得ながら、見沼田んぼ等で農業体験を行う「ふれあい・夢ファーム」を実施します。



「ふれあい・夢ファーム」
里芋植え付け

さらに、協定を締結している「さいたまヨーロッパ野菜研究会」と連携・協力し、栽培から消費までの一連の流れを体験する活動を推進します。

④ 食物アレルギー対応

「学校給食における食物アレルギー対応指針（文部科学省）」「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（日本学校保健会）」「学校給食における食物アレルギー対応の手引き【3訂】（さいたま市教育委員会）」に基づいた対応を徹底することにより、重大事故の未然防止に努めます。

1.1 人権教育

学校の教育活動全体を通して、人権意識の高揚を図り、人権の意義・内容や重要性への理解を深め、同和問題はもとより、今日的に求められている人権に関する課題等、様々な人権問題を解決していこうとする児童生徒を育成するため、意図的、計画的、継続的な人権教育に取り組んでいます。

(1) 児童生徒の人権意識の向上

児童生徒の人権意識の向上を目指すための事業として、「人権の花運動」と「人権標語・人権作文の募集・表彰」を実施します。

「人権の花運動」は、児童の手で植物を植え育てることを通して、互いに協力し合い、やさしさと思いやりの心を体得できるよう、市立小学校で実施します。

「人権標語・人権作文の募集・表彰」は、市立小・中・中等教育・特別支援学校の児童生徒を対象に実施し、書くことを通して自分自身を見つめ、人権の意義・内容や重要性への理解を深め、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決につながることを目指します。

(2) 教職員の人権意識の向上

① 人権教育研修会

ア 教職員を対象とした人権教育研修会の実施

教職員の人権に関する知的理解、人権意識の向上及び指導方法の更なる工夫・改善を図ることができるよう、「第3版人権教育指導プラン〈教師用〉」や「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料」等を活用し、管理職や人権教育主任等の各種人権教育研修会等を実施します。

イ 校内人権教育研修会への支援

校内人権教育研修会を実施するに当たり、学校の要請に基づき指導主事等を派遣するとともに、学校が外部講師を招く際には、講師謝金など各種の支援を行います。

② 人権教育・啓発資料

ア 人権教育ニュースの作成・発行

市立学校の人権教育の取組や市内外の人権教育に関する情報等を掲載し、市立学校の教育活動に活用できる人権教育・啓発資料として、人権教育ニュースを作成・発行し、学校等に配布します。

イ 人権文集「じんけん」の作成・発行

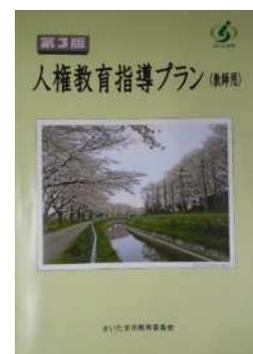
市立小・中・中等教育・特別支援学校の児童生徒から募集した人権標語・人権作文の優秀作品を掲載した人権文集を作成・発行し、人権教育・啓発資料として学校等に配布します。

ウ 「ほほえみ～**新**人権教育実践事例集～」の作成・発行

変化する社会の状況を踏まえた人権課題別の学習指導案等を紹介する「ほほえみ～**新**人権教育実践事例集～」を作成・発行します。

エ 児童虐待防止啓発資料の作成・配布

深刻化する児童虐待の予防及び早期発見を目的とする啓発資料を作成し、市立小・特別支援学校小学部の第1学年の保護者へ配布します。



第3版人権教育指導プラン〈教師用〉

オ 「デートDV防止啓発リーフレット」の作成・配布

デートDVの防止啓発は、将来的なDV（配偶者からの暴力）の予防につながるとともに、お互いに対等な関係をつくり成長する上で大切なものであることから、学校教育における予防啓発を目的として、「デートDV防止啓発リーフレット」を作成し、市立学校の中学2年生と高校2年生を対象に配布します。

カ 人権教育・啓発ビデオ／DVDの貸出し

授業や校内人権教育研修会等を通して、児童生徒や教職員等の人権意識の向上を図ることができるよう、人権教育・啓発ビデオ／DVDを全ての市立学校に貸し出します。

1 2 進路指導・キャリア教育

児童生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通じてキャリア発達を促します。その際、様々な教育活動を通じて、基礎的・汎用的能力（①人間関係形成・社会形成能力 ②自己理解・自己管理能力 ③課題対応能力 ④キャリアプランニング能力）の育成を図ります。

また、各学校では、特別活動の学級活動を中核としながら、学校行事や総合的な学習の時間、「特別の教科 道徳」の授業や各教科の学習、個別指導としての進路相談等の機会を生かしつつ、学校の教育活動全体を通して進路指導・キャリア教育の推進を図ります。

（1）夢工房 未来（みら）くる先生 ふれ愛推進事業の推進

文化芸術及びスポーツ等の分野でトップレベルの実績があり、本市にゆかりのある方を中心とした講師「未来（みら）くる先生」を派遣します。講師との触れ合いを大切にした授業を通して児童生徒の好奇心や感動する心などをはぐくむとともに、市への愛着を深め、キャリア教育の一環として、望ましい勤労観や職業観を育成します。また、公益財団法人日本サッカー協会による「こころのプロジェクト『夢の教室』」を令和4年度から令和8年度までの5年間で、全ての中・中等教育学校59校で実施します。「夢の教室」では、様々な競技の現役選手及びOB・OGを「夢先生」として派遣し、「夢をもつことの素晴らしさ」や「仲間と協力することの大切さ」を伝えます。

（2）未来（みら）くるワーク体験（中学生職場体験事業）の推進

職場体験は、生徒が直接働く人と接し、学ぶことや働くことの意義を理解し、生徒が主体的に進路を選択決定する態度や意思等を培う教育活動として普遍的な意義を有していることを踏まえ、中学生職場体験事業「未来（みら）くるワーク体験」を引き続き実施し、子どもたちが未来を切り拓くための勤労観、職業観をはぐくんでいきます。

社会貢献事業の一環として、本事業の推進に協力いただいた事業所には、引き続き、感謝状を贈呈したり、市WEBサイトに事業所の地図情報を掲載したりすることにより感謝の意を表すとともに、事業周知用の卓上POPを配布することで、更なる事業啓発を図ります。



職場体験の様子

1 3 高校教育

市立各高等学校では、人間として調和のとれた生徒の育成を目指し、地域や学校の実態、生徒の心身の発達段階や特性、生徒と保護者の願い等を十分考慮し、適切な教育課程を編成します。

また、各市立高等学校では、「特色ある学校づくり」計画のもと、魅力ある学校づくりを目指しています。創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、自ら学び自ら考える力の育成を図り、第一志望の進路実現に向けた教育の充実に努めます。難関校を目指す市立各高等学校の生徒に対して、新しい時代に必要となる資質能力を育成し、生徒自身が第一志望大学等に意欲的にチャレンジできるよう、様々な取組を展開しています。

1 4 特別支援教育

特別支援教育は、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍する全ての学校で実施されるものであり、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

令和5年度から、インクルーシブ教育システムの構築を目指し、連続性のある多様な学びの場を整備するために、ひまわり特別支援学校に、知的障害教育部門高等部を開設しました。

また、引き続き「さいたま市特別支援教育研究ネットワーク」を活用し、教職員の特別支援教育の専門性向上を図ります。

(1) 通級指導教室の整備

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が身近な教室で障害に応じた特別の指導が受けられるように、小・中学校に発達障害・情緒障害通級指導教室を3教室開設する準備をします。

(2) 交流及び共同学習の推進

障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度をはぐくむため、特別支援学校や特別支援学級の児童生徒と通常の学級の児童生徒との交流及び共同学習を推進します。

(3) 特別支援教育相談センターの運営

「特別支援教育相談センターさくら草」「特別支援教育相談センターひまわり」では、就学や発達の相談に対してきめ細かな対応をしています。



特別支援教育相談センター
ひまわり（相談室）

(4) さいたま市特別支援ネットワーク連携協議会による学校支援

障害等により特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、適切な支援を行うことをねらいとした「さいたま市特別支援ネットワーク連携協議会」では、教育・医療・保健・福祉・労働の専門機関が連携・協力をしながら、学校への支援を進めます。

15 福祉教育

福祉教育のねらいは、人間尊重の精神を基盤に、児童生徒一人ひとりが人間として共に生きる大切さを理解し、人間がより人間らしく生きる福祉社会を形成していく能力や態度を育てることです。各学校では、福祉教育の意義について共通理解を図り、全体計画に基づいて、各教科等の特質を生かした実践的・体験的な教育活動を推進します。

16 国際教育

国際教育のねらいは、国際化した社会で地球的視野に立って、主体的に行動するために必要な態度・能力の基礎を育成することです。各学校では、我が国及び諸外国の伝統や文化の理解を深め、互いの伝統や文化を尊重し、異なる文化をもつ人々と共に生きていく資質や能力を育成します。また、自己の確立を図り、自らの考えや意見を発信するとともに、具体的に行動することのできる態度・能力を児童生徒にはぐくむ教育活動を推進します。

(1) 国際教育・交流事業の推進

① 市立中学校等国際交流事業

市立中・中等教育学校に在籍する代表生徒を夏季休業中の10日間、本市姉妹都市であるニュージーランド・ハミルトン市に派遣する国際交流事業を実施しています。英語学習や国際理解への興味・関心を高め、国際感覚を磨き、グローバルな視野で物事に取り組む資質や能力をはぐくむため、現地の家庭にホームステイし、現地の学校で学びながら、語学研修に取り組むとともに、現地の中学生等との交流を図ります。

② 日本語指導員派遣事業

日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒が在籍する市立小・中学校に対して、申請に基づき日本語指導員を派遣し、児童生徒への日本語指導等を実施します。

③ 海外姉妹校等交流事業

市立小・中・中等教育・特別支援学校で、自らの国の伝統・文化に根ざした自己を確立し、主体的に行動できる人材を育成するため、海外姉妹校等と手紙・作品の交換やオンラインによる交流などの国際交流を推進します。

④ 市立高等学校等海外交流事業

市立高等学校及び中等教育学校の生徒に対し、国際的な視野を広げるとともに、国際交流の推進を図り、国際親善に資することを目的とする事業を実施しています。

⑤ イノベーションプログラム

キャリア教育プログラムの一環として、市立高等学校及び中等教育学校の後期課程の生徒が海外大学の講義に参加し、グローバルに活躍する企業を訪問する事業を実施します。

⑥ ピッツバーグ市との交流事業

市立高等学校及び中等教育学校の後期課程の生徒が、ピッツバーグ市との姉妹都市交流や国際機関への訪問を行う事業を実施します。

17 情報教育

1人1台端末やクラウド等のICT環境の下、学校ではデジタルの優位性を活用した教育活動が展開され、教える側主体から学ぶ側主体へと、学びのあり方が大きく転換しようとしています。各学校におけるICT活用を推進する「エバンジェリスト」への研修や、文部科学省の実証事業「リーディングDXスクール事業」の指定校における取組事例の共有を通して、教員のICT活用指導力のさらなる向上を図ります。

また、Society5.0時代において、学習の基盤となる資質・能力である「情報活用能力」を育成するとともに、ICT機器やソフトウェアの操作だけでなく、様々な情報への向き合い方や、得られた情報を正しく判断し、活用する力をはぐくむデジタル・シティズンシップ教育をより一層充実させていきます。

18 環境教育

環境教育は、地域の自然や社会の中での体験活動を通して、環境への理解を深め、自然を尊重する心を育てるとともに、環境保全に寄与する行動がとれる児童生徒を育成することをねらいとしています。各学校ではこの視点に立ち、発達の段階に応じて体験的な学習や問題解決的な学習を重視し、実践的な態度や資質・能力を育成します。

自然観察ハンドブック《小学校》（令和3年度改訂）、自然観察ハンドブック《中学校》（令和6年度改訂予定）、みぬま《小学校高学年》（令和5年度改訂）等の環境教育資料を活用して、指導法の工夫に努めるとともに地域に根ざし、地域から広がる環境教育の推進を図ります。

19 学校図書館教育

学校図書館教育は、児童生徒が様々な情報を得ることで自主的、自発的な学習を深める場としての学校図書館の活用や、生涯にわたり深い学びの支えとなる読書活動ができるように読書に親しむ態度を養うことをねらいとしています。各学校では教育課程の展開に寄与する「読書センター」「学習センター」及び「情報センター」としての学校図書館の充実を図るとともに、計画的で積極的な利活用を推進し、児童生徒の自主的・自発的な学習活動や読書活動を充実させていきます。

(1) 学校図書館の充実

「学校図書館資源共有ネットワーク事業」による蔵書の共同利用や学校図書館支援センターとの連携が計画的・継続的に実施されるよう、学校図書館司書や司書教諭を対象とした研修会での情報発信を通して、学校図書館の機能の充実を図ります。

また、「さいたま市『心を潤すこの一冊』子ども100選」事業では、公共図書館との連携を図るとともに、「さいたま市『心を潤すこの一冊』子ども100選プラス」についても、全ての市立小・中・中等教育・特別支援学校に周知を図ります。さらに、「子ども読書の日」や「読書週間」など各学校の読書に関する取組の内容の一層の充実を図り、児童生徒の主体的・意欲的な読書活動を促進します。



第2章 今日の課題への対応

1 「さいたま市スマートスクールプロジェクト」の推進

「さいたま市 GIGA スクール構想」のネクストステージとして、「さいたま市スマートスクールプロジェクト（SSSP）」を推進し、学校の「学び方」「教え方」「働き方」の更なる改革を進めます。

本プロジェクトの推進にあたっては、協力企業と連携を図りながら、デジタル及び教育データの利活用により学習者主体の学びを実現し、これからの社会において必要とされる「新たな価値を創造していく力」をはぐくむ教育を創造していきます。

令和6年度は、全ての市立小・中・特別支援学校において、児童生徒の端末活用により蓄積される様々な教育データを一元的に可視化する「スクールダッシュボード」の運用が、本格的に始まります。これにより、教員が自身の経験に加えて、エビデンスに基づいた学習・生徒指導の実施や、児童生徒の SOS サインの早期発見等、きめ細かな指導・支援につなげることができるようになります。

また、児童生徒の学びの「自律化」「個別最適化」「探究化」を目指した授業改善を進めるとともに、教職員の校務の効率化による業務改善を通して、本市の教育の質を一層向上させ、子どもと教職員双方の Well-being（幸せ）の実現を目指します。

2 全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」の実現

社会状況の変化や児童生徒が多様化する中で、誰一人取り残さないことを公立学校の責務とし、児童生徒一人ひとりの可能性を最大限に伸ばし、社会をよりよく生きる資質・能力を育成する観点から、「個別最適な学び」の実現を目指していきます。

各学校では、ICT環境を最大限活用し、学校生活の多様な場の設定や教育環境の整備を充実します。例えば、児童生徒が自ら学びの計画を立て、共同編集用ソフトを活用して思考し個別の課題解決に取り組む学習や、他地域の学校や外国のゲストティーチャーとオンラインでつながる発展的で探究的な学習等を推進します。また、自律的に学習を進めたり学習の悩みを相談したりできる「学習スペース」の設置をさらに進めます。

また、研究指定校では、ICTを活用した学習ポートフォリオの作成や、児童生徒が教師とともに作成した個別の学習計画を活用するなど、自ら学習が最適となるよう調整する中で、分かることの喜びや充実感を味わわせる新しい授業について研究を推進していきます。そして、児童生徒がいつでもどこでも誰とでも自分らしく学び、学習に対する自信や満足感を得ることができるようにしていきます。

3 アクティブ・ラーニングの一層の推進

2030年以降の社会を展望した教育の役割を考慮し、自らが社会の創り手となり、目の前の課題などを解決することを通して持続可能な社会を維持・発展させていく態度や、変革を起こすために目標を設定し、振り返りながら責任ある行動をとる力（エージェンシー）を育むため、学習者が主体となり、他者との協働や課題解決型学習などを通して、自ら思考する「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」の実現を推進します。

令和6年度は、「学習者が主体的に学ぶ授業」の視点に基づいた授業改善のための新たな指標（学

びの指標)を全校へ周知し、学校訪問等で具体的な指導・助言を行います。また、この「学びの指標」による、授業についてのアンケートを実施し、教員自身が客観的な指標に基づいた授業改善と検証を繰り返すことで、授業力の向上を目指します。こうした取組を通して、児童生徒に学習内容を深く理解させ、実社会の課題解決に生かしていくための資質・能力を身に付けさせ、生涯にわたって能動的に学び続ける態度を育成していきます。

4 SDGsの実現を目指した教育の推進

SDGsが掲げる国際目標の達成に向け、学校では、国際理解教育や環境教育、人権教育などを通して、持続可能な社会の創り手の育成に取り組んでいます。学校教育で培われた力を、人生の様々な場面で生かし、行動につなげていくことが重要であることから、全ての市立学校168校、生涯学習関連施設全100館がSDGs教育を推進しています。

全ての市立学校では、「学校PRシート」を作成し、児童生徒、学校、地域の実態に応じた指導内容を設定することで、持続可能な社会の創り手の育成を推進しています。令和5年度は、「第1回さいたまSDGsアワード」を開催し、各学校の良い取組を共有することで、児童生徒の学びを促進しました。

令和6年度は、児童生徒が探究し、現代社会の課題を自分事として捉え、具体的に行動するための場となるよう「第2回さいたまSDGsアワード」を開催するとともに、他者を尊重し、多様な人々と協働しながら誰一人取り残さない持続可能な社会の創り手となる児童生徒の育成に取り組んでいきます。

5 「さいたまSTEAMS教育」の推進

AIやIoTなどの急速な技術の進展により社会が激しく変化し、多様な課題が生じている今日では、これまでの文系・理系といった枠にとらわれず、各教科等の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれを統合し、課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結びつけていく資質・能力の育成が求められています。

本市ではScience(科学)、Technology(技術)、Engineering(工学)、Art(芸術・リベラルアーツ)、Mathematics(数学)にSports(スポーツ)を加え、それぞれの教科で獲得した資質・能力を教科等横断的に活用する「さいたまSTEAMS教育」を推進しています。

児童生徒一人ひとりのワクワクを大切に、STEMを主軸として、各教科等ではぐくんだ資質・能力を活用しながら課題を解決する授業プログラム「STEAMS TIME」を、全国の自治体として初めて、教育課程に位置付けて実施しました。これまでに、「さいたまSTEAMS教育研究指定校」のうち、大宮北高等学校グループ、浦和高等学校グループがSTEM分野、浦和南高等学校グループがスポーツ分野に関する研究発表を行いました。令和5年度は、太田小学校と指扇中学校がArt分野に関する研究発表を行いました。令和6年度からは、上落合小学校、片柳中学校、八王子中学校の研究委嘱校、及びプロジェクトチームと連携し、研究を進めます。

こうした取組を通して、すべての子どもたちが探究的な学びの入り口に立ち、学習の基盤となる資質・能力や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を身に付け、実社会で新しい価値を生み出す力を育成していきます。

6 「探究する読み」のできる児童生徒をはぐくむ「さいたま読解力向上プロジェクト」の推進

先行き不透明な Society 5.0 時代を生きる児童生徒たちにとって、この先、文章や情報を正確に読み解き対話する力や価値を見付け生み出す感性、好奇心・探究心が必要となってきます。様々な課題を解決する過程では、児童生徒たちはデジタル端末を活用し、様々なコンテンツを比較・関連させながら、興味・関心を拡充し、真理を追究するために主体的に読み解いていく力が求められています。

そこで教育委員会では、目的に応じて、従来型の読解力（本や文章に向き合って読み深める力）と PISA 型の読解力（デジタルや紙の違いにかかわらず複数のテキストを比較・関連させながら読み込む力）とを自由自在に働かせながら、多種多様な資料を読み解いて活用できる「探究する読み」のできる児童生徒の育成を目指して「さいたま読解力向上プロジェクト」を推進します。

令和5年度は、タブレット端末を活用した多様な問題を解くことを通して、児童生徒の知的好奇心の高揚を図るとともに、読解力向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立するために、本市独自の「さいたま読解力チャレンジ」を実施しました。

令和6年度は、さいたま市教育研究会と連携を図りながら、「さいたま読解力チャレンジ」の分析・検証の結果を学校の児童生徒への教育活動の充実に役立てるとともに、教科等横断的な視点を踏まえた効果的な授業研究やカリキュラム開発を行うことで、情報に振り回され、反射的な反応や表層的な理解に留まる「消費する読み」ではなく、興味・関心を拡充し、感動の共有や真理を追求する「探求する読み」のできる児童生徒の育成を目指します。

7 小学校における35人学級の推進

令和2年度に、国が「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」を改正し、公立小学校の学級編制の標準が段階的に40人から35人に引き下げられることとなりました。

これを受けて、「さいたま市立小・中学校学級編制基準」を見直し、令和3年度から令和7年度までに、小学校35人学級を学年ごとに計画的に実施する体制を整備していきます。

35人学級の実施により、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するとともに、今まで以上に一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とし、教育の質の向上を図ります。

実施に向けて、新たな学びを支える優秀な人材の確保に努めるとともに、教室の不足を解消するための環境整備等、適切な対応を行います。

8 スポーツを科学する児童生徒の育成

市立学校の運動部活動やスポーツを題材とした授業の場面で、DXの視点からスポーツをより探究的に学び、実社会で新しい価値を生み出すことができる児童生徒を育成します。

また、「スマート部活動」や「STEAMS TIME」の研究を進め、データに基づいた効率的・効果的な指導法や個別最適化された多様なトレーニング法の構築を図り、さいたま STEAMS 教育への活用を目指します。

さらに、健康や栄養等に関するデータ利活用型の他の事業との連携を図ります。

9 「さいたま市小・中一貫教育」の推進

「さいたま市小・中一貫教育」では、義務教育9年間を見通した教育課程の編成と指導体制の構築を図り、専門性の高い指導と授業の質の向上による「真の学力」の育成と、小・中学校の教職員相互の連携・協力により学校間の円滑な接続を図ることをねらいとしています。

本市では、国の小学校高学年の教科担任制の推進に係る専科教員についての定数改善が実現したことを受け、系統的で専門性の高い教科指導による教育の質の向上に向けて、「さいたま市小・中一貫教育」をより一層充実していきます。

具体的には、全面実施を迎えた「さいたま市小学校教科担任制」では、多様な子どもたち一人ひとりへの個別最適な学びを実現するためにも、教科の専門性をもった教師による深い教材研究ときめ細かな指導のもと、質の高い授業を受けることができるようにしていきます。

また、「つぼみの日」の体験や見学はもとより、ICTの効果的な活用により、空間的・時間的制約を越えた小・中学校の交流を充実することで、年間を通じた日常的な連携を図っていきます。

さらに、9年間を見通した授業の質の向上と「さいたま STEAMS 教育」などの教科横断的な学習による学びの高度化を図ることで俯瞰したカリキュラム・マネジメントを充実させ、学校種を越えた小・中学校教員の弾力的な人事配置を行い、小学校教員と中学校教員のそれぞれの強みのコラボレーションをすることで指導体制を構築するために、児童生徒の発達段階を踏まえた指導内容等を重点化し、つまずきやすい単元等を明示して作成した『さいたま市小・中一貫教育』カリキュラムを活用し、「真の学力」の育成に取り組んでいきます。

10 企業へのビジネス提案を取り入れた探究学習プログラム「さいたまエンジン」の推進

予測困難な時代を担う子どもたちには、これまでのキャリア教育ではぐくんできた資質・能力に加え、「起業家的資質・能力」を身に付けることが求められています。こうした背景を踏まえ、本市ではキャリア教育の一環として、中学生による企業へのビジネス提案を取り入れた探究学習プログラム「さいたまエンジン」を推進します。

「さいたまエンジン」は、市立中学校及び中等教育学校の生徒が、地域と企業のリソース（資源）をかけ合わせたイノベーション企画を提案するものです。生徒一人ひとりが実社会の課題を自分事として捉え、主体的に課題の解決を目指すことで、未来を創造的に描き、自分の将来に対し具体的な夢や志を持つ力を育成していきます。

11 金融経済教育における探究的な学びの充実

金融経済の分野では、働くことを通してお金を得ること及び将来を考え金銭を計画的に使うことの大切さを理解すること等、児童生徒に基礎的な金融リテラシーを身に付けさせることが重要とされています。そこで、実践モデル校を指定し、金融経済に関する知識習得にとどまらず、よりよく生きていくことについて主体的に考える力を育成するため、教科等横断的かつ探究的な学びを充実していきます。

このような取組を通して、自分の生き方や価値観を磨きながら、より豊かな生活やよりよい社会づくりに向けて主体的に行動できるよう、児童生徒一人ひとりに「生きる力」を確実にぐくんでいきます。

1 2 「個別最適な学び」を実現するデジタル教科書の活用

「さいたま市 GIGA スクール構想」により児童生徒にタブレットが整備され、ICT を活用し、学校教育の質をより高めていく上で、学習者用デジタル教科書の効果的な活用が重要性を増しています。また、児童生徒の実態に応じた「個別最適な学び」と、相互の意見を交流し自分の考えを深める「協働的な学び」を推進し、「令和の日本型学校教育」を構築していくためには、ICT の活用が必要不可欠です。

本市では、文部科学省による「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」を活用し、全ての小・中・中等教育学校で学習者用デジタル教科書を活用する機会を確保するとともに、効果的な学習活動や授業方法を研究・共有します。また、学習者用デジタル教科書を活用し、子どもたちの様々な特性や関心・意欲に応えられる授業や学びの場づくりを推進し、全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」の充実を図ります。

1 3 市立高等学校「特色ある学校づくり」計画の推進

有識者などからなる「さいたま市立高等学校教育推進委員会」の報告を踏まえ、平成24年度に市立高等学校4校の中長期的な将来構想として、「市立高等学校『特色ある学校づくり』計画」を策定しました。この計画に基づき、中高一貫教育の成果検証や土曜授業の実施、単位制の導入、理数科の設置、大宮国際中等教育学校の整備など、市立高等学校の強みを生かした取組を推進します。

(1) 市立浦和中学校・高等学校

市立浦和中学校・高等学校では、併設型中高一貫教育校の特徴を活かし、第一志望の進路実現を目指す環境を整えるとともに、高い知性と豊かな人間性・社会性を兼ね備え、国際社会に貢献する高い志を持った人材を育成していきます。

(2) 市立浦和南高等学校

市立浦和南高等学校では、生徒の進路実現を目指し、進学重視型単位制カリキュラムの更なる充実に努めていきます。また、人工芝グラウンドを活かし、スポーツ活動による新たな交流機会を提供する取組を推進します。さらに、企業や大学と連携し科学的な分析を用いて、生徒の競技力向上のほか、課題の分析・解決力養成を図る「スポーツを科学する生徒の育成事業」を実施します。

(3) 市立大宮北高等学校

市立大宮北高等学校では、平成26年度に理数科を開設し、科学技術分野で日本をリードする人材を育成しています。すでに平成24年度から隔週で土曜授業を実施しており、授業時間を確保しながら、「進学指導重点校」としての取組を充実させるとともに、アウトリーチ活動の実施など開かれた学校づくりを推進しています。また SSH（スーパーサイエンスハイスクール）第Ⅱ期指定校として、更なる理数教育の充実に努めます。

(4) 市立大宮国際中等教育学校

市立大宮西高等学校から改編された、県内初の中中等教育学校となる、市立大宮国際中等教育学校では、これまでのグローバル化先進校としての取組をさらに充実・発展させ、世界へ飛躍するグローバル人材の育成を目指します。

市立大宮国際中等教育学校では、課題探究型学習やコミュニケーションを重視した授業の展開、人生や社会の在り方と深く結びつけた学習、ICT を効果的に活用した授業など、グローバル時代にふさわしい特色ある学校づくりを推進しています。国際的な教育プログラムである国際バカロレア MYP（ミドル・イヤーズ・プログラム）や国際バカロレア DP（ディプロマ・プログラム）の認定を受け、国際バカロレア教育の指導法についての研究をさらに進めていきます。

（５）ICTと実体験のバランスのとれた教育の充実

体験的な教育活動と、ICT の効果的な活用とのベストミックスを追求し、探究的な学びへと発展させていきます。令和４年度は、シリコンバレーに渡航するプログラムを実施し、令和５年度は、ピッツバーグ市に渡航するプログラムを実施しました。令和６年度は、ピッツバーグ市やシリコンバレーに渡航するプログラムを実施します。渡航した際に得られる学びを最大化するために、渡航前から ICT を活用して研修を進めます。また、ICT を活用して世界各国の状況と課題を理解し、体験的・探究的な活動を行う模擬国連ワークショップを開催します。

1 4 主権者教育の充実

主権者としての自覚を促し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質・能力を育成する主権者教育を児童生徒の発達段階や、政治的中立性の確保等に配慮しながら、社会科や特別活動を核として、引き続き充実を図ります。また、教科横断的な視点で、児童生徒が主体的に取り組む学習を充実させ、主権者として持続可能な社会づくりに向かう社会参画意識の醸成やよりよい社会の実現を視野に、課題を主体的に解決しようとする態度をはぐくみます。

（１）高・中等教育学校（後期課程）等における主権者教育

令和４年度から「公共」が必修科目となったことを踏まえ、教育活動全体を通して、政治的教養や社会参画への実践力をはぐくみます。具体的には、国が作成した副教材「私たちが拓く日本の未来」等を活用し、社会的事象を多面的・多角的にとらえ、授業の中で生徒の主体的な活動を多く取り入れていきます。また、法や経済に係る分野を含め、外部機関と連携した体験的な学習を行います。

（２）小・中・中等教育学校における主権者教育

12年間の学びの連続性を重視し、発達段階に応じた模擬投票や模擬選挙の充実、市議会見学・傍聴、ICT を活用した市議会傍聴等の体験的な活動を進めます。また、選挙管理委員会や税務署等の他機関との積極的な連携や「新聞を活用した教育（N I E）」（※）等を引き続き推進します。

※N I E = Newspaper in Education

1 5 プログラミング教育「さいたまモデル」の推進

小・中・高等学校の接続を見通したプログラミング教育の充実を目指すため、「プログラミング教育『さいたまモデル』」を策定しました。小学校段階では、児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を計画的に実施します。中学校段階では、従前からの計測・制御に加えて、双方向性のあるコンテンツに関するプログラミングや、ネットワークやデータを活用して処理するプログラミングも題材として扱

います。高等学校段階では、プログラミング、モデル化とシミュレーション、ネットワークとデータベースの基礎といった基本的な情報技術と情報を扱う方法に加え、コンテンツの制作・発信の基礎となる情報デザインを扱い、さらに、情報モラルを身に付けさせ情報社会と人間との関わりについて学習します。小・中・高等学校の12年間を通して、プログラミング教育を推進し、情報活用能力を高く見ます。

16 学びの下支えとなる「非認知能力」(EQ)の向上に向けた取組の推進

(1)「自然の教室」の取組

全ての市立小・中学校が、館岩少年自然の家のある南会津町を活動拠点として、豊かな自然の中で自然体験活動、集団宿泊活動及び生活体験等を通して「非認知能力」(EQ)の効果測定を実施しています。令和5年度において「自然の教室(夏季)」の実施前後に行った児童生徒の「非認知能力」(EQ)の効果測定は、測定値(肯定的回答割合の増加幅)が5.1ポイントから5.3ポイントとなり、前年度より0.2ポイント上昇しています。また、今年度も児童生徒に一人一台整備された端末を活用し、効率的に効果測定の実施、結果の集計を行っていきます。

今後も、児童生徒一人ひとりが活動の中で自身の五感を一層働かせることのできる活動プログラムの開発や、活動前後の効果測定の実施方法の改善を図りながら、「非認知能力」(EQ)の向上を目指していきます。

(2)高等・中等教育学校(後期課程)における取組

現在、「EQ」を診断・可視化するテストは、主に会社組織で活用され、人材採用や人材育成の研修に取り入れられています。学校教育でも、子どもたちの非認知能力を可視化・データ化することによって教職員の適切な指導・助言を可能にし、将来、子どもたちが多方面にわたって活躍できるための資質・能力を育成できると考えています。

令和6年度は、児童生徒向けの「新EQ診断」のプロトタイプを大宮国際中等教育学校で試験実施し、研究を進めていきます。

17 いじめ防止対策の推進

本市では「いじめ防止対策推進法」の施行を受け、平成26年7月に「さいたま市いじめ防止対策推進条例」を制定するとともに、同年8月に「さいたま市いじめ防止基本方針」を策定しました。また、平成29年に文部科学省による「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定が行われ、平成30年に「さいたま市いじめ防止基本方針」を改定しました。この条例と基本方針に基づき、市を挙げていじめの防止等の対策を推進します。

具体的には、専門的な知識や経験を有する学校生活指導員(警察OB)を学校の要請に基づき派遣し、引き続き学校の支援体制の強化に努めます。

また、令和2年度からは弁護士等の専門家からなる「さいたま市スクールロイヤー等専門家チーム」を組織しました。スクールロイヤーが、児童生徒に向けて、いじめは人として絶対に許されないという認識を深め、いじめをなくすためにとるべき行動について、法的な側面からいじめの未然防止のために行う特別講義や、学校や教職員に向けて、いじめの問題への教職員の対応や、学校における法的責任等についての研修会を行っています。

さらに、10年間にわたり毎年開催してきた「さいたま市子ども会議」と「いじめ防止シンポジウ

ム」の2つを統合させ、新たな取組として「さいたま市ストップいじめ！子どもサミット」を令和6年度から開催します。

本サミットを通して、これまでの市を挙げたいじめ撲滅の取組の成果を生かしながら、児童生徒が考えたいじめ防止のための取組を、主体的に行動に移すことができるよう、児童生徒の声を中心に据えた安全・安心な学校づくりを推進します。



心を元気にする4つの言葉

18 「SOSの出し方に関する教育」～自殺予防教育～の推進

各学校で、あらゆる教育活動の中で児童生徒がSOSを出することができる態度を育成するとともに、指導に当たっては、児童生徒の小さな変化を見逃すことがないように見守り、適切な支援が行えるよう配慮しながら、「SOSの出し方に関する教育」の充実を図ります。

(1) 『いのちの支え合い』を学ぶ授業

全ての市立小・中学校、中等教育学校（1～4年生）、高等学校（1年生）で、児童生徒が相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付けることができるよう『いのちの支え合い』を学ぶ授業を実施します。

(2) 相談窓口の周知徹底

悩んだときにはいつでも相談できるよう、相談機関等の紹介資料（カード、リーフレット等）の意図的・計画的な配布や掲示等を行い、相談窓口の周知徹底を図ります。

(3) 教職員の資質向上

児童生徒の自殺予防の充実を図るため、教員等がゲートキーパー（門番）として初期介入するために必要な基礎知識やスキルを身に付ける「ゲートキーパー研修」を実施します。また、「ゲートキーパー研修」フォローアップ研修も全ての市立小・中・中等教育学校で実施します。

19 不登校等児童生徒への支援の充実

令和4年度の本市の小・中・中等教育学校（前期課程）の不登校児童生徒数は2,103人で、解決すべき喫緊の課題となっています。

そこで、登校はできるものの教室に入れない児童生徒のために、全ての市立小・中・中等教育学校（前期課程）に、校内教育支援センター（Sola るーむ）を導入し、安全・安心な居場所の確保、自己肯定感の向上、学習機会の保障に努めます。

不登校等児童生徒支援センター（Growth）では、スキルアップメンター（学習支援補助）やピアメンター（相談支援補助）等の外部人材と協働し、ICTを活用した学習支援やオンライン相談、訪問相談、体験活動等をさらに充実させるとともに、メタバース空間での疑似体験を通して、コミュニケーションの楽しさを感じられる機会を提供します。

また、教育相談室・教育支援センター等と学校が連携しながら、一人ひとりの状況に応じて専門職等による相談を充実させるとともに、「不登校児童生徒の『指導要録上の出席扱い』に係るガイドラ

イン」の周知や不登校等に悩む保護者を対象とした「子育て学習会」、フリースクール等連絡協議会を開催する等、在籍校や保護者、民間施設との連携を図ります。

さらに、本市の児童生徒に対して、誰一人取り残さない学びの保障に向け、「学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）」の令和8年度の開校に向けた検討を重ねていきます。

20 心のサポート体制の充実

児童生徒一人ひとりの心のサポートに重点を置いた「心のサポート推進事業」は、いじめの問題や不登校等の解消を目指し、予防・アセスメント・支援・ケアといった取組を、段階的・総合的に展開する事業です。『潤いの時間』『人間関係プログラム』の授業や心と生活のアンケート等の取組の充実に努めるとともに、「児童生徒の心のサポート 手引き『緊急対応』『いじめに係る対応』『欠席児童生徒への対応』」に基づく迅速かつ適切な対応を組織的に行います。児童生徒にこれまで見られなかった様子が見られた場合、手引きに基づき対応し、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるようスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー、さわやか相談員と学級担任等が連携して積極的な支援を行います。

また、「スクールダッシュボード」を活用した、児童生徒の心や体調の変化の早期発見を推進するとともに、関係機関と連携して支援を行える体制を整備します。

21 学校を核とした地域づくりの推進

社会が複雑化・多様化し、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中で、学校が抱える課題も複雑化・困難化しており、また、地域においては、地域社会のつながりが希薄化し、学校と地域がパートナーとして連携・協働するための組織的・継続的な仕組みが不可欠となっています。

こうした背景のもと、学校が地域の中心となり、地域が学校を育て、学校が地域を育てる、学校を核とした持続可能なスクール・コミュニティを構築することが求められています。

この実現に向け、子どもたちの成長を支え、よりよいコミュニティの形成に寄与するコミュニティ・スクールを推進するとともに、スクールサポートネットワーク、チャレンジスクール等、地域の教育力を生かした教育活動を充実させ、コミュニティ・スクールの一層の充実を図ります。

子どもや学校の抱える課題の解決を図り、未来を担う子どもたちの豊かな成長のため、地域総掛かりでの教育を実現していきます。

(1) コミュニティ・スクールの推進

本市では、学校と地域がいつまでも元気であり続ける未来に向けて、学校・家庭・地域が目標やビジョンを共有し連携・協働するコミュニティ・スクールを全ての市立学校で推進しています。

こうした「地域とともにある学校づくり」を進展させるためには、学校・家庭・地域の三者が「教育の当事者」として連携・協働していく風土を醸成することが肝要です。さらに、令和5年4月施行の「こども基本法」を踏まえ、子どものために大人が実施してきた様々な取組に子どもの意見を反映したり、学校外の様々な地域活動に子どもが参加できる機会を確保したりすることが重要になります。

そこで、令和5年度に作成した、好事例をまとめた実践事例集や、全ての市立学校を対象として実



学校運営協議会会長対象研修会の様子

施したアンケート調査の分析結果を活用し、体系的な各種研修会を実施します。

また、「子どもたちが参画するコミュニティ・スクール」について、研究協力校とよりよい在り方を分析し、その成果を各校と共有するなどして、地域総掛かりでの教育を推進していきます。

(2) スクールサポートネットワーク（地域学校協働本部）の充実

地域全体で未来を担う子どもたちをはぐくむとともに、学校の教育活動を一層充実させるため、より多くの幅広い層の地域住民、団体等の参画を得て、学校・家庭・地域・行政が連携・協働した地域学校協働活動を推進します。

また、スクールサポートネットワークの中心的な役割を担う学校地域連携コーディネーターの資質向上に向け、地域学校協働活動の実践事例集を用いた活動内容の共有やワークショップ等を行っていきます。

加えて、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）とスクールサポートネットワーク（地域学校協働本部）を両輪として一体的に推し進め、「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」を展開していきます。

(3) チャレンジスクールの推進

土曜日や放課後等に学校等を活用し、地域住民、団体等の参画を得て、児童生徒の自主的な学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の多様な活動を実施するチャレンジスクールを引き続き推進し、地域社会の中で、心豊かで健やかな児童生徒をはぐくんでいきます。

令和6年度も、民間活力を導入した「学習プログラム」や「体験プログラム」、「オンラインプログラム」等のさまざまな魅力あるプログラムを提供することにより、児童生徒の知的好奇心の向上を図るとともに、参加児童生徒及びその保護者並びに運営するスタッフの満足度の向上を図ってまいります。

また、ボランティアスタッフの不足や高齢化といった課題に対応するために、市内外の大学においてボランティア募集の説明会を実施し、大学生ボランティアの拡充に取り組んでまいります。

この他、ボランティアスタッフを対象とした研修会を開催するとともに、各チャレンジスクールの巡回訪問等を実施することにより、各校の実行委員会への一層の支援を行ってまいります。

(4) 「学校安全ネットワーク」の推進

子どもを不審者による犯罪から守り、通学区域全体の安全性を高めるため、地域のボランティアの方々と連携し、多くの人の目による子どもの見守りを継続して実施します。

また、配達・運送等に関わる事業者に協力いただく「子ども安全協定」や地域の商店や事業所等に協力いただいている「子どもみんな所110番の家」、通勤、買い物等をしながら見守りをさせていただく「ながら見守りボランティア」等をより一層増やしていくことで、多くの人の目で見守る「学校安全ネットワーク」の推進を図ってまいります。



学校安全ネットワーク・ボランティア研修会

(5) 「自分発見！」チャレンジ up さいたまの推進

青少年の可能性を伸ばすとともに、豊かな人間性を培い、社会性やコミュニケーション能力の向上を図ることにより、青少年の主体的な社会参画を促進するために、『自分発見！』チャレンジ up さ

いたま」を引き続き推進します。

「『自分発見！』チャレンジ up さいたま」では、体験活動・ボランティア活動を実施している所管部署や地域関係団体等へ引き続き周知を図り、対象事業の拡大に努めます。また、体験活動を行った青少年には、集めたスタンプの数に応じた特典を付与し、ボランティア活動を行った時間数に応じた賞を授与します。

(6) 子どもの生活習慣向上のためのキャンペーンの推進

子どもの健やかな成長にとって大切である、早寝・早起きや朝食摂取等の生活習慣の向上を図るため、「すくすく のびのび 子どもの生活習慣向上」キャンペーンを引き続き実施します。

啓発ポスター・リーフレットを作成し、市立学校・保育所・幼稚園・認定こども園等の他、公民館・図書館等に配布・周知するとともに、夏休みに生活習慣向上「強化月間」を設けるなど、さいたま市PTA協議会等と連携した家庭・地域への啓発活動の一層の充実を図ります。

(7) 学校評価システムの改善

令和5年度は、新しい学校自己評価システムを各学校で活用し、学校の教育活動や組織の活性化、学校全体の教育力の向上、保護者や市民の信頼と期待に応える学校づくりを進めました。

令和6年度は引き続き、児童生徒の状況、教育課程の実施状況、学校運営の進め方などについて、幅広い角度から点検し、積極的に評価を実施し、目指す学校像の実現に向け、学校・家庭・地域が一体となって、より一層の学校運営の改善や教育活動の充実を図ります。

2 2 学校と大学の連携

市教育委員会と市立学校、大学が相互に連携・協力して実践的な研究及び活動を行うことで、教員養成の充実、教員の資質・能力の向上及び未来に生きる子どもたちの望ましい教育環境を整備し、本市の教育の充実・発展を図ります。

(1) さいたま教育コラボレーション構想

市教育委員会は埼玉大学との間に、平成16年11月29日、「さいたま教育コラボレーション協定書」を取り交わしました。「さいたま教育コラボレーション構想」は、この協定書に基づいて教員養成の充実、教員の資質・能力の向上及び21世紀に生きる子どもたちの望ましい教育環境構築のため、相互に連携・協力して実践的な研究及び活動を行い、その成果を生かして市の教育の充実・発展を図ろうとする構想です。令和6年3月現在、埼玉大学、共栄大学、聖学院大学、国際学院埼玉短期大学と「さいたま教育コラボレーション協定書」を取り交わしています。

(2) アシスタントティーチャーの配置

大学と連携・協力し、教員を目指す大学生及び大学院生を「大学生による学習支援ボランティア（アシスタントティーチャー）」として市立小・中・中等教育・特別支援学校に配置しています。アシスタントティーチャーが、各教科等の授業における学習指導の補助等を行うことで、児童生徒の学習意欲や学力の向上、学習習慣の定着を図るとともに、各学校での実践的な活動を通して教員を志望する学生の意識や資質を高めます。

第3章 教育環境の整備

1 学校における働き方改革の推進

令和5年度に実施した「さいたま市教員等の勤務に関する意識調査」の結果によると、校務に負担や多忙感を感じている割合は90.5%で、対前年度比で+2.4ポイントとなっています。また、平成30年度から令和5年度までの各年度の11月の時間外在校等時間は、毎年度、2時間程度減少し続けています。

時間外在校等時間が減少している一方で、負担や多忙感が高まっている現状を踏まえ、業務の効率化・業務量の削減といった量的な働き方改革を推進するとともに、教職員のウェルビーイングを確保しつつ、教職員が学び続け、子どもたちに対してより良い教育を行うことができるようにしていく視点も重要です。

令和5年度に、学校教育に携わる全ての人々が共通認識をもって働き方改革を推進できるよう、目的を「子どもの幸せを保障する教育の実現」、本目的を実現するための目標に「教職員一人ひとりのウェルビーイングの向上」とした「学校における働き方改革グランドデザイン」を策定しました。

令和6年度には、グランドデザインをもとに学校に携わる全ての人々が当事者意識をもちながら各学校の働き方改革を推進してまいります。学校給食費の公会計化や校務におけるICTの活用といった量的な働き方改革のほかテレワーク（在宅勤務）の継続実施をはじめとする柔軟な働き方を推進するなど、質的な働き方改革の施策についても引き続き実施していきます。これらの施策を通じて、教育の質の向上と学校に携わる全ての人たちのウェルビーイング実現に向け取り組んでいきます。

2 人づくり、人材確保改革の推進

本市の学校教育を支える重要な基盤である魅力ある教員の確保について、採用選考の実施方法の工夫・改善、採用試験受験者の実態把握、試験内容の研究・改善を通して、高い専門性及び、高い志をもった人材の採用を計画的に推進していきます。

今年度は、大学3年生等を対象とした「大学3年生 Step Up 選考」を新設し、さいたま市で教員を目指す人材の早期確保に努めていきます。また、構造改革特別区域法に基づく「さいたま市立学校特例特別免許状授与特区」の認定を受けたことから、今後、パイオニア特別選考等合格者に対して、本市が特別免許状の授与を行い、優れた人材の採用をより効果的、効率的に行ってまいります。さらに、市内施設や県内外の大学において教員採用選考試験説明会を実施するとともに、さいたま市 Web サイト、SNS や区民課大型ビジョン等において、さいたま市教育の魅力を発信するなど積極的に広報活動も行っていきます。

3 新しい時代にふさわしい部活動の在り方の推進

令和4年12月にスポーツ庁並びに文化庁から示された「学校部活動及び新たな地域クラブの在り方等に関する総合的なガイドライン」等を踏まえ、新しい時代にふさわしい部活動の在り方について検討・推進するとともに、新しいスポーツ・文化環境の在り方について検討していきます。

令和5年度は、モデル校3校において、土日に活動する全ての部活動を地域移行することを目指し、指導者を外部の統括団体からの派遣により運営するモデル事業を実施しました。また、「さいたま市地

域スポーツ・文化クラブ活動体制整備研究協議会」とその下部組織となる3つのワーキンググループを立ち上げ、本市にふさわしい地域スポーツ・文化環境を構築するためモデル校による実証の成果や課題等を共有し、本市独自のビジョンの策定と具体的な運営方法等について検討を進めました。

令和6年度は、モデル校による学校単位での実践研究を充実させ、統括団体からの派遣による指導者の研修や、平日と休日の指導者間の円滑な連携など更なる検証を進め、その成果等を全市的に共有するために校長会や教員を対象とした研修会、さいたま市 PTA 協議会理事会等で発信します。また、研究協議会では、ビジョン策定に向けて、関係部署や地域団体等との連携を一層強化し、土日の部活動地域移行の全市展開に向けた取組を着実に進めます。

4 学校への人的配置

日々の教育活動に関わる教育環境を「安全・安心」の視点から見直し、ハード・ソフト両面から一層の整備充実に努めます。また、学校経営の改善や児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援、児童生徒の個性や能力に応じたきめ細かな学習支援を行うための人的配置を引き続き実施し、豊かな教育環境のもと、児童生徒の夢をかなえる力を高める教育を推進します。

(1) スクールアシスタント配置事業

学校教育の更なる充実を図るため、全ての市立小・中・中等教育・特別支援学校にスクールアシスタントを配置し、児童生徒一人ひとりの個性や能力に応じたきめ細かな支援を幅広く行い、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない「個別最適な学び」の実現を目指します。

また、教員免許をもつ方はもちろん、学校教育に関する必要な知識を有する方も含め引き続き優秀な人材の確保に努めます。

(2) 学校図書館司書

児童生徒の主体的で意欲的な学習活動や読書活動の充実を図るため、専門の資格をもった学校図書館司書を全ての市立小・中・特別支援学校に配置しています。今後も、「さいたま市の子どもたちは日本で一番本が好き」を目指します。

(3) 部活動指導員・部活動サポーター

市立中・高等・中等教育学校に、単独で指導及び引率が可能な「部活動指導員」（会計年度任用職員）を配置します。部活動指導員の配置により、部活動を充実・活性化させるとともに、学校現場での教員の負担軽減を図ります。

また、市立小・中・高等・中等教育学校の部活動等に対して、顧問教諭の協力者として地域の人材の中から専門的指導力を備えた「部活動サポーター」を引き続き派遣することにより、地域の教育力を取り入れた部活動等の充実を図ります。

5 教職員の指導力向上

教職員の急速な世代交代や教育DXに対応するため、これからの教育を担う世代の指導力を向上させることが喫緊の課題となっています。

学校訪問、教職員研修、保幼小の連携、研究委嘱、教職員評価システム等を引き続き実施し、教育指導の水準の一層の向上を図ります。

(1) 学校訪問

① 指導訪問

指導訪問では、市教育委員会の指導主事等が全ての市立学校を訪問し、教育課程に係る内容と生徒指導に係る内容について指導・助言を行い、教職員の資質の向上、各学校の教育力の向上を図ります。

教育課程に係る内容については、市教育委員会の指導主事等が、各学校の授業等の教育活動を参観し、教育課程、学習指導に関する専門的事項について指導・助言を行い、教職員の資質の向上、各学校のカリキュラム・マネジメントの充実を図ります。具体的には、「さいたま市G I G Aスクール構想」により整備されたICT環境を積極的に活用し、学習者が主体的に学ぶ授業の実現に向けた新たな指標「学びの指標」を踏まえた主体的・対話的で深い学びの視点からの改善策等を示します。

生徒指導に係る内容については、市教育委員会の指導主事等が、各学校での生徒指導の現状と問題点等について協議し、必要に応じて指導助言を行うなど、各学校と市教育委員会との連携を密にして、生徒指導体制の充実を図ります。

② 管理訪問

管理訪問は、各校の管理運営の現状と問題点を把握し、課題解決に必要な指導助言を行い、適正な学校運営の充実を図るものです。

市教育委員会の管理主事等が全ての市立小・中・特別支援学校を訪問し、校長・副校長・教頭等との個別面談、諸表簿等の確認、学校施設設備等の点検を実施します。

③ 高校訪問（中等教育学校含む）

毎年、指導主事等が市立3高校及び中等教育学校を訪問し、諸表簿や学校施設などの点検、生徒指導・教育相談の課題に対する指導・助言を行っています。また、充実したICT環境を活用するとともに、「主体的・対話的で深い学び」を授業で一層促すため、指導主事等が授業を参観して研究協議を行い、指導・助言や情報提供を行います。また令和6年度は、昨年度に引き続き、初任者に対して、教科指導力の向上をめざし、指導主事等が授業を参観し、指導・助言を積極的に行います。これらの取組により、生徒の多様なスキルや学力の向上を図り、「特色ある学校づくり」を一層推進します。

④ 学力向上カウンセリング学校訪問

「全国学力・学習状況調査」及び「市学習状況調査」の調査結果や「児童生徒の振り返り」を基に、各学校の教育課題等の改善に向けた協議や分析方法の理解への支援を実施します。各学校が抱える学力向上に係る諸課題について学校と教育委員会が共有し、学校の実態や実情に合わせた的確な情報提供及び課題解決のための具体的な取組についての助言など、計画的、継続的な支援を行うことで、教育指導の継続的な検証・改善サイクルを推進していきます。

(2) 教職員研修

社会的変化の加速化や非連続化が生じている中で、教師には、変化を前向きに受け止め、探究心をもちつつ自律的かつ継続的に学ぶことが求められます。そして、教師自身の強みを伸ばすためには、一人ひとりの教師の個性に即した個別最適な学びと、他者との対話や振り返りなどの協働的な学びが必要です。したがって、個別最適な学びと協働的な学びの充実を通じて「主体的・対話的で深い学び」を実現することは、児童生徒にも教師にも求められるものであり、両者の学びは相似形といえます。また、児童生徒にとって教師の姿は重要なロールモデルであり、自らも主体的に学び

続ける意欲を培うことが期待されます。そこで、「新たな教師の学びの姿」としての、教師自身の「主体的・対話的で深い学び」を推進します。

これまでに、「さいたま市教員等資質向上指標（キャリア navi）」を改定し、これからの時代に求められる教師の資質能力を再整理しました。そして、改定した指標に基づき、教師自身が自らの学びを振り返りつつ、目標の設定と現状の把握を適切に行うため、管理職との対話による研修受講奨励の体制を整備しました。また、学習効果の最大化を図るため、オンラインを活用した研修を積極的に導入しました。さらに、大学と連携・協働し、研修ニーズの調査やコンテンツの作成、研修奨励プロセスの最適化や効果的・効率的な研修評価の在り方に係る研究に取り組みました。

令和6年度は、教師の「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた取組をさらに充実させます。新たに、国が構築した「全国教員研修プラットフォーム（Plant）」（※）を活用し、個々のニーズに応じた研修受講の体制を整えます。また、早期に同僚性を築くための初任者研修プログラムの刷新や、企業や教職員支援機構と連携した、問題解決を図る思考スキルを身に付けるための研修の開発・実施、大学の監修による、新任教頭をはじめとした管理職研修体系の見直しなど、「新たな教師の学びの姿」の具現化に向けた研修の再構築を進めます。

※ 「全国教員研修プラットフォーム（Plant）」とは、令和4年度の教育公務員特例法の改正により制度化された、各教師の研修履歴の記録と、資質向上に関する指導助言等を行う仕組みを推進するため、文部科学省で一体的に構築しているシステムのことです。多様な研修コンテンツを一元化し、研修受講履歴の記録と自動連携するとともに、オンラインでの受講申し込みや教員育成指標との連携機能等を備えることで、研修の合理化及び効率化を図ります。

（3）幼稚園・保育所等・小学校の連携

幼稚園の教育や保育所の保育、療育施設の療育等の内容について教員の理解を一層深め、幼稚園、保育所、認定こども園、療育施設及び市立小・中・高等・中等教育・特別支援学校の連携を強化し、円滑な接続を図っていきます。

5年経験者研修における「保育・幼児教育・療育体験研修」及び小学校教諭を対象とした「夏季保育参観研修」などを通して、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育活動の充実について、引き続き取り組んでいきます。

（4）研究委嘱

全ての市立学校では、自校の教育課題を解決し、教育活動の充実を図るため、学校課題研究に取り組んでいます。その際、各学校長の要請に基づき、指導主事等が訪問し、教科等の研修に係る具体的な指導・助言を行うことで、教職員の資質の向上、各学校の教育力の向上を図っています。

また、市教育委員会は、学校の特色を生かし、市教育委員会と協働して「未来を拓く教育」について主体的に研究に取り組む市立学校に対し、研究を委嘱しています。市教育委員会は、「幸せな人生と豊かな社会を創造するために自ら学び、考え、主体性を持って行動できる力」を育成するため、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実の視点や教科横断的な視点などを取り入れた※4つの研究領域を新たに設定します。研究委嘱校は、市教育委員会と協働しながら、授業実践を中心に研究を推進します。

各学校の研究成果は、「研究成果共有プログラム」として、研究内容等の最新の情報を掲載し、他の学校が閲覧できるようにすることで、市全体の学校教育の一層の充実を図ります。

※4つの研究領域 ・「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実 ・教科横断的な視点に立った探究的な学び
・学びの連続性を生かした真の学力の育成 ・グローバル社会で活躍できる人材の育成

(5) 教職員人事評価

児童生徒、保護者、地域をはじめとした市民の学校教育に対する高い関心や期待に応えるためには、教職員が各自の力量を最大限に発揮できるようにすることが不可欠です。そこで、目標による管理の手法を取り入れた教職員人事評価の改善・充実を図ります。

教職員人事評価制度により、教職員一人ひとりの実績や行動プロセス等を適正に評価することで、教職員自身が自己の資質及び能力を認識できるようにするとともに、やりがいをもってそれらを高めていけるようにし、学校の教育力の向上を図ります。

6 持続可能で質の高い教育環境整備事業の推進

学校規模の適正化とともに本市の教育水準の向上を図るため、新設校の設置、通学区域の調整等、良好な教育環境の整備に向けた取組を推進します。

武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校については、令和6年度に施設整備のための実施設計を完了します。また、新設大和田地区小学校については、令和6年度に建設工事に着手し、令和8年4月の開校を目指します。

7 学校施設整備の充実

安全・安心で持続的な教育環境を確保するため、「さいたま市学校施設リフレッシュ基本計画」に基づき、計画的に学校施設の改築・改修を実施していきます。令和6年度は昨年度に引き続き、大戸小学校、尾間木小学校、針ヶ谷小学校、三橋小学校、上落合小学校、与野西中学校、大宮北小学校、原山小学校、谷田小学校、新和小学校、及び本太中学校のリフレッシュ工事を進めるとともに、指扇小学校のリフレッシュ工事に着手します。

学校体育館への空調機設置につきましては、令和6年度に17校の中学校体育館空調機設置工事、及び15校の実施設計を進め、小学校の体育館空調設備についてもPFI等導入可能性調査に基づく整備方針を検討し、計画的に進めていきます。

さらに、生活様式の変化に伴い、子どもたちが不便を感じることはないように、トイレの大規模改修により、トイレの洋式化を計画的に進めていきます。

8 教育費支援

全ての児童生徒及び学生が家庭の経済状況にかかわらず、安心して教育を受けることができる環境を整えます。

(1) 入学準備金・奨学金

① 入学準備金・奨学金貸付制度

経済的な理由で高等学校・高等専門学校、大学・短期大学、専修学校（修業期間が2年以上の高等課程・専門課程に限る）への進学又は修学が困難な生徒・学生に対し、審査のうえ、入学準備金又は奨学金を予算の範囲内で無利子で貸付けています。返還は卒業後半年経過してから分割返還となります。また、令和元年度の大学等の入学準備金の貸付より、一定の要件に該当した場合は返還金の一部を免除する返還免除制度を開始しました。

区 分	入学準備金	奨学金
高等学校・高等専門学校・専修学校（高等課程）	200,000 円以下	月額 15,000 円
大学・短期大学・専修学校（専門課程）	400,000 円以下	月額 25,000 円

② さいたま市大学等進学「夢」支援

公民連携による奨学金制度の拡充として、令和6年度から“さいたま市大学等進学「夢」支援”を開始し、大学等を受験した高校3年生に対し、審査のうえ30人に、大学等の受験料と合格後の入学一時金を支給します。

区 分	受験料	入学一時金
大学等を受験した高校3年生	53,000 円以下	250,000 円

(2) 就学援助費

経済的な理由により就学困難と認められる学齢児童生徒又は就学予定者の保護者に対し、義務教育の円滑な実施を図るため、必要な援助を行います。援助費の内容は次のとおりです。

<令和6年度 就学援助費支給額>

区 分	小学校		中学校		備 考	
	対象学年	支給額	対象学年	支給額		
学用品費等 (年額)	学用品費	1～6	11,630 円	1～3	22,730 円	認定月により 月割り支給
	通学用品費	2～6	2,270 円	2・3	2,270 円	
	校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	1～6	1,600 円	1～3	2,310 円	
	合 計	1	13,230 円	1	25,040 円	
		2～6	15,500 円	2・3	27,310 円	

区 分	小学校		中学校		備 考
	対象学年	支給額	対象学年	支給額	
新入学児童生徒 学用品費等	1	57,060円	1	63,000円	4月認定者 (前年度に入学 準備金の支給対 象となった者は 対象外)
入学準備金 (差額支給分)	1	3,000円	—	—	4月認定者 (令和5年度に 入学準備金の支 給を受けた者)
修学旅行費	実施学年	実 費	実施学年	実 費	参加者
通 学 費	1～6	実 費	1～3	実 費	特別支援学級 通学者
学 校 給 食 費	1～6	実 費	1～3	実 費	
医 療 費	1～6	実 費	1～3	実 費	学校保健安全 法施行令第8 条に定める疾 病が対象
学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)発行費	1～6	実 費 (上限額:1文 書につき3,000 円に消費税を加 えた額)	1～3	実 費 (上限額:1文 書につき3,000 円に消費税を加 えた額)	さいたま市立学 校在籍者及び就 学予定者(認定 に係る期間中に 発行したもの及 び認定に係る期 間中に使用する ことが認められ たものが対象)

区 分	対象者	支給額	備 考
入 学 準 備 金	就学予定者	57,060円	11月認定者
	小学校6学年	63,000円	

区 分	対 象	支給額	備 考
オンライン学習通信費 (年額)	認定を受けた世帯	1世帯あたり 14,000円	認定月により 月割り支給

(3) 交通遺児等奨学金

父母等が交通事故により死亡、又は心身に著しい障害がある状態となった場合に、市内に住所を有する遺児等の保護者に対し、奨学金を支給します。

〈対象学校〉

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部・中学部

〈支給額〉

月額 2,000円



第3部
生涯學習

第1章 生涯学習の振興

1 生涯学習の振興

人生100年時代を見据え、全ての人の Well-being の実現のために、人生の各場面で生じる個人や社会の課題の解決につながる学習機会が保障され、学ぶことで充実感を得て継続的な学びにつながるよう、生涯学び、活躍できる社会の実現を目指します。これに向けて、生涯学習の振興のための基盤整備を進めるとともに、多種多様な生涯学習情報や学習機会の提供などを行います。さらに、新しい時代における生涯学習環境の充実に向けて、ICT を活用した学びの提供に努めます。

(1) さいたま市生涯学習ビジョン・公民館ビジョン・図書館ビジョンの推進

市民が学びを通じて豊かな人生をデザインし、自分らしく幸せに暮らすために、また、学び合い支え合いつながることで市民とまちの未来が輝くために「さいたま市生涯学習ビジョン」「さいたま市公民館ビジョン」「さいたま市図書館ビジョン」を三位一体で推進し、市民の「新しい時代の新たな学び」に伴走していきます。

(2) 新しい時代に活かすメディアリテラシー事業の推進

新しい時代に活かすメディアリテラシー事業の推進のため、ICT 機器利用等の講座やデジタルリテラシー講座等を実施するとともに、市に関わる映像資料の収集・保管・活用に努めます。

また、市内の中高生が地域の魅力や街の移り変わりなどを探求し、地域の人々との交流を通じてショートフィルムを制作する「北図書館ショートフィルム制作プロジェクト」を行います。

(3) 生涯学習情報や学習機会の提供

市民一人ひとりが自分に合った学習形態で学ぶことができるよう、様々な生涯学習情報や学習機会の提供に努めます。

① 「生涯学習ガイドブック」の発行

本市の生涯学習に関する情報を集約した「生涯学習ガイドブック」を発行します。

② 大学公開講座の開催

市民の高度かつ専門的な学習意欲に応えるとともに、地域と大学との連携を図ることを目的として、大学のもつ機能や学習資源を地域に開放する公開講座を実施します。

③ 障害のある方のための事業

障害者(児)の生涯学習活動を推進するとともに、「誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会の実現」に向けて、聴覚障害のある方を対象とした社会教養講座の開設及び障害のある児童とない児童の交流事業の支援を行います。

④ 生涯学習人材バンク事業の推進

学習機会の拡充や学習成果の活用の仕組みを作り、生涯学習の振興と地域における豊かなつながりを創出するために、これまでの学習や自身のキャリアを通じて身に付けた知識や技能、経験等を有している方々を「さいたま市生涯学習人材バンク」に登録・公開し、学習したい方々の希望に合わせて紹介します。

また、「さいたま市生涯学習情報システム」の機能を活用し、情報発信を強化するとともに、登録者及び利用者の増加に努めます。

(4) 学びのネットワークの推進

公民館や図書館、科学館、博物館や美術館等、市民の身近にある生涯学習関連施設が連携し、同じ時期に同じテーマで事業を展開し、参加者が楽しみながら学ぶことができる「生涯学習『学びのネットワーク』」を実施します。

令和6年度も引き続き、国や県、市内に拠点を持つ企業や団体等との協力を拡大し、多種多様な学習資源をネットワーク化し、学びの機会を提供してまいります。

(5) 文学活動の推進

本市と縁の深い現代短歌を通して、市民の文学活動の推進に取り組みます。

① 現代短歌新人賞の実施

歌壇に新風をもたらす歌人を表彰し、新人歌人の発掘・支援を行うことを目的として実施します。原則として、1年間で刊行された第一歌集を対象とし、識者から推薦された歌集の中から選考会を経て、最もふさわしい歌集1点を決定し、表彰式・講演等を実施します。

② さいたま短歌フォーラムの実施

短歌を通じた文学活動の推進を図るため、地域で活動する歌人と現代短歌新人賞受賞者の協力をいただき、「さいたま短歌フォーラム」を実施します。

③ さいたま子ども短歌賞の実施

市民に広く親しまれている短歌を通して、児童生徒の豊かな感受性と国語力をはぐくみ、伝統的な言語文化の継承を図るため「さいたま子ども短歌賞」を実施します。全国の小・中学生を対象に作品を募集し、表彰を行います。

(6) ICT等を有効活用したさいたま市生涯学習の充実

社会全体のデジタル化が進む中、市民の学習ニーズに応えるため「生涯学習情報システム」による生涯学習情報の集約と、発信を強化します。また、空間や時間的な制限を受けることのないオンラインコンテンツ「学びの玉手箱」（子ども向け）や「学びの泉」（大人向け）の充実に努めます。

2 人権教育推進事業

市民の人権意識の高揚を図るとともに、同和問題をはじめとする様々な人権問題の早期解決を図るため、人権教育を積極的に推進します。

(1) 市民の人権意識の向上

① 公民館「人権・同和問題の理解を図る講座」の開催支援

市民が同和問題をはじめとする様々な人権問題の理解を深めるために、地域の学習施設である公民館において人権についての講座が開催されるよう支援します。

② 人権教育・啓発ビデオ／DVD等の貸出し

市内在住・在勤・在学者、団体・企業等が身近な人権問題を学び、人権意識の向上を図ることができるよう、人権教育・啓発ビデオ／DVD等を貸し出します。

(2) 職員の人権意識の向上

公民館や図書館等の職員を対象に、差別の現実から学ぶことを基本として、職員の人権意識の向上を図るため、人権に関する情報提供や研修等を実施します。

(3) 人権教育集会所

人権がなによりも尊重される差別のない明るい地域社会づくりを目指して、人権教育集会所（五反田会館・鹿室南集会所）の管理・運営と主催事業を実施します。

① 集会所の管理・運営

地域での人権教育推進の拠点施設として、人権問題の解決に向けた学習や啓発活動を行う各種団体・サークルに施設の利用促進を図るとともに、地域住民の交流を深める場を提供できるよう、管理・運営を行います。

② 集会所主催事業の実施

地域住民をはじめとする集会所利用者等を対象に、文化の向上や交流を深めることを目的として、人権啓発や健康増進、福祉の充実を図るための人権講演会等の主催事業を実施します。

人権教育集会所

○五反田会館

所在地 見沼区南中丸1370-5

電話番号 684-2574

F A X 684-2574

延床面積 378.45㎡

設備 レクリエーションホール、実習室、
談話コーナー、集会室、和室



五反田会館

○鹿室南集会所

所在地 岩槻区鹿室1120-2

電話番号 794-0536

F A X 794-0536

延床面積 159.94㎡

設備 集会室、小会議室、調理コーナー



鹿室南集会所

3 科学館事業

令和6年3月に、我が国を代表する宇宙飛行士、当館名誉館長の若田光一氏が JAXA を退職し、民間の立場で宇宙開発の発展に尽力すると発表されました。青少年宇宙科学館では、宇宙時代に即した様々な魅力あふれる事業や取組を通して、「宇宙のまち さいたま」を、本市のみならず日本全国に広く伝えていきます。さらに、「宇宙のまち さいたま」を大きく躍進させる人材育成、宇宙や科学技術への夢や希望をはぐくむ教育を一層推進します。

(1) 「宇宙のまち さいたま」教育プロジェクトの推進

① 青少年宇宙科学館

「宇宙時代をたくましく生き、未来を創造する人材」を育成するため、これまでの宇宙や科学に関する教育プログラムを、さいたま STEAMS 教育を柱に総合的・体系的に整理・統合し、教育を主軸とした「宇宙のまち さいたま」教育プロジェクトの実施により、「宇宙や科学技術への夢や希望をはぐくむ教育」を推進します。科学館では本プロジェクトの中核となる、大学、企業の研究者等を講師に迎える講演会と学校等と連携したワークショップイベントを融合させた、「宇宙のまち さいたま」フォーラムを開催し、市民の宇宙や科学への興味・関心を高めていきます。

ア 「若田宇宙飛行士アカデミー」の実施

宇宙飛行士や科学者を目指す小・中学生を応援するプロジェクト「若田宇宙飛行士アカデミー」の「スペースコース」では、元 JAXA 職員やさいたま市リーディングエッジ企業などの講師を招き最新の宇宙開発・宇宙産業を学ぶ講義、ハイブリッド・ロケットの製作・打ち上げ実験、プログラミング体験、JAXA 筑波宇宙センターへの見学などを実施し、科学の楽しさや不思議さに触れ、科学への関心や探究意欲を喚起します。

また、最新の宇宙科学技術に関する理解を深め、自ら発信する力やコミュニケーション能力を高めるため、体験活動をもとに、より活発な協働学習をすすめる、挑戦する力、問題解決能力や探究心をはぐくむプログラムを実施します。「『シン・ゲートウェイ計画』について考えよう」をテーマにしたディスカッションやプレゼンテーションを行い、宇宙開発や宇宙産業の将来を担う人材を育成します。

「ロボットコース」では、今年度から「ディスカバリーコース」と「チャレンジコース」に講座を整理し、子どもたちの興味・関心を高めるとともに発想力や創造力を身に付け、最後までやり抜く力を育成します。この事業では、国際宇宙ステーションに設置されたロボットアームの名手でもある若田光一宇宙飛行士に関連する事業を企画し、若田宇宙飛行士の偉大な功績も積極的に伝えていきます。

イ プラネタリウムの一般投影の充実

最新型ハイブリッドプラネタリウム（恒星球と全天周プロジェクター）により、巨大ドーム内に 1,000 万個の星を映し出し、入場者に宇宙の素晴らしさを体感してもらいます。投影は、前半は職員による今夜の星空解説、後半はプラネタリウム番組等の 2 部構成になっています。

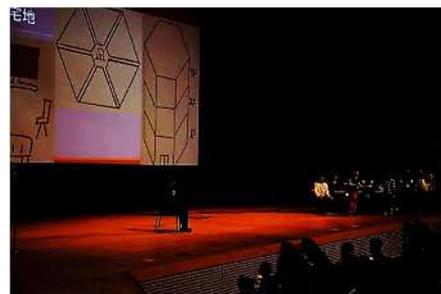
また、全て星空解説で構成した投影（「星宙散歩」）も行います。

【令和 6 年度投影予定プラネタリウム番組】

- 「ちびまる子ちゃん ～南十字星に魅せられて～」
- 「ダイナソー・サバイバル ～恐竜たちの大進化～」
- 「MMX ～火星衛星探査計画～」
- 「すみっコぐらし」
- 「ノンタン」



「宇宙のまち さいたま」フォーラム
講演会



スペースコースアドバンスによる
プレゼンテーション

ウ 展示事業の充実

「見て、ふれて、考えて、チャレンジできる科学館」「出会いを大切にする科学館」をテーマに、常設展示や企画展・特別展示において参加体験型の学習機会を提供します。

【常設展示】 「若田光一宇宙飛行士コーナー」

「宇宙広場」

「ふしぎ広場」

「ひまわり広場」

【令和6年度展示予定企画展】

「ワクワクランド2024」

「恐竜展」

「忍者展」

「ダンボール展」

【その他】 「宇宙の日作品展」

「星景写真展」 等



若田光一宇宙飛行士体験ツアー

エ 普及事業の充実

青少年に広く、宇宙や科学の不思議やおもしろさを体験する機会を提供するため、科学実験教室や科学工作教室、自然観察教室等の教室事業、月・惑星などを観察する天体観望会、科学の不思議を伝えるサイエンスショー等を行います。



特別サイエンスショー
科学戦隊さいレンジャー

青少年宇宙科学館

所在地 浦和区駒場2-3-45

電話番号 881-1515

F A X 882-9702

敷地面積 4,334㎡

延床面積 6,312㎡

設備 地下1階 視聴覚ホール

1階 プラネタリウム（定員250名）
（全天周デジタル映像システム装備）

青少年ホール、ふしぎ広場、
特別展示室、ふれあい広場

2階 ひまわり広場、宇宙広場、事務室、
団体抛室、若田光一宇宙飛行士コーナー

3階 多目的教室2室、会議室2室、和室

4階 パソコン教室、電気工作室、天体観測研究室

5階 天体観測室、天体観測広場



青少年宇宙科学館

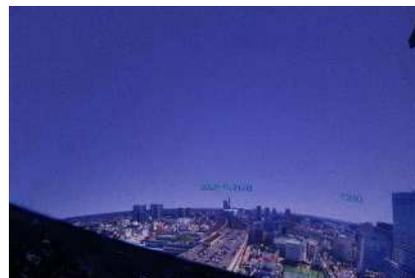
② 宇宙劇場

宇宙劇場は、株式会社五藤光学研究所が指定管理者として運営しています。

広く市民の科学知識の普及と文化活動の推進によって、地域文化の向上に寄与することを目指し、「わくわくへの架け橋に！」をミッションに掲げ、主にプラネタリウム投映事業と集会室・研修室等の貸出事業、日本宇宙少年団さいたま支部支援等地域支援事業を行っています。

ア プラネタリウムの一般投映の充実

プラネタリウムは、専門員による生解説を基本として地域に根差したプラネタリウムを目指し、高品質な宇宙劇場専用のオリジナル投映を制作し、提供します。「みんなの時間」ではインクルーシブな視点で障害のある方や、その御家族、乳幼児をお連れの方、どなたでも気兼ねなくプラネタリウムをお楽しみいただける時間を提供します。



星空についての生解説

「星空の時間」

【令和6年度投映予定プラネタリウム番組】

「しまじろうと たんじょうびの おほしさま」
「おじゃる丸 プラネタリウムスペシャル
銀河がマロを呼んでいる ～ふたりのねがい星～」
「名探偵コナン 星影の魔術師」
「イナズマデリバリー バイザウェイの宇宙旅行?!
ーブラックホールとの遭遇ー」
「ムーミン谷のオーロラ」
「Star Light Healing Malama Hawaii」
「小さな星のプラネタリウム Music by 久石譲」等

【令和6年度星空の時間解説テーマ】

「たなばた夏物語」「マイナーな星座」「春夏秋冬☆星空めぐり」等、季節・天文現象・地域連携等に合わせ柔軟に解説テーマをオリジナル制作し、投映します。

イ 教育普及・支援・共催事業の充実

ミッション達成に向けて市民ボランティアや市民グループ、地域企業、大学や研究機関の研究者、声優・アーティスト等と連携し魅力あふれる事業の充実に努め、各種イベントや事業を展開することで、市民が参加・活躍できる場を提供します。

【市民参加・協力による事業】

市民ボランティアとの連携による「星をみる会」「太陽をみる会」
市民グループ、地域の学生・生徒・児童が活躍する「宇宙劇場まつり」「ワークショップ」
市民グループによるプラネタリウム投映を行う「市民の時間」

【学校・社会教育団体等連携事業】

「出張観望会」「幼児向け投映」

【共催事業】 「放送大学コラボレーション講演会」 他

【全国的プラネタリウム事業との連携】

「全国一斉熟睡プラ寝たリウム」連携、震災特別番組「星よりも、遠くへ」の投映

【支援事業】 「日本宇宙少年団さいたま支部の支援活動」「市民活動掲示板」 他



市民・地域企業等と連携して
開催したイベント例

宇宙劇場

所在地 大宮区錦町682-2
大宮情報文化センター（JACK大宮）内
電話番号 647-0011
FAX 647-0066
延床面積 2,409㎡
設備 宇宙劇場ホール部分（3～5階） 定員280名
宇宙劇場集会室部分（5階） ギャラリー兼
集会室3室、研修室



宇宙劇場

(2) 学校教育との連携

青少年宇宙科学館及び宇宙劇場では、「さいたまSTEAMS教育」を柱とした「宇宙のまち さいたま」教育プロジェクトに基づき、学校と連携し、発達段階に応じた異なる学びや経験の違いに合わせた多種多様な事業を展開します。プラネタリウムを活用した学習利用をはじめ、当館の職員を派遣して行う理科の授業支援や天体観望会、中・中等教育・高等学校の生徒によるボランティア活動等を実施します。



プラネタリウムを活用した
学習利用

① 「プラネタリウムを活用した学習利用」の実施

最新鋭のプラネタリウム機器を使い、全ての市立小学校4年生、中学校・中等教育学校3年生、特別支援学校の児童生徒を対象に、「プラネタリウムを活用した学習利用」を実施し、宇宙の素晴らしさを体感する機会を提供するとともに、児童生徒の天文や科学への興味・関心を高められるよう支援します。

② 「スクール・サポート・サイエンス」の実施

市立小・中・中等教育学校を対象として、科学館職員が天体望遠鏡や双眼鏡を使って、月や星団等の観察を行う出前天体観望会や理科の基礎的・基本的な内容を踏まえた出前授業を実施し、児童生徒の自然や科学への関心を高めます。



スクール・サポート・サイエンス
出前授業

③ 『科学の祭典 さいたまSTEAMS教育』

サイエンスフェスティバル」の実施

市立中・中等教育・高等学校の科学部等の生徒が講師役を務め、科学的なものづくり等を来館者に体験してもらうワークショップと、科学や自然事象の面白さや不思議さを伝えるオリジナルのサイエンスショー動画コンテストの2部門がある「サイエンスフェスティバル」を実施します。生徒に達成感を味わわせるとともに、サイエンスフェスティバル参加者の科学に対する興味・関心を高めます。

【令和5年度実績】ワークショップ例「ロボットと遊ぼう」

「スライムやさん」

「声で動くカラクリヘビ」

サイエンスショー動画例「昆虫の力」「大気圧の力」「地震の力」

4 美術館事業

うらわ美術館は、市民が気軽に美術鑑賞ができ、美術全般にわたる情報を得ることのできる文化創造の拠点となることを目指して、平成12年4月29日に開館しました。

館の特色を活かして、市民に愛される美術館を目指すとともに、デジタルコンテンツの整備及び教育普及活動の一層の充実に努めます。

(1) 美術館における魅力ある生涯学習環境の整備

① 企画展開催事業

ア THE 新版画 版元・渡邊庄三郎の挑戦展

〈令和6年11月16日(土)～1月19日(日)・(48日間)〉
伝統的な浮世絵の技術と新しい絵画表現の融合を目指して人気を博した「新版画」。モダンな精神と華麗な表現に彩られた作品の数々を紹介する展覧会を開催します。

イ うらわ美術館収蔵品展

〈令和6年11月16日(土)～1月19日(日)・(48日間)〉
新たに収蔵した作品を中心に当館コレクションを紹介します。

② 本のワークショップ

令和6年9月7日(土)、8日(日)

造本作家を講師に迎え、本づくりのワークショップを開催します。

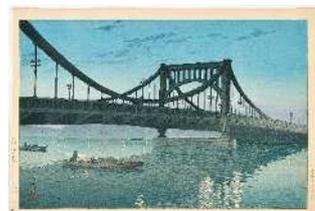
③ 多世代交流ワークショップ

令和6年8月17日(土)

様々な世代と一緒に表現活動や鑑賞活動を行うワークショップを開催します。

④ デジタルコンテンツの充実

デジタルコンテンツの整備を推進します。また、SNSを活用した積極的な情報発信や、ホームページの充実を図ります。



川瀬巴水《清洲橋》
昭和6年(1931)
渡邊木版美術画舗蔵



本のワークショップ



多世代交流ワークショップ

(2) 学校教育との連携

① 鑑賞学習の受入れ

学校と連携し、鑑賞学習の受入れを実施します。

② うらわ美術館こどもニュース「うらびい」発行

展覧会ごとに発行し、市立保育園・小・中・中等教育・高等・特別支援学校等に配布します。

③ 本の出張授業

子どもたちが興味や関心をもって見ることができる造形的な本を学校に持参し、鑑賞学習を行います。

④ 鑑賞ツール(埼玉アートカード、アート掛図、造形的な本)と教員用動画の貸出し

鑑賞ツールを貸し出すとともに、教員が授業に活用できるよう作成した動画を貸し出します。



本の出張授業

うらわ美術館

所在地 浦和区仲町2-5-1
(浦和センチュリーシティ3階)
電話番号 827-3215
FAX 834-4327
延床面積 2,349㎡
設備 展示室(A~D)、収蔵庫2室、情報コーナー、
ロビー、会議室



うらわ美術館（ビル低層棟部分）

5 公民館事業

社会教育法及びさいたま市公民館条例等に基づき設置される生涯学習総合センター及び公民館では、「第2期さいたま市教育振興基本計画」や「さいたま市公民館ビジョン」をもとに策定した、生涯学習総合センター・拠点公民館・地区公民館基本方針に基づき事業を推進します。

(1) 基本方針

- ・市民のニーズや地域的課題に対応した学習機会を提供するとともに、安全・安心に学ぶことができる環境整備を推進します。
- ・学習で得た知識や技術を地域へ還元する機会を拡充し、活力ある地域づくりを推進します。
- ・公民館における学習活動を通じて、コミュニティづくりを推進し、「人と人をつなぐ、地域と人をつなぐ、地域と地域をつなぐ」を支援します。

(2) 令和6年度事業

① 生涯学習総合センター事業

ア 生涯学習総合センターの管理・運営

生涯学習総合センターを安全・安心に利用することができるよう、施設等の維持管理・運営を行います。

イ 公民館主催事業の統括

生涯学習総合センター及び公民館の事業計画・報告のとりまとめを行います。公民館が市民の学習ニーズに応じた、適正な事業を実施するための指導・助言を行います。

ウ さいたま市公民館運営審議会の事務局

さいたま市公民館運営審議会の運営に係る事務を行います。

エ 公民館職員の人材育成

「さいたま市公民館職員人材育成指針」に基づき、さいたま市公民館が求める職員像を実現するため、「さいたま市公民館職員研修方針」を定め研修を実施します。また、生涯学習総合センターが主催する全公民館職員を対象とした研修と、各区の拠点公民館が主催する区内公民館の職員を対象とした研修を連動させ、一貫性のある研修を目指します。

オ 市民の学習活動の支援・学習情報の提供・生涯学習相談の推進

より多くの方が生涯学習活動に参加することができるよう、学習を通じた人と人をつなぐための支援や、市民の学習ニーズに対応した学習情報の提供を行うとともに、ボランティアとの協

働による生涯学習相談事業を実施します。

カ 全市域を対象とした主催事業等の推進

社会の変化に応じ、子育て支援、ICT 学習、青少年・若者に関する事業などの生涯学習事業を推進します。

キ さいたま市民大学事業の推進

市民の高度で専門的かつ多様な学習要求に応えるとともに自発的な学習活動を促し、豊かな生涯学習社会を築くため、さいたま市民大学を実施します。



さいたま市民大学

ク 子どもの学び・親子の育ちの支援の充実

子育て中の親同士が交流し学び合うことで、自分自身や子育てについて改めて考え、親として成長することを支援する親の学習事業を実施します。

② 拠点公民館・地区公民館事業

ア 区内公民館主催事業の統括（拠点公民館）

区内公民館の事業計画・報告をとりまとめ、適正な事業実施のための指導・助言を行います。

イ 拠点公民館・地区公民館の管理・運営

拠点公民館及び地区公民館を安全・安心に利用することができるよう、施設等の維持管理・運営を行います。

ウ 公民館活動への市民参加の拡充

現在利用している市民はもとより、潜在的な学習ニーズを抱えながら公民館を利用したことのない市民の参加を促すため、公民館について市民の認識を深めるよう情報提供の充実に努めます。

エ 区内公民館職員研修の推進

生涯学習総合センターが主催する研修と連動させて行う研修及び区内公民館職員に共通するニーズや課題等に対応するための研修を実施しながら、区内公民館の職員同士の交流を深め、業務・専門能力や意識・意欲の向上を図ります。

オ 市民の学習活動の支援・学習情報提供の推進

より多くの方が生涯学習活動に参加することができるよう、学びを通じた人と人をつなぐための支援や、市民の学習ニーズに対応した様々な学習情報の提供を行います。

カ 主催事業の推進

様々な年齢層のニーズに応えるための事業を実施するとともに、講座参加者アンケート等を通じ市民の学習ニーズに応じた講座・事業を実施します。

キ 子どもの学び・親子の育ちの支援の充実

体験講座などの学びの場や、地域の方々との交流の場を提供し、子どもたちの地域への愛着等をはぐくむことを目的とした「夏休み子ども公民館」や中学生・高校生が講師や講師助手、ボランティアを務める事業を実施します。

また、子育て中の親同士が交流し学び合うことで、自分自身や子育てについて改めて考え、親として成長することを支援する親の学習事業を実施します。

③ 公民館におけるデジタル化の推進

高齢者等がパソコンやスマートフォンの活用方法を習得できるような講座を増やし、デジタルデバインド（情報格差）の解消に繋がります。さらに、オンライン講座による講座の充実や動画配信を行い、子育てや介護等の諸事情により、これまで公民館を利用する機会がなかった方々へ学びの機会を提供します。

また、より質の高い学びを提供するため、「e 公民館」講座を、質を高めながら引き続き実施し、コンテンツの配信を行います。

※「e 公民館」は「education(教育)&良い(いい)」を意味する情報発信サイトの愛称です。



(3) 公民館施設リフレッシュの推進

「さいたま市公民館施設リフレッシュ計画【第2期】(令和3年度から令和12年度まで)」に基づき、施設の老朽化対策を進めるとともに、バリアフリー化、脱炭素化を推進し、安全・安心で持続可能な学習環境を市民に提供します。

また、バリアフリー化を推進するため、エレベーター設置工事を進めます。

(4) 学校教育との連携

公民館の講座や地区文化祭等において、中・高生ボランティアの活躍の機会を設けることにより、地域の方々との交流の場を提供し、子どもたちの地域への愛着等をはぐくんでいきます。

また、夏休み等に地域の小学生を対象とした実験教室・将棋教室・料理教室等の体験講座を引き続き実施します。

生涯学習総合センター

所在地 大宮区桜木町1-10-18
シーノ大宮センタープラザ 7~10階
電話番号 643-5651
F A X 648-1860
7階 事務室、講座室、情報展示コーナー、
談話コーナー
8階 和室、アトリエ、音楽室、OA研修室、
談話コーナー
9階 レクリエーションホール、学習室、
談話コーナー
10階 多目的ホール、談話コーナー



シーノ大宮センタープラザ
(7~10階が生涯学習総合センター)

6 図書館事業

図書館を取り巻く社会状況に対応し、新しい時代の新たな学びを支えるため、「本と人 人と人が出会う 『知のひろば』」を基本理念として掲げた「さいたま市図書館ビジョン(第2期)」に基づいて25の市立図書館で次の取組を行います。

(1) 知りたいにこたえる

① レファレンスサービスの充実による市民の課題解決の支援

- ・市民が気軽に質問できるよう、レファレンスサービスに関するPRを行います。
- ・オンラインデータベースを活用し、最新の情報を提供します。

- ・受付したレファレンスの事例をレファレンス協同データベースに登録し、さいたま市の図書館が蓄積してきた様々な調査事例について、市民が参照できるよう公開します。
- ・レファレンスツールの紹介やデータベース講習会の開催等を行います。
- ・国立国会図書館や公立図書館、大学図書館、専門機関と連携し、相互貸借や高度な調査・相談に対応します。

② 市民の課題解決に役立てられる資料の提供

- ・市民生活に役立つ資料を提供する際に、目的に応じて、より探しやすくなるよう工夫し、効果的な資料の提供に努めます。
- ・電子書籍の充実を図り、来館しなくても閲覧できる資料提供に努めます。

③ 図書館利用に障害のある方への支援

- ・図書館が提供するサービス内容について、必要な方に届くようPRを行います。
- ・常に新しい技術の活用を検討し、利用者の必要に応じた資料を提供します。
- ・関係機関・団体と連携し、録音図書や点字図書・点訳絵本の作製・貸出、対面朗読等を実施します。
- ・乳幼児から高齢者、外国人など、全ての方が、必要とする図書館サービスを受けられるようにします。

④ 専門的職員の養成による図書館サービスの質の向上

- ・市民の高度で多様な要望にこたえるため、図書館に関する専門知識を有した職員を配置し、図書館サービスの質を向上させます。
- ・外部組織が実施する研修に積極的に職員を派遣し、より広範な専門知識の獲得に努めます。
- ・学校の授業や公民館・コミュニティ施設等において、専門的な知識・技術を持った職員が講師を務めます。



情報の探し方講座

⑤ 図書館評価と市民意識の反映

- ・図書館ビジョンに基づいた指標により図書館事業を評価し、評価結果を公表します。
- ・図書館の利用に関するアンケートを実施し、改善に役立てます。
- ・図書館の課題に対応して設置された専門部会を開催し、計画的で効果的な図書館活動を行います。また、必要に応じて、専門部会で出された課題について、図書館運営検討委員会で検討を行います。
- ・図書館協議会を開催し、市民等の意見を反映することで、図書館機能をより充実させます。

(2) 本と人をつなげる

① 市民の多様な要求にこたえる資料の充実

- ・「さいたま市図書館資料取扱要領」に基づき、資料を幅広く、計画的に収集します。
- ・様々な言語や文化に対する相互理解を深めるために、外国語資料の収集に努めます。

② 情報発信による図書館利用の促進

- ・ICTを活用し、図書館の最新情報や来館しなくても楽しめるコンテンツ等を発信し、図書館利用を促進します。
- ・図書館を利用したことのない人にもサービスの内容を知らせ、図書館を利用していただけるよう、パブリシティを活用する等、PRを強化します。
- ・図書館の情報を発信する印刷物を作成し、配布します。

③ 講座等の催しと市民の交流の場の提供

- あらゆる世代に向けた事業を企画・開催し、市民の文化活動や読書活動を支援します。
- 講座等の開催時にアンケートを実施し、市民のアイデアを活かした関心の高い事業を行います。
- 図書館の効果的な利用方法の講習やオンライン講座等を開催し、市民の情報リテラシーの向上を図ります。

④ 資料の紹介による本との出会いの創出

- 日常生活の課題等、様々なテーマで本を集めたテーマ資料展示を実施し、ブックリストの作成・配布を行うとともに Web サイトに展示情報を掲載します。
- SDGs について、テーマに沿った資料展示を行い、市民に課題と目標を周知します。

⑤ 安全で快適な環境の整備

- 市民の安全を守るために「図書館危機管理マニュアル」に基づき活動します。
- 防災訓練や情報セキュリティ研修を実施することで、災害や事件・事故に対して適切な行動をとり、被害を最小限に抑えます。
- 図書館ネットワークを安定して運営します。また、インターネット閲覧端末や、Wi-Fi の設置により、館内でインターネットが利用できる環境を提供します。



SDGs+まつりを
テーマにした資料展示

(3) 子どもの豊かな心と生きる力をはぐくむ

① 子どもの世界をひろげる資料の紹介

- テーマ資料展示の実施や、おすすめする児童書のブックリストの作成・配布等を行うとともに、図書館や本に関するコンテンツを作成し、Web サイトに掲載します。子どもが読書に関心を持つきっかけを、様々な角度から提供します。
- 内部研修の開催や外部研修への派遣により、児童サービス担当職員を育成し、より質の高い資料案内を行います。

② 子どもが本に親しむ機会の提供

- 図書館や本に親しみを持ってもらうために、各図書館で子ども向けの催しを実施します。
- 児童向けの外国語資料の収集や多言語によるおはなし会を開催することにより、日本語を母語としない子どもたちが本に親しめる環境を整備します。
- 保育施設や生涯学習関連施設等と連携し、おはなし会を実施します。
- 中学生や高校生の図書館利用を促進するために、図書館ボランティア体験等を実施します。
- 本の魅力を紹介し合うビブリオバトルを実施します。

③ 家庭・学校等との連携による子どもの読書活動への支援

- 「さいたま市子ども読書活動推進計画（第四次）」に基づき、Web サイト上で読書履歴が記録できる「わたしの本棚（読書ノート）」を提供する等、家庭、保育所・幼稚園、地域、学校と連携して、子どもが読書を好きになる取組を推進します。
- 毎月 23 日を「さいたま市子ども読書の日」とし、子どもや保護者等を対象とした読書の普及啓発活動を行います。



本に親しみを持ってもらう
ための取り組み
「本の福袋」

- ・子どもの読書活動に優れた実践を行っている市内の団体、保育所・幼稚園、学校、図書館を表彰し、取組の奨励を図ります。

(4) つながりから地域の未来をひらく

① 地域の歴史と文化の保存

- ・地域の歴史や文化・伝統を未来に伝えるため、「さいたま市図書館地域資料収集方針」及び「さいたま市図書館資料収集・保存分担基準」に基づき、地域に関わる資料を積極的に収集・保存します。また、ブックリスト等を作成・配布し、情報提供を行います。
- ・地域資料担当者会議を開催し、所蔵館の調整や資料の交換を行い、地域・行政資料の有効活用を図ります。
- ・さいたま市出身の文学者等の資料を収集し、その功績を図書館Webサイト等で紹介します。



ブックリスト

② 市民との協働による地域交流の活性化と持続的な交流の場の提供

- ・図書館で活動するボランティアを育成し支援するとともに、ボランティア・地域団体と連携した事業を実施します。
- ・市民活動を支援し、市民が活躍できる場や機会を提供するとともに、地域での催し物等に参加します。

③ 市の各部署との連携による市民生活の向上

- ・庁内の行政事務・業務に関して、必要な資料や情報を提供する行政支援サービスを行い、図書館の資料や情報が、市の政策立案のために有効に活用されることを目指します。
- ・公民館、博物館、美術館等と連携した事業を行います。また、オンライン上でのコンテンツ公開等の連携の方法について研究します。
- ・出前講座制度等を活用した他部署との連携事業を実施します。

④ 県・他自治体・民間等との連携による市民の知的活動への支援

- ・ビジネス、法律、医療、健康、福祉及び子育て等、市民の暮らしにかかわる分野について、情報提供に努めるとともに、各分野の専門機関との連携・協働を行います。
- ・スポーツチーム等との連携・協働・協力により、展示コーナーの設置やイベントの開催等を行います。
- ・大学生や社会人等のインターンシップ、図書館実習を積極的に受け入れます。

(5) 図書館施設リフレッシュの推進

さいたま市図書館施設リフレッシュ計画に基づき、施設の老朽化対策を進めるとともに、バリアフリー化、省エネルギー化を実施し、安全・安心で持続可能な学習環境を市民に提供します。

令和3年度から令和12年度までの第2期工程表に基づき施設改修等を実施します。

(6) 学校教育との連携

① 学校図書館の支援

- ・市立学校の学校図書館を支援するため、学校図書館支援センターを中心に教科等関連図書収集と貸出、レファレンス及び情報提供を行います。

② 学校と連携した読書活動の推進

- ・各学校へ読書活動の推進に役立つ情報を提供するとともに、学校図書館と連携して冬の読書キャンペーン等を実施し、児童生徒が図書館へ来館する機会を増やします。

- ・学習活動の場として、児童生徒の図書館見学を受け入れます。また、図書館職員が学校を訪問し本の魅力を伝えることにより、児童生徒の日常的な図書館利用を促進します。

7 自然体験活動

本市は、南会津町の豊かな自然環境の中で心身ともに健全な児童生徒の育成を図るため、館岩少年自然の家を福島県南会津町に所有しています。この施設や周囲の自然環境を活かして自然体験活動を実施し、自然や文化に親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことをねらいとした活動を行っています。

(1) 地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業

令和5年度から、国立青少年教育振興機構主催の「地域ぐるみで『体験の風をおこそう』運動推進事業」に、「さいたま市から『体験の風をおこそう』運動実施委員会」として参画し、夏季休業中に「親子ふれあいの集い in 南会津」を実施しました。

令和6年度は、昨年度までの実行委員会委員に加え、新たに民間企業等からも委員として参加していただき、より「リアルな体験活動」を提供していきます。

夏季休業中には、市ボーイスカウト協議会、市PTA協議会、埼玉新聞社、青少年宇宙科学館と連携し、「夏休み親子の集い」を実施します。

また、冬季休業中には「白銀の会津高原・家族の集い」を実施します。

今後、組織的に子どもたちに「体験活動」を推進し、「体験活動」の普及啓発に取り組んでいきます。そして本取組を複合的に展開することで、子どもたちの「体験活動」を推進する機運を高めていきます。

●実行委員会委員

- | | |
|------------------|--------------|
| ・さいたま市教育委員会 | ・大和ハウス工業（株） |
| ・埼玉県教育局生涯学習推進課 | ・浦和レッドダイヤモンズ |
| ・さいたま市PTA協議会 | ・大宮アルディージャ |
| ・さいたま市ボーイスカウト協議会 | ・（株）テレビ埼玉 |
| ・さいたま市立小学校 | ・（株）埼玉新聞社 |

第2章 文化財の保護と活用

1 文化財保護

本市には、528件の指定文化財と15件の登録文化財、1,100か所以上の埋蔵文化財包蔵地があります。本市の歴史と文化を伝えるかけがえのない遺産を後世に伝承するために、文化財を保存・継承・活用します。

(1) さいたま市文化財保存活用地域計画の作成

本市の歴史文化遺産を後世に継承するため、文化財の保存・活用の方針を定め、今後実施していく取組等を示した「さいたま市文化財保存活用地域計画」を作成しています。令和6年度は、策定協議会等を開催するとともに、計画の素案を作成のうえ、議会に報告を行い、パブリックコメントを募集します。その後、文化庁へ申請し、認定を目指します。



真福寺貝塚出土の縄文時代晩期の籃胎漆器

(2) 歴史文化遺産の保存・活用

市民に文化財を身近に感じ親しんでいただくために、展示や見学会、情報発信を通じて文化財の情報提供に努めます。

① サクラソウWeeksの開催

サクラソウ開花期に市民ボランティアガイドと協働し、自生地の案内や解説を行います。また専門家の案内による見学会を開催します。



サクラソウ自生地（現地見学会）

② 見沼通船堀閘門開閉実演の開催と「鈴木家住宅附属建物」の公開

実際に水位の調節の状況を再現する見沼通船堀閘門開閉実演を令和6年8月に開催する予定です。また、国指定史跡見沼通船堀に所在する「鈴木家住宅附属建物」の公開を行います。

③ 最新出土品展・発掘調査成果発表会の開催

発掘調査の出土品をいち早く紹介する「最新出土品展」を開催し、期間中市内会場を巡回します。また、前年度の主要な発掘調査の成果を発掘調査担当者が紹介・説明する「発掘調査成果発表会」を開催します。

④ 文化財時報「榎（かや）りぼーと」の発行

文化財の最新情報や公開情報をお知らせする「榎（かや）りぼーと」を年4回発行します。

⑤ WEBサイトコンテンツの配信

文化財の魅力や大切さを共感できるよう、ホームページにてWEBサイトコンテンツを配信し、さらにコンテンツの拡充を行います。



文化財時報「榎りぼーと」

(3) 歴史文化遺産の保存・整備

国指定史跡見沼通船堀では、再整備事業として東縁園路の再整備が完了し、令和6年度は西縁の園路を整備します。また、国指定史跡真福寺貝塚では、史跡の公有地化を進めるとともに、整備に向けた発掘調査を行います。さらに、国指定特別天然記念物田島ヶ原サクラソウ自生地では、サクラソウの減少原因を探るため、DNA解析など自然科学的な調査を継続します。



見沼通船堀東縁園路

(4) 学校教育との連携

児童生徒が地域の歴史や自然、伝統・文化に直接触れて学ぶことができるよう、学校教育と連携し、発掘調査の見学会・体験発掘・出前授業を実施します。



真福寺貝塚（体験発掘）

(5) 文化財施設の移転

中央区周辺の公共施設再編事業に伴う旧与野公民館内の文化財施設について移転の準備を行います。

文化財関連施設

○土器の館

所在地 大宮区高鼻町2-305-4

設備 事務室、出土品整理室、
資料室、展示コーナー、
出土品収蔵庫 等



土器の館

2 博物館事業

生涯にわたって創造性豊かな市民を育て、教育・学術・文化の発展に寄与するため、原始から現代に至る本市に関わる資料を調査・収集するとともに、保存・展示・研究を行うという基本方針に基づき運営します。

(1) さいたま市立博物館

市内の歴史・民俗等に関わる資料を、広範囲かつ系統的に収集・保存するとともに、調査・研究を行い、その成果を展示公開することを目的として昭和55年11月に開館しました。

また、市民等の郷土学習の拠点、学校と連携した児童の体験学習の場となるよう、教育普及活動の充実にも努めています。

① 展示事業の実施

常設展示では本市の歴史や民俗、文化を通史的に紹介し、特別展や企画展ではテーマを絞り、より詳細な展示をしています。その他、小学生向けに、夏休み子ども博物館、さいたま市のうつり変わりと人びとの暮らし展等を開催しています。

ア 常設展示

常設展示では、本市の原始から現代までの歴史や民俗、文化を紹介するとともに、児童生徒が楽しく学べる郷土学習の展示を行っています。

イ 特別展、企画展

テーマと期間を定めて本市の歴史と文化を紹介する展覧会を開催します。

ウ その他の展示事業

7月には「夏休み子ども博物館」、12月には「さいたま市のうつり変わりと人びとの暮らし展」を開催します。

② 展示関連講座や体験講座の実施

特別展や企画展に関連した講座や伝統的技法を体験する講座のほか、小・中学生を対象としたフィールドワークや体験講座を実施します。また、WEBサイトやSNSを活用し、家庭でできる歴史学習の機会充実に努めていきます。

ア 展示関連講座や体験講座

特別展・企画展に関連した講座や講演会を開催します。また、担当学芸員による展示解説を特別展、企画展それぞれで開催します。

イ 歴史文化に関する講座

藍染体験講座、古文書講座、さいたま市民大学の歴史コース等を開催します。

ウ 子ども関連講座

春季と秋季に子どもわくわく講座を開催します。



常設展示



特別展展示



子どもわくわく講座

③ 資料利用と広報の充実

収蔵資料のデータベース化とWEBサイト・SNSの活用を行います。

ア 資料管理システム

収蔵資料を適正に管理するとともに、資料の利用促進を図るため、収蔵資料と図書データベース化をさらに進め、収蔵資料のWEBサイトでの積極的な公開に努めます。

イ 広報

WEBサイトとSNSを連動させることで、コンテンツの充実を図ります。また、WEBサイト上に自宅でも見られるコンテンツを配信し、積極的な公開に努めます。



夏休み子ども博物館展示風景

さいたま市立博物館

所在地	大宮区高鼻町2-1-2
電話番号	644-2322
F A X	644-2313
敷地面積	1,570.79㎡
延床面積	2,330.18㎡
設備	1階 特別展示室、ラウンジ、講座室、事務室 2階 収蔵庫、文献資料室、作業室、休憩室、工作室 地階 常設展示室



さいたま市立博物館

(2) さいたま市立浦和博物館

地域ではぐくまれ、伝承されてきた歴史・文化を後世に伝えるとともに、学術・文化の発展に寄与することを目的として、昭和34年（現館は昭和47年）に開館しました。

特に、旧浦和市域に関わる歴史と資料の紹介を事業の柱の一つとしています。

① 展示事業の実施

1階は展示ケース等を壁面に陳列し、浦和地域の通史展示を、2階はトピック展示やコーナー展示を行っています。



展示室

② 展示関連イベント・講座及び体験講座の実施

ア 展示関連イベント・講座

令和6年10月には「漆刷毛」をテーマに、関連イベントや講座を開催する予定です。

イ 体験講座

令和6年6月から月1回工芸講座「うらはく工芸くらぶ」を、また小学生向けの体験教室や親子探鳥会を実施します。その他、音楽コンサートも開催する予定です。



イベント・講座風景

さいたま市立浦和博物館

所在地 緑区三室2458

電話番号 874-3960

FAX 874-3960

敷地面積 1,014.86㎡

延床面積 456.29㎡

設備 1階 展示室、事務室、研究室、
収蔵庫、エントランスホール

2階 展示室

建物の一部は明治11年(1878年)に建てられた

埼玉県師範学校校舎「鳳翔閣」の中央部分の外観を復元したものです。



さいたま市立浦和博物館

(3) 浦和くらしの博物館民家園

市内に残る伝統的な建築物を移築復原し、併せて「くらし」に関する各種資料を収集・保存・展示することを目的として、平成7年4月に開館しました。

その他、くらしの体験や季節の伝統行事などの再現を通し、伝統文化の保存継承にも努め、市民文化の向上と郷土意識の高揚を図っています(国の登録文化財1件、市指定文化財5件)。

① 展示事業の実施

年間を通して、展示「うつりかわるくらし」を開催するとともに、企画展示等を開催します。

ア 企画展示

7月から園内の古民家を移築復原した際の記録写真で、伝統的な建築技術を紹介するミニ企画展「写真で見る古民家の復原」を開催します。また、12月からは収蔵資料の中から干支や縁起物にまつわる郷土玩具などを紹介するミニ企画展を開催します。

イ 季節展示

市内に伝わる伝統的な年中行事を継承していくため、「兜飾り」「七夕」「繭玉飾り」「雛飾り」等の季節展示を開催します。



季節展示「繭玉飾り」

② 主催講座や体験学習の実施

主催講座や小学生を対象とした体験学習を実施するとともに、これらの実施に協力するボランティア活動を推進します。

ア 主催講座

自然観察会や通年で実施する昔のあそび塾、農作業体験講座のほか、園内の竹を使ったものづくり講座など、各種講座を実施します。

イ 体験学習

小学3年生の社会科学習に対応する昔の暮らし体験学習を実施します。

ウ ボランティア活動

体験学習、主催講座、園内整備等でボランティア活動を実施します。



ボランティア活動 すす払い

浦和くらしの博物館民家園

所在地 緑区下山口新田1179-1

電話番号 878-5025

F A X 878-5028

敷地面積 16,833.27㎡

延床面積 907.3㎡

設備 管理棟 1階 会議室、エントランス
ホール

2階 事務室、研究室、倉庫

展示棟 (旧浦和市農業協同組合三室支所倉庫) 展示室、収蔵庫

移築建物 旧高野家住宅、旧中島家穀櫃、旧野口家住宅、旧蓮見家住宅、旧武笠家表門、旧綿貫家住宅、旧浦和市農業協同組合三室支所倉庫



浦和くらしの博物館民家園

(4) 旧坂東家住宅見沼くらしっく館

江戸時代の加田屋新田の名主家住宅「旧坂東家住宅」を現地で解体復原し、平成8年4月に開館しました。

「生きている民家」をテーマとし、農家の環境を再現するとともに、見沼地域に伝えられてきた季節の年中行事の再現や種々の体験講座等を行っています。

① 展示事業の実施

常設展示では市指定建造物「旧坂東家住宅」(以下、住宅)を公開しています。季節展示では、民俗や信仰に関する様々な年中行事の再現を行っています。

ア 常設展示

住宅の解体発掘作業の際に出土した、江戸時代の銀貨「一分銀」を展示しています。また、茅葺屋根の維持や昔のくらしの再現のため、毎日（休館日を除く）囲炉裏に火を入れています。

イ 季節展示・年中行事

伝統的な年中行事を継承していくため、「煤払い」、「ヤッカガシと豆まき」等の行事を公開し、「盆棚飾り」、「恵比寿講のお供え」、「正月飾り」、「雛人形飾り」等を展示します。



季節展示「雛人形飾り」

② 主催講座や催し、体験学習等の実施

主催講座では、郷土の歴史や生活文化、自然環境に焦点を当てた野外学習等を開催します。催しでは、住宅の土間や座敷を活用し、様々な鑑賞会を開催します。

また、小学生を対象とした体験学習では、昔の生活道具の実演等を実施します。



くらしっく寄席

ア 主催講座

年中行事を体験する講座のほか、見沼の歴史や自然を散策する講座、自然素材を使った昔のおもちゃ作り等、1年を通じて各種講座を開催します。

イ 催し

寄席やコンサートなど、市民が気軽に鑑賞できる催しを開催します。

ウ 体験学習

住宅内の説明の他、くるり棒・唐箕などの農具や洗濯板などの生活道具を用いた昔のくらしの体験学習や、昔のおもちゃ遊び体験を実施します。



体験学習

旧坂東家住宅見沼くらしっく館

所在地 見沼区片柳1266-2
電話番号 688-3330
FAX 688-3335
敷地面積 2,661.07㎡
延床面積 471.26㎡
設備 管理棟 事務室、学習室、物置
納屋 収蔵庫、炊事場
復原建物 旧坂東家住宅



旧坂東家住宅見沼くらしっく館

(5) さいたま市立博物館分館

岩槻郷土資料館

昭和5年建築の旧岩槻警察署を改修し、同57年に開館しました。岩槻地域の歴史や文化に関する資料の展示を行っています。平成28年8月1日、岩槻郷土資料館（旧岩槻警察署本庁舎・附属庁舎及び演武場）及び旧岩槻警察署附属掲示場が、国の登録有形文化財（建造物）に登録されました。

所在地 岩槻区本町2-2-34
設備 1階 受付、展示室
2階 事務室、書庫



岩槻郷土資料館

岩槻藩遷喬館

旧岩槻藩の藩校「岩槻藩遷喬館」は昭和14年に県の史跡に指定され、解体復原後、平成18年から一般公開しています。

所在地 岩槻区本町4-8-9
設備 管理棟 事務室
復原建物 木造平屋建茅葺屋根



岩槻藩遷喬館

与野郷土資料館

子育て支援センターや放課後児童クラブとともに、複合施設として与野本町小学校敷地内に、令和2年に開館しました。さいたま市西部地区の歴史資料などを展示しています。

所在地 中央区本町東3-5-23
設備 第一展示室、第二展示室、事務室、作業室、
収蔵庫



与野郷土資料館

鴻沼資料館

鴻沼排水路周辺地域の民俗資料等を保存・公開する施設として、平成7年に開館しました。鴻沼排水路のジオラマや地域で使用された農機具等の展示を行っています。

所在地 桜区西堀4-1-4
設備 1階 ピロティ
2階 展示室
3階 展示室



鴻沼資料館

旧高野家離座敷

江戸時代末期の蘭方医・高野隆仙が建てた数寄屋造りの離座敷で、昭和56年に本市の有形文化財として指定されました。修理後、平成13年から一般公開しています。

所在地 緑区大間木3-30-11

設備 管理棟 倉庫

復原建物 木造平屋建茅葺屋根



旧高野家離座敷

(6) 学校教育との連携

博物館では、さいたま市の歴史への興味・関心を高め、本市への誇りと愛情をはぐくむことを目的とし、小・中学生向けの展示を開催します。また、市立小・中・中等教育・高等・特別支援学校の授業での学習効果を高めることを目的とし、学校教育との連携事業を行っています。

① 小学3年生社会科の学習に対応した展示

12月には小学3年生の社会科学習に対応した「さいたま市のうつり変わりとおびとのくらし展」を開催します。

② 博物館資料貸出しの実施

博物館が所蔵する実物やレプリカ資料を手にするこゝで、本市の歴史がより身近に感じられるように、市立小・中・中等教育・特別支援学校に対して資料の貸出しを実施しています。

③ 学校巡回展の実施

市立小・特別支援学校を巡回し、学習に活用できる資料や写真パネルなどを提供する学校巡回展を移動博物館として実施します。テーマを「大昔のさいたま市」「井沢弥惣兵衛と見沼代用水」「たていわのくらし」の3つとし、特色ある学習機会を提供します。

④ 体験学習の実施

博物館が所蔵する学習用の道具類を活用し、小学校の社会科学等の学習内容に対応した体験プログラムを、市立博物館や浦和くらしの博物館民家園など各館で行っています。



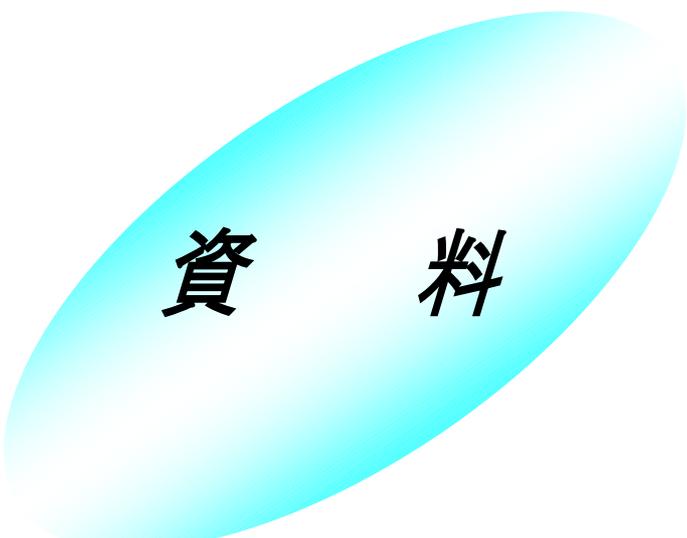
さいたま市のうつり変わりとおびとのくらし展



学校巡回展



昔の道具やくらし体験学習



資料

1 さいたま市教育委員会の沿革

年 月 日	事 項
平成13.	<p>5. 1 浦和市、大宮市及び与野市の合併によりさいたま市発足。これに伴いさいたま市教育委員会設置（事務局は学校教育及び生涯学習の2部制）。井原勇さいたま市長職務執行者により荒井修二氏、浅子俊治氏、浅見匡氏、石川正夫氏及び岩上進氏が教育委員会委員として選任される。第1回教育委員会会議を招集し、委員長に荒井氏を選任、同職務代理者に浅子氏を指定、また教育長に岩上氏を任命する。</p> <p>6. 27 荒井修二氏、緒方恭子氏、飯島昭氏、加倉井佳世子氏及び臼杵信裕氏の5名を教育委員会委員とする旨、市議会の同意を得る。</p> <p>6. 28 委員長に荒井氏を選任、同職務代理者に緒方氏を指定、また教育長に臼杵氏を任命する。</p>
平成14.	<p>4. 1 さいたま市立春野中学校開校（市立中学校48校）。中学校給食の単独校調理場方式推進のため、中尾第二学校給食センターを廃止する。</p> <p>6. 21 荒井委員長任期満了に伴い、籠島延隆氏を後任委員とする旨、市議会の同意を得る。</p> <p>6. 27 荒井委員長任期満了により退任。</p> <p>6. 28 籠島氏、教育委員会委員に任命される。委員長に飯島氏を選任、同職務代理者に緒方氏を指定する。</p> <p>7. 2 さいたま市立馬宮図書館開館（市立図書館11館、分館4館）。</p>
平成15.	<p>3. 11 泊善三郎氏を教育委員会委員とする旨、市議会の同意を得る。</p> <p>4. 1 さいたま市政令指定都市移行。さいたま市教育委員会委員定数条例施行。これにより教育委員会委員の定数を6人とする。泊氏、教育委員会委員に任命される。管理・学校教育・生涯学習の3部制とする事務局組織改正。また浦和、大宮及び与野の各中央公民館を統合し、さいたま市立中央公民館を設置。</p> <p>6. 1 さいたま市記念総合体育館開館（市立体育館6館）。</p> <p>6. 5 委員長に飯島氏を再選、同職務代理者に緒方氏を再び指定する。</p> <p>6. 27 加倉井委員任期満了に伴い、同氏を引き続き教育委員会委員とする旨、市議会の同意を得る。</p>
平成16.	<p>4. 1 中学校給食の単独校調理場方式推進のため、日進学校給食センター及び堀崎学校給食センターを廃止する。</p> <p>5. 1 さいたま市立中央公民館を大宮区桜木町1丁目188番地1から同町1丁目10番地18へ移転し、「さいたま市立生涯学習総合センター」とする。さいたま市立桜木公民館を大宮区桜木町1丁目10番地18へ移転。さいたま市立大久保東公民館開館（市立公民館53館）。</p> <p>6. 16 飯島委員長任期満了に伴い、阿部理一郎氏を後任委員とする旨、市議会の同意を得る。</p>

年 月 日	事 項
平成16.	6. 27 飯島委員長任期満了により退任。 6. 28 阿部氏、教育委員会委員に任命される。 委員長に緒方氏を選任、同職務代理者に籠島氏を指定する。
平成17.	7. 1 さいたま市立桜木図書館開館（市立図書館12館、分館4館）。 4. 1 岩槻市がさいたま市に編入。事務局組織改正。 小学校100校、中学校56校、高等学校4校、養護学校1校、幼稚園1園、 図書館19館（分館4館を含む。）、公民館58館となる。 中学校給食の単独校調理場方式推進のため、中尾第一学校給食センターを廃止する。 6. 22 緒方委員長任期満了に伴い、同氏を引き続き教育委員会委員とする旨、市議会の同意を得る。 臼杵教育長たる委員任期満了に伴い、藤間文隆氏を教育委員会委員とする旨、市議会の同意を得る。 6. 27 臼杵教育長たる委員任期満了により退任。 6. 28 委員長に緒方氏を再選、同職務代理者に籠島氏を再び指定、また教育長に藤間氏を任命する。
平成18.	7. 5 さいたま市立桜図書館開館（市立図書館16館、分館4館）。 4. 1 中学校給食の単独校調理場方式推進のため、鈴谷学校給食センターを廃止する。 5. 1 さいたま市立片柳図書館開館（市立図書館17館、分館4館）。 6. 21 籠島委員長職務代理者任期満了に伴い、同氏を引き続き教育委員会委員とする旨、市議会の同意を得る。 6. 28 委員長に緒方氏を再選、同職務代理者に籠島氏を再び指定する。
平成19.	3. 9 泊委員任期満了に伴い、同氏を引き続き教育委員会委員とする旨、市議会の同意を得る。 3. 31 さいたま市立与野公民館閉館（市立公民館57館）。 4. 1 泊氏、教育委員会委員に再び任命される。 併設型中高一貫校としてさいたま市立浦和中学校開校（市立中学校57校）。 さいたま市立辻南小学校開校（市立小学校101校）。 さいたま市立桜図書館大久保東分館開館、並びにさいたま市立与野図書館南分館のさいたま市立与野南図書館への変更（市立図書館18館、分館4館）。 さいたま市立鈴谷公民館開館（市立公民館58館）。 6. 20 加倉井委員任期満了に伴い、濱野幸江氏を後任委員とする旨、市議会の同意を得る。 6. 27 加倉井委員任期満了により退任。 6. 28 濱野氏、教育委員会委員に任命される。
平成20.	9. 2 さいたま市立北浦和図書館東高砂分館閉鎖（市立図書館18館、分館3館）。 11. 29 さいたま市立中央図書館開館（市立図書館19館、分館3館）。 5. 1 さいたま市立北図書館開館（市立図書館20館、分館3館）。 6. 27 阿部委員任期満了により退任。 7. 9 瀬端忠之氏を教育委員会委員とする旨、市議会の同意を得る。

年 月 日	事 項
平成20.	7. 10 瀬端氏、教育委員会委員に任命される。 7. 28 平成20年度全国高等学校総合体育大会「彩夏到来08埼玉総体」が開催される(～8.20)。
平成21.	4. 1 さいたま市立つばさ小学校開校(市立小学校102校)。 6. 24 藤間教育長たる委員任期満了に伴い、桐淵博氏を教育委員会委員とする旨、市議会の同意を得る。 6. 27 緒方委員長及び藤間教育長たる委員任期満了により退任。また、籠島委員長職務代理者が同日付で辞職。 6. 28 桐淵氏、教育委員会委員に任命される。 6. 29 委員長第1職務代理者に泊氏を指定、同第2職務代理者に濱野氏を指定、また、教育長に桐淵氏を任命する。 7. 10 大谷幸男氏及び清雲栄純氏を教育委員会委員とする旨、市議会の同意を得る。同日付で任命される。 7. 13 委員長に大谷氏を選任、同職務代理者に泊氏を再び指定する。
平成22.	6. 25 清雲委員任期満了に伴い、同氏を引き続き教育委員会委員とする旨、市議会の同意を得る。 6. 28 清雲氏、教育委員会委員に再び任命される。 7. 13 委員長に大谷氏を再選、同職務代理者に泊氏を再び指定する。
平成23.	9. 1 さいたま市立善前公民館開館(市立公民館59館)。 3. 4 荻野洋氏を教育委員会委員とする旨、市議会の同意を得る。 3. 31 泊委員長職務代理者任期満了により退任。 4. 1 委員長職務代理者に瀬端氏を指定する。 荻野氏、教育委員会委員に任命される。 6. 27 濱野委員任期満了により退任。 7. 1 五十嵐千代氏を教育委員会委員とする旨、市議会の同意を得る。同日付で任命される。 7. 28 委員長に大谷氏を再選、同職務代理者に瀬端氏を再び指定する。
平成24.	4. 1 さいたま市立美園小学校開校(市立小学校103校) さいたま市立さくら草特別支援学校開校(市立特別支援学校2校) さいたま市立養護学校をさいたま市立ひまわり特別支援学校に改称 6. 29 水谷元雄氏を教育委員会委員とする旨、市議会の同意を得る。 7. 9 瀬端委員長職務代理者任期満了により退任。 7. 10 委員長職務代理者に荻野氏を指定する。 水谷氏、教育委員会委員に任命される。 7. 28 委員長に大谷氏を再選、同職務代理者に荻野氏を再び指定する。
平成25.	1. 4 さいたま市立武蔵浦和図書館開館(市立図書館21館、分館3館)。 4. 15 さいたま市立領家公民館リニューアルオープン。 6. 19 桐淵教育長たる委員任期満了に伴い、稲葉康久氏を教育委員会委員とする旨、市議会の同意を得る。 6. 27 桐淵教育長たる委員任期満了により退任。また、清雲委員が同日付で辞職。 6. 28 稲葉氏、教育委員会委員に任命される。また、同日付で教育長に任命する。

年 月 日	事 項
平成25.	<p>7. 5 大谷委員長任期満了に伴い、同氏を引き続き教育委員会委員とする旨、及び平澤奈古氏を教育委員会委員とする旨、市議会の同意を得る。 同日付で平澤氏、教育委員会委員に任命される。</p> <p>7. 10 大谷氏、教育委員会委員に再び任命される。 委員長に同氏を再選、同職務代理者に荻野氏を再び指定する。</p>
平成26.	<p>3. 31 区域内の市立学校給食室の整備に伴い、岩槻学校給食センターを廃止。</p> <p>4. 1 さいたま市立内野公民館開館（市立公民館60館）</p> <p>5. 29 水谷委員が同日付で辞職。</p> <p>6. 18 平澤委員任期満了に伴い、同氏を引き続き教育委員会委員とする旨、及び石田有世氏を教育委員会委員とする旨、市議会の同意を得る。 石田氏は同日付で任命される。</p> <p>6. 28 平澤氏、教育委員会委員に再び任命される。</p> <p>7. 10 委員長に大谷氏を再選、同職務代理者に荻野氏を再び指定する。</p>
平成27.	<p>3. 6 荻野委員長職務代理者任期満了に伴い、松沢幸一氏を後任委員とする旨、市議会の同意を得る。</p> <p>3. 31 荻野委員長職務代理者任期満了により退任。</p> <p>4. 1 松沢氏、教育委員会委員に任命される。</p> <p>4. 20 松沢委員が同日付で辞職。</p> <p>4. 23 委員長職務代理者に石田氏を指定する。</p> <p>6. 17 野上武利氏を教育委員会委員とする旨、及び五十嵐委員の任期満了に伴い、武田ちあき氏を後任委員とする旨、市議会の同意を得る。</p> <p>6. 30 五十嵐委員任期満了により退任。</p> <p>7. 1 野上氏及び武田氏、教育委員会委員に任命される。</p> <p>7. 9 委員長に大谷氏を再選、同職務代理者に石田氏を再び指定する。</p>
平成28.	<p>1. 4 さいたま市立美園図書館開館（市立図書館22館、分館3館）。</p> <p>3. 31 赤城少年自然の家を廃止。</p> <p>4. 1 大宮北高等学校が文部科学省からスーパーサイエンスハイスクール（SSH）」の指定を受ける。</p> <p>6. 17 さいたま市立尾間木公民館移転・開館。 石田委員長職務代理者任期満了に伴い、同氏を引き続き教育委員会委員とする旨、市議会の同意を得る。</p> <p>7. 7 委員長に大谷氏を再選、同職務代理者に石田氏を再び指定する。</p> <p>7. 10 石田氏、教育委員会委員に再び任命される。</p>
平成29.	<p>6. 14 稲葉教育長たる委員任期満了に伴い、細田眞由美氏を教育委員会教育長とする旨、市議会の同意を得る。</p> <p>6. 27 稲葉教育長たる委員任期満了により退任。</p> <p>6. 28 細田氏、教育委員会教育長に任命される。教育長職務代理者に大谷委員を指定する。</p> <p>6. 30 大谷委員任期満了に伴い、同氏を引き続き教育委員会委員とする旨、市議会の同意を得る。</p> <p>7. 10 大谷氏、教育委員会委員に再び任命される。</p>

年 月 日	事 項
平成30.	<p>4. 1 さいたま市立幼児教育センター及び付属幼稚園を廃止。</p> <p>6. 11 平澤委員任期満了に伴い、柳田美幸氏を後任委員とする旨、市議会の同意を得る。</p> <p>6. 27 平澤委員任期満了により退任。</p> <p>6. 28 柳田氏、教育委員会委員に任命される。</p>
平成31.	<p>3. 8 野上委員任期満了に伴い、同氏を引き続き教育委員会委員とする旨、市議会の同意を得る。</p> <p>4. 1 野上氏、教育委員会委員に再び任命される。 さいたま市立美園北小学校開校（市立小学校104校）。 さいたま市立美園南中学校開校（市立中学校58校）。 さいたま市立大宮国際中等教育学校開校（市立中等教育学校1校）。</p>
令和元.	<p>5. 7 さいたま市立大宮図書館移転・開館。</p> <p>6. 28 武田委員任期満了に伴い、同氏を引き続き教育委員会委員とする旨、市議会の同意を得る。</p> <p>7. 1 武田氏、教育委員会委員に再び任命される。</p>
令和2.	<p>4. 1 さいたま市立与野郷土資料館開館。</p> <p>6. 28 細田氏、教育委員会教育長に再び任命される。</p> <p>7. 10 石田氏、教育委員会委員に再び任命される。</p>
令和3.	<p>5. 1 さいたま市立大宮国際中等教育学校が、国際バカロレア（IB）機構から中等教育プログラム（MYP）の認定を受ける。</p> <p>7. 10 大谷氏、教育委員会委員に再び任命される。</p>
令和4.	<p>4. 1 不登校等児童生徒支援センター（通称：Growth）を開設。</p> <p>5. 13 さいたま市立大宮国際中等教育学校が、国際バカロレア（IB）機構からディプロマ・プログラム（DP）の認定を受ける。</p> <p>6. 27 柳田委員任期満了により退任。</p> <p>6. 28 武川氏、教育委員会委員に任命される。</p>
令和5.	<p>3. 31 野上委員任期満了により退任。</p> <p>4. 1 池田氏、教育委員会委員に任命される。 さいたま市立ひまわり特別支援学校に知的障害教育部門高等部を開設。</p> <p>6. 14 細田教育長任期満了に伴い、竹居秀子氏を教育委員会教育長とする旨、市議会の同意を得る。</p> <p>6. 27 細田教育長任期満了により退任。</p> <p>6. 28 竹居氏、教育委員会教育長に任命される。</p> <p>6. 30 武田委員任期満了により退任。</p> <p>7. 1 伊藤氏、教育委員会委員に任命される。</p> <p>7. 31 池田委員が同日付で辞職。</p> <p>11. 30 武川委員が同日付で辞職。</p> <p>12. 22 小山氏、教育委員会委員に任命される。</p>
令和6.	<p>6. 28 堀田氏、教育委員会委員に任命される。</p>

2 附 属 機 関

□さいたま市教育委員会指定管理者審査選定委員会

- (設 置 根 拠) さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第8条
(所 掌 事 項) 指定管理者の候補者の選定について審査する。
(定数及び任期) 7人以内 1年
(構 成) 学識経験を有する者、施設運営等に関し知識を有する者又は関係団体の代表者、市職員
(所 管 課) 管理部 教育総務課

□さいたま市立小・中学校通学区域審議会

- (設 置 根 拠) さいたま市立小・中学校通学区域審議会条例第1条
(所 掌 事 項) 教育委員会の諮問に応じ、さいたま市立小・中学校の通学区域に関する事項を審議し、答申する。
(定数及び任期) 15人以内 2年
(構 成) 知識経験を有する者、小・中学校長、小・中学校PTA役員、その他市長がその部内の職員のうちから指名する者
(所 管 課) 学校教育部 学事課

□さいたま市教職員健康審査会

- (設 置 根 拠) さいたま市教職員健康審査会条例第1条
(所 掌 事 項) 教育委員会の諮問に応じ、教職員の疾病に関する治療の要否、勤務の可否、生活指導の内容及び教職員を採用しようとする場合における教職員としての健康状態に関する適応性を審査し、及び教職員の健康管理について意見を具申する。
(定数及び任期) 10人以内 2年
(構 成) 医学に関する学識経験を有する者
(所 管 課) 学校教育部 教職員人事課

□さいたま市就学支援委員会

- (設 置 根 拠) さいたま市就学支援委員会条例第1条
(所 掌 事 項) 教育委員会の諮問に応じ、義務教育諸学校に就学前又は就学している者で障害のある者の適正な就学に係る教育的支援を図るため、障害の種類及び程度の判断や就学に係る教育的支援に関することについて調査審議を行い、建議する。
(定数及び任期) 21人以内 2年
(構 成) 学識経験者、医師、教育職員、児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設等の職員
(所 管 課) 学校教育部 特別支援教育室

□さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会

- (設置根拠) いじめ防止対策推進法第14条第3項
さいたま市いじめ防止対策推進条例第10条
- (所掌事項) いじめの防止等に関する調査研究、いじめの防止等に関する施策の企画・立案及び市教育委員会への提言、いじめの事案に関する調査及び市教育委員会へのその結果の報告、重大事態又はいじめ以外の事由により発生した重大事態に相当する事態に係る事実関係を明確にするための調査及び市教育委員会へのその結果の報告を行う。
- (定数及び任期) 15人以内 2年
- (構成) 学識経験者、関係団体の代表者、関係行政機関の職員、市職員
- (所管課) 学校教育部 生徒指導課

□さいたま市学校災害救済給付金審査委員会

- (設置根拠) さいたま市学校災害救済給付金条例第13条
- (所掌事項) 歯牙特別見舞金、学校災害被災者医療費助成金及び学校災害被災障害者修学助成金の認定等について審査する。
- (定数及び任期) 9人以内 2年
- (構成) 医療関係者(医師及び歯科医師)
- (所管課) 学校教育部 健康教育課

□さいたま市学校結核対策委員会

- (設置根拠) さいたま市附属機関の設置等に関する条例第2条
- (所掌事項) 市立学校の結核対策に関し必要な事項についての調査審議に関する事務
- (定数及び任期) 15人以内 2年
- (構成) 学識経験者、保健所長、教育職員
- (所管課) 学校教育部 健康教育課

□さいたま市立教育研究所運営委員会

- (設置根拠) さいたま市立教育研究所条例第4条
- (所掌事項) 教育研究所の運営に関する重要事項について審議する。
- (定数及び任期) 15人以内 2年
- (構成) 学識経験者、市職員
- (所管課) 学校教育部 教育研究所

□さいたま市立館岩少年自然の家運営委員会

- (設置根拠) さいたま市立館岩少年自然の家条例第17条
- (所掌事項) 少年自然の家の適正な運営に関することについて審議する。
- (定数及び任期) 10人以内 2年
- (構成) 学識経験者、学校教育関係者、社会教育関係者、市職員
- (所管課) 学校教育部 館岩少年自然の家

□さいたま市立学校給食センター運営委員会

- (設置根拠) さいたま市立学校給食センター条例第5条
- (所掌事項) 学校給食センターの運営に関する重要事項について調査審議する。
- (定数及び任期) 18人以内 2年
- (構成) 学校長、児童生徒の保護者、養護教諭、学校医、学校薬剤師、市職員
- (所管課) 学校教育部 おいしい給食サポート課

□さいたま市社会教育委員会

- (設置根拠) 社会教育法第15条第1項 さいたま市社会教育委員設置条例第1条
- (所掌事項) 社会教育法第17条第1項に定める事項（社会教育に関する諸計画の立案、教育委員会への意見具申、その他必要な研究調査）
- (定数及び任期) 15人 2年
- (構成) 学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者、公募による市民
- (所管課) 生涯学習部 生涯学習振興課

□さいたま市文化財保護審議会

- (設置根拠) 文化財保護法第190条第1項、さいたま市文化財保護条例第5条
- (所掌事項) 文化財保護法第190条第2項に定める事項（教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項の調査審議・答申及び建議）
- (定数及び任期) 15人以内 2年
- (構成) 学識経験者
- (所管課) 生涯学習部 文化財保護課

□さいたま市青少年宇宙科学館運営委員会

- (設置根拠) さいたま市青少年宇宙科学館条例第14条
- (所掌事項) 科学館の運営に関する重要事項について審議する。
- (定数及び任期) 委員長及び委員9人以内 2年
- (構成) 学識経験者、学校教育関係者、社会教育関係者、公募による市民
- (所管課) 生涯学習部 青少年宇宙科学館

□さいたま市博物館協議会

- (設置根拠) 博物館法第23条第1項 さいたま市博物館条例第14条
- (所掌事項) 博物館法第23条第2項に定める事項（館長の諮問に応じた博物館の運営に関する意見具申）
- (定数及び任期) 15人以内 2年
- (構成) 学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者、公募による市民
- (所管課) 生涯学習部 博物館

□うらわ美術館協議会

- (設置根拠) さいたま市うらわ美術館条例第17条
- (所掌事項) 美術館の運営に関する重要事項について審議する。
- (定数及び任期) 10人以内 2年
- (構成) 学校教育関係者、社会教育関係者、学識経験者、公募による市民
- (所管課) 生涯学習部 うらわ美術館

□さいたま市美術品等選考評価委員会

- (設置根拠) さいたま市附属機関の設置等に関する条例第2条
- (所掌事項) 美術館に収蔵する美術品等の収集に係る選考及び評価に関し必要な事項について調査審議する。
- (定数及び任期) 5人以内 2年
- (構成) 学識経験者
- (所管課) 生涯学習部 うらわ美術館

□さいたま市公民館運営審議会

- (設置根拠) 社会教育法第29条第1項 さいたま市公民館条例第22条
- (所掌事項) 社会教育法第29条第2項に定める事項（館長の諮問に応じたの公民館における各種の事業の企画実施についての調査審議）
- (定数及び任期) 15人以内 2年
- (構成) 学校教育関係者、社会教育関係者、学識経験者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、公募による市民
- (所管課) 生涯学習総合センター

□さいたま市図書館協議会

- (設置根拠) 図書館法第14条第1項 さいたま市図書館条例第25条
- (所掌事項) 図書館法第14条第2項に定める事項（館長の諮問に応じたの意見具申、図書館の行う図書館奉仕についての意見具申等）
- (定数及び任期) 15人以内 2年
- (構成) 学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者、公募による市民
- (所管課) 中央図書館 管理課

□さいたま市立視聴覚ライブラリー運営委員会

- (設置根拠) さいたま市立視聴覚ライブラリー条例第10条
- (所掌事項) ライブラリーの運営及び実施事業に関して審議する。
- (定数及び任期) 12人以内 2年
- (構成) 学校教育関係者、社会教育関係者、学識経験者
- (所管課) 中央図書館 北図書館

3 教育委員会に関する条例・規則等

＜教育委員会 通則＞

<input type="checkbox"/> さいたま市教育委員会委員定数条例（平成14年条例第87号）	〔所管課〕	管理部	教育総務課
<input type="checkbox"/> さいたま市教育委員会公告式規則（平成13年教育委員会規則第1号）	〔所管課〕	管理部	教育総務課
<input type="checkbox"/> さいたま市教育委員会会議規則（平成13年教育委員会規則第2号）	〔所管課〕	管理部	教育総務課
<input type="checkbox"/> さいたま市教育委員会会議傍聴人規則（平成13年教育委員会規則第3号）	〔所管課〕	管理部	教育総務課
<input type="checkbox"/> さいたま市教育委員会聴聞規則（平成13年教育委員会規則第4号）	〔所管課〕	管理部	教育総務課
<input type="checkbox"/> さいたま市教育委員会請願等処理規程（平成13年教育委員会訓令第1号）	〔所管課〕	管理部	教育総務課

＜教育委員会 組織・処務＞

<input type="checkbox"/> さいたま市教育委員会事務局組織規則（平成15年教育委員会規則第1号）	〔所管課〕	管理部	教育総務課
<input type="checkbox"/> さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年教育委員会規則第7号）	〔所管課〕	管理部	教育総務課
<input type="checkbox"/> さいたま市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成22年条例第10号）	〔所管課〕	管理部	教育総務課
<input type="checkbox"/> さいたま市教育委員会事務専決規程（平成15年教育委員会教育長訓令第1号）	〔所管課〕	管理部	教育総務課
<input type="checkbox"/> さいたま市教育委員会文書管理規則（平成13年教育委員会規則第8号）	〔所管課〕	管理部	教育総務課
<input type="checkbox"/> さいたま市教育委員会公印規則（平成13年教育委員会規則第9号）	〔所管課〕	管理部	教育総務課
<input type="checkbox"/> さいたま市教育委員会の所管する行政手続等におけるさいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程 （令和4年教育委員会訓令第1号）	〔所管課〕	管理部	教育総務課

＜教育委員会 職員＞

<input type="checkbox"/> さいたま市教育委員会職員の職名に関する規則（平成13年教育委員会規則第10号）	〔所管課〕	管理部	教育総務課
<input type="checkbox"/> さいたま市教職員定数条例（平成29年条例第16号）	〔所管課〕	学校教育部	教職員人事課
<input type="checkbox"/> さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成29年条例第17号）	〔所管課〕	学校教育部	教職員人事課
（関 連）さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成29年教育委員会規則第9号）			
<input type="checkbox"/> さいたま市教員の休職の事由等に関する条例（平成29年条例第20号）	〔所管課〕	学校教育部	教職員人事課
（関 連）さいたま市教員の休職の事由等に関する条例施行規則（平成29年教育委員会規則第12号）			
<input type="checkbox"/> さいたま市教職員健康審査会条例（平成15年条例第9号）	〔所管課〕	学校教育部	教職員人事課
（関 連）さいたま市教職員健康審査会条例施行規則（平成15年教育委員会規則第5号）			
<input type="checkbox"/> さいたま市指導不適切教員の認定の手続等に関する規則（平成20年教育委員会規則第6号）	〔所管課〕	学校教育部	教職員人事課
<input type="checkbox"/> さいたま市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成27年条例第14号）	〔所管課〕	管理部	教育総務課
（関 連）さいたま市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則（平成27年教育委員会規則第9号）			
<input type="checkbox"/> さいたま市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成27年条例第15号）	〔所管課〕	管理部	教育総務課

□さいたま市教職員の給与に関する条例（平成29年条例第21号）〔所管課〕 学校教育部 教職員給与課

（関 連）さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成29年教育委員会規則第13号）

さいたま市教職員の給料等の支給に関する規則（平成29年教育委員会規則第14号）

さいたま市教職員の口座振替による給与の支給に関する規則（平成29年教育委員会規則第15号）

さいたま市教育職員の給料の調整額に関する規則（平成29年教育委員会規則第16号）

さいたま市教育職員の教職調整額に関する規則（平成29年教育委員会規則第17号）

さいたま市教育職員の管理職手当に関する規則（平成29年教育委員会規則第18号）

さいたま市教職員の扶養手当に関する規則（平成29年教育委員会規則第19号）

さいたま市教職員の住居手当に関する規則（平成29年教育委員会規則第20号）

さいたま市教職員の通勤手当に関する規則（平成29年教育委員会規則第21号）

さいたま市教職員の単身赴任手当に関する規則（平成29年教育委員会規則第22号）

さいたま市教育職員の特殊勤務手当に関する規則（平成29年教育委員会規則第23号）

さいたま市教職員の時間外勤務手当に関する規則（平成29年教育委員会規則第24号）

さいたま市教職員の休日勤務手当に関する規則（平成29年教育委員会規則第25号）

さいたま市教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成29年教育委員会規則第26号）

さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成29年教育委員会規則第27号）

さいたま市教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（平成29年教育委員会規則第28号）

さいたま市教職員の給与に関する条例附則第6項等の規定による給料に関する規則（平成29年教育委員会規則第29号）

□さいたま市教職員退職手当条例（平成29年条例第22号）〔所管課〕 学校教育部 教職員給与課

（関 連）さいたま市教職員の退職手当の調整額に係る教職員の区分に関する規則（平成29年教育委員会規則第30号）

教職員の失業者の退職手当支給規則（平成29年教育委員会規則第31号）

さいたま市教職員の退職手当の支給制限等に関する規則（平成29年教育委員会規則第32号）

□さいたま市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年条例第18号）

〔所管課〕 学校教育部 健康教育課

（関 連）さいたま市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成14年教育委員会規則第6号）

□さいたま市教育委員会特定非常勤職員等の公務災害等に伴う休業補償等に関する規則（平成22年教育委員会規則第8号）

〔所管課〕 管理部 教育総務課

□さいたま市教育委員会事務局等の職員の勤務時間等に関する規程（平成13年教育委員会訓令第2号）

〔所管課〕 管理部 教育総務課

□さいたま市教育委員会職員服務規程（平成13年教育委員会訓令第3号）

〔所管課〕 管理部 教育総務課

□さいたま市教職員服務規程（平成13年教育委員会訓令第4号）

〔所管課〕 学校教育部 教職員人事課

□さいたま市教職員の給与に関する条例附則第26項から第29項までの規定による給料に関する規則（令和5年教育委員会規則第16号）

〔所管課〕 学校教育部 教職員給与課

□さいたま市教育職員の特例特別免許状に関する規則（令和6年教育委員会規則第1号）

〔所管課〕 学校教育部 教職員人事課

<学校教育>

- | | | | |
|--|-------|-------|-------------|
| □さいたま市立学校設置条例（平成13年条例第113号） | 〔所管課〕 | 学校教育部 | 学事課 |
| □さいたま市立小・中学校管理規則（平成13年教育委員会規則第14号） | 〔所管課〕 | 学校教育部 | 教職員人事課 |
| □さいたま市立小・中学校の出席停止の命令の手續に関する規則（平成14年教育委員会規則第2号） | 〔所管課〕 | 学校教育部 | 教職員人事課 |
| □さいたま市立小・中学校通学区域審議会条例（平成13年条例第114号） | 〔所管課〕 | 学校教育部 | 学事課 |
| □さいたま市立小・中学校の通学区域に関する規則（平成13年教育委員会規則第15号） | 〔所管課〕 | 学校教育部 | 学事課 |
| □さいたま市立中等教育学校管理規則（平成31年教育委員会規則第25号） | 〔所管課〕 | 学校教育部 | 高校教育課 |
| □さいたま市就学支援委員会条例（平成13年条例第115号） | 〔所管課〕 | 学校教育部 | 特別支援教育室 |
| □さいたま市立学校施設使用規則（平成16年教育委員会規則第5号） | 〔所管課〕 | 管理部 | 学校施設管理課 |
| □さいたま市授業料等徴収条例（平成13年条例第116号） | 〔所管課〕 | 学校教育部 | 高校教育課 |
| （関 連）さいたま市授業料等徴収条例施行規則（平成13年教育委員会規則第16号） | | | |
| □さいたま市立高等学校管理規則（平成13年教育委員会規則第17号） | 〔所管課〕 | 学校教育部 | 高校教育課 |
| □さいたま市立高等学校の通学区域に関する規則（平成13年教育委員会規則第18号） | 〔所管課〕 | 学校教育部 | 高校教育課 |
| □さいたま市立高等学校通則（平成13年教育委員会規則第19号） | 〔所管課〕 | 学校教育部 | 高校教育課 |
| □さいたま市立特別支援学校管理規則（平成13年教育委員会規則第21号） | 〔所管課〕 | 学校教育部 | 特別支援教育室 |
| □さいたま市学校災害救済給付金条例（平成13年条例第118号） | 〔所管課〕 | 学校教育部 | 健康教育課 |
| （関 連）さいたま市学校災害救済給付金条例施行規則（平成13年教育委員会規則第22号） | | | |
| □さいたま市入学準備金・奨学金貸付条例（平成13年条例第119号） | 〔所管課〕 | 学校教育部 | 学事課 |
| （関 連）さいたま市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則（平成13年教育委員会規則第23号） | | | |
| □さいたま市学校結核対策委員会規則（平成26年教育委員会規則第12号） | 〔所管課〕 | 学校教育部 | 健康教育課 |
| □さいたま市立教育研究所条例（平成13年条例第120号） | 〔所管課〕 | 学校教育部 | 教育研究所 |
| （関 連）さいたま市立教育研究所条例施行規則（平成14年教育委員会規則第11号） | | | |
| □さいたま市立学校給食センター条例（平成13年条例第121号） | 〔所管課〕 | 学校教育部 | |
| （関 連）さいたま市立学校給食センター条例施行規則（平成13年教育委員会規則第25号） | | | おいしい給食サポート課 |
| □さいたま市いじめ防止対策推進条例（平成26年条例第47号） | 〔所管課〕 | 学校教育部 | 生徒指導課 |
| □さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会規則（平成26年教育委員会規則第16号） | 〔所管課〕 | 学校教育部 | 生徒指導課 |
| □さいたま市学校運営協議会規則（平成31年教育委員会規則第1号） | 〔所管課〕 | 生涯学習部 | 生涯学習振興課 |

<社会教育>

- | | | | |
|---|-------|-------|---------|
| □さいたま市社会教育委員設置条例（平成13年条例第122号） | 〔所管課〕 | 生涯学習部 | 生涯学習振興課 |
| □さいたま市社会教育指導員に関する規則（平成13年教育委員会規則第27号） | 〔所管課〕 | 生涯学習部 | 生涯学習振興課 |
| □さいたま市教育委員会の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成26年教育委員会規則第17号） | 〔所管課〕 | 生涯学習部 | 生涯学習振興課 |

- さいたま市図書館条例（平成13年条例第123号）〔所管課〕 生涯学習部 中央図書館管理課
 （関 連）さいたま市図書館条例施行規則（平成13年教育委員会規則第28号）
 さいたま市図書館協議会規則（平成13年教育委員会規則第29号）
- さいたま市立視聴覚ライブラリー条例（平成13年条例第124号）〔所管課〕 生涯学習部 北図書館
 （関 連）さいたま市立視聴覚ライブラリー条例施行規則（平成13年教育委員会規則第30号）
- さいたま市青少年宇宙科学館条例（平成13年条例第125号）〔所管課〕 生涯学習部 青少年宇宙科学館
 （関 連）さいたま市青少年宇宙科学館条例施行規則（平成13年教育委員会規則第31号）
- さいたま市宇宙劇場条例（平成13年条例第126号）〔所管課〕 生涯学習部 青少年宇宙科学館
 （関 連）さいたま市宇宙劇場条例施行規則（平成13年教育委員会規則第32号）
- さいたま市公民館条例（平成13年条例第127号）〔所管課〕 生涯学習部 生涯学習総合センター
 （関 連）さいたま市公民館条例施行規則（平成15年教育委員会規則第16号）
- さいたま市人権教育集会所条例（平成17年条例第56号）〔所管課〕 生涯学習部 人権教育推進室
 （関 連）さいたま市人権教育集会所条例施行規則（平成17年教育委員会規則第15号）
- さいたま市立館岩少年自然の家条例（平成13年条例第130号）〔所管課〕 学校教育部 館岩少年自然の家
 （関 連）さいたま市立館岩少年自然の家条例施行規則（平成13年教育委員会規則第35号）
 さいたま市立館岩少年自然の家運営委員会規則（平成13年教育委員会規則第36号）
- さいたま市立館岩少年自然の家附属職員宿舍管理規則（平成13年教育委員会規則第37号）〔所管課〕 学校教育部 館岩少年自然の家
- さいたま市博物館条例（平成13年条例第132号）〔所管課〕 生涯学習部 博物館
 （関 連）さいたま市博物館条例施行規則（平成13年教育委員会規則第40号）
 さいたま市博物館協議会規則（平成13年教育委員会規則第41号）
- さいたま市うらわ美術館条例（平成13年条例第133号）〔所管課〕 生涯学習部 うらわ美術館
 （関 連）さいたま市うらわ美術館条例施行規則（平成13年教育委員会規則第42号）
 さいたま市うらわ美術館協議会規則（平成13年教育委員会規則第43号）
- さいたま市美術品等選考評価委員会規則（平成26年教育委員会規則第13号）〔所管課〕 生涯学習部 うらわ美術館
- さいたま市博物館の登録に関する規則（平成27年教育委員会規則第12号）〔所管課〕 生涯学習部 文化財保護課

<文化財>

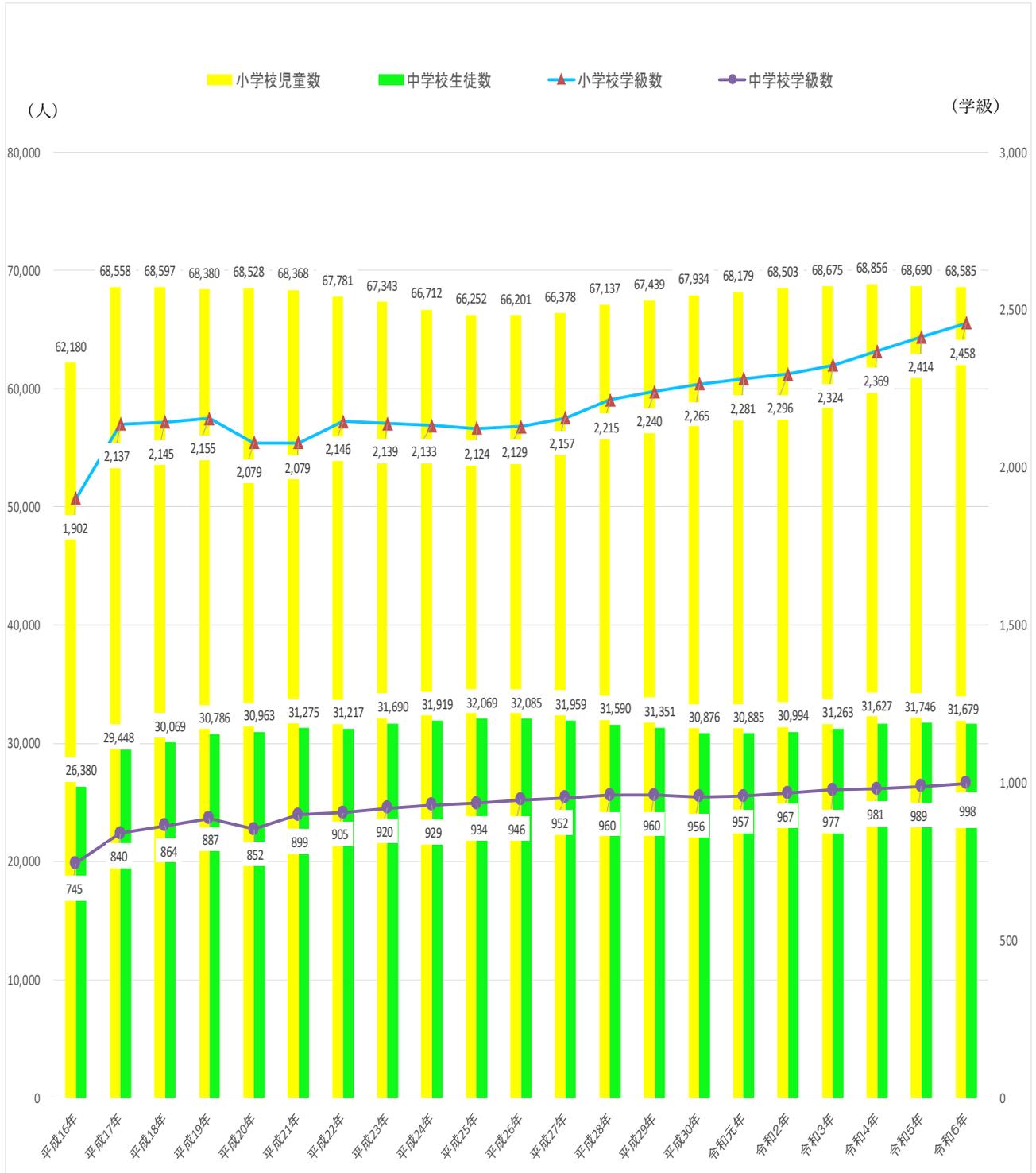
- さいたま市文化財保護条例（平成13年条例第137号）〔所管課〕 生涯学習部 文化財保護課
 （関 連）さいたま市文化財保護条例施行規則（平成13年教育委員会規則第49号）
- さいたま市錦乃原桜草保存育成規則（平成13年教育委員会規則第50号）〔所管課〕 生涯学習部 文化財保護課

<基金>

- さいたま市学校災害救済基金条例（平成13年条例第84号）〔所管課〕 学校教育部 健康教育課
- さいたま市教育振興基金条例（平成13年条例86号）〔所管課〕 学校教育部 教育課程指導課

4 児童生徒数の推移

□さいたま市の児童生徒数の推移
(各年5月1日現在)



5 職員数・市立学校一覧

さいたま市教育委員会職員数 ・ 事務局職員

令和6年5月1日現在

		所 属	事務	技能	技術	合計
本 庁 機 関	管 理 部	教育総務課	16		1	17
		教育政策室	13			13
		教育財務課	8			8
		学校施設整備課	5		9	14
		学校施設管理課	21			21
	学 校 教 育 部	学事課	17			17
		教職員人事課	24			24
		教職員給与課	12			12
		教育課程指導課	31			31
		特別支援教育室	18			18
		生徒指導課	12			12
		総合教育相談室	41			41
		高校教育課	16			16
		健康教育課	16		1	17
		おいしい給食サポート課	15			15
	生 涯 学 習 部	生涯学習振興課	16			16
		人権教育推進室	4			4
		文化財保護課	15		1	16
		本庁機関計	300	0	12	312
	教 育 機 関 等	教育研究所	27			27
館岩少年自然の家		13			13	
図書館		164	2		166	
青少年宇宙科学館		11			11	
生涯学習総合センター・公民館		109			109	
博物館		17			17	
うらわ美術館		8			8	
教育機関等計		349	2	0	351	
合 計			649	2	12	663

・ 市立学校職員

令和6年5月1日現在

校 種	教 育 職							栄養	事務	地域 連携	技能	技術	計
	校長	副校長	教頭	教諭	養護 教諭	栄養 教諭	実習 助手						
小学校	104	0	123	2,700	124	66	0	23	108	0	200	0	3,448
中学校	58	1	62	1,516	59	31	0	20	58	4	66	1	1,876
高等学校	3	1	5	140	5	0	1	0	12	0	6	0	173
中等教育 学 校	1	1	2	77	1	0	0	1	4	0	0	0	87
特別支援 学 校	2	0	4	85	2	1	0	0	6	0	1	8	109
計	168	3	196	4,518	191	98	1	44	188	4	273	9	5,693

注＝市立浦和中学校長は、併設市立浦和高等学校長が兼務 地域連携＝地域連携コーディネーター

資 料

口市立学校一覧（行政区別）

区	校種	校名
西 区 (15)	小学校(8)	指扇、馬宮東、馬宮西、植水、大宮西、栄、宮前、指扇北
	中学校(6)	指扇、馬宮、大宮西、宮前、植水、土屋
	その他(1)	ひまわり特別支援学校
北 区 (15)	小学校(9)	東大成、日進、日進北、宮原、植竹、大砂土、大宮別所、泰平、つばさ
	中学校(5)	日進、宮原、植竹、泰平、土呂
	その他(1)	大宮北高等学校
大宮区 (17)	小学校(9)	大宮、大宮東、大宮南、大宮北、桜木、三橋、大成、芝川、上小
	中学校(7)	大宮東、大宮南、大宮北、桜木、三橋、大成、第二東
	その他(1)	大宮国際中等教育学校
見沼区 (18)	小学校(11)	大砂土東、見沼、片柳、七里、春岡、蓮沼、大谷、島、東宮下、海老沼、春野
	中学校(7)	大砂土、片柳、春里、七里、大谷、大宮八幡、春野
中央区 (12)	小学校(8)	与野本町、上落合、大戸、下落合、与野西北、鈴谷、与野八幡、与野南
	中学校(4)	与野東、与野西、与野南、八王子
桜 区 (12)	小学校(8)	土合、大久保、栄和、田島、大久保東、新開、神田、中島
	中学校(4)	土合、大久保、田島、上大久保
浦和区 (18)	小学校(12)	高砂、常盤、木崎、仲本、本太、北浦和、仲町、上木崎、岸町、針ヶ谷、大東、常盤北
	中学校(5)	常盤、木崎、本太、大原、浦和（中高一貫教育校）
	その他(1)	浦和高等学校
南 区 (21)	小学校(14)	谷田、南浦和、浦和別所、大谷場、大谷場東、西浦和、辻、文蔵、沼影、大谷口、浦和大里、善前、向、辻南
	中学校(6)	岸、南浦和、白幡、大谷場、大谷口、内谷
	その他(1)	浦和南高等学校
緑 区 (18)	小学校(11)	三室、尾間木、原山、大門、野田、道祖土、中尾、大牧、芝原、美園、美園北
	中学校(6)	原山、東浦和、美園、三室、尾間木、美園南
	その他(1)	さくら草特別支援学校
岩槻区 (22)	小学校(14)	岩槻、太田、川通、柏崎、和土、新和、慈恩寺、河合、東岩槻、城北、徳力、上里、西原、城南
	中学校(8)	岩槻、川通、城南、慈恩寺、城北、桜山、柏陽、西原

口市立学校一覧

令和6年5月1日現在

校名	校長	副校長・教頭	所在地	電話番号	創立年月日	開校記念日	教職員 総数	教職員数	市職員 数	学級数 ()は特別支援学級の人数		児童・生徒数	校地面積 (㎡)	校舎面積 (㎡)	屋内運動場 面積(㎡)	プールの有無	武道場 面積(㎡)
1	高砂小学校	永山 誉	西田 将司 神保 敏久	浦和区岸町4-1-29	829-2737	明治4年3月1日	3月1日	52	46	6	33 (2)	1,065	14,734	6,073	960	○	—
2	常盤小学校	藤田 昌一	吉田 博幸 西村 真規	浦和区常盤9-30-9	831-2349	昭和2年4月1日	11月1日	49	44	5	38 (4)	1,119	16,504	7,517	942	○	—
3	木崎小学校	石川 顕一	日比 圭都 山口 徹志	浦和区領家4-19-4	831-2281	明治7年5月21日	5月21日	46	45	1	35 (3)	1,020	13,791	6,496	819	○	—
4	谷田小学校	村田 寿一	山村 耕史	南区太田窪5-10-6	882-2980	明治6年3月29日	6月6日	28	27	1	21 (2)	571	18,417	5,882	814	○	—
5	仲本小学校	高田 信太郎	新井 飛鳥	浦和区本太2-12-31	882-3008	昭和8年4月1日	4月15日	43	42	1	29 (2)	846	17,252	5,871	814	○	—
6	本太小学校	千葉 裕	平山 昂	浦和区本太2-26-25	882-3007	昭和8年4月1日	4月15日	46	41	5	30 (2)	908	17,037	5,986	805	○	—
7	三室小学校	三島 公夫	斎藤 麻衣子	緑区三室1994	874-1207	明治6年4月1日	5月20日	38	37	1	31 (5)	876	17,510	6,468	815	○	—
8	尾間木小学校	丹後 雅博	三村 憲治 福光 鉄朗	緑区東浦和8-11-5	873-6000	明治5年7月1日	9月13日	40	40	0	32 (3)	1,010	18,912	6,591	865	○	—
9	南浦和小学校	茂木 千春	佐々木 良枝	南区白幡1-1-20	861-3781	明治7年4月1日	5月18日	36	31	5	29 (3)	836	15,268	5,971	799	○	—
10	浦和別所小学校	持木 信治	笠井 正範 山田 大寛	南区別所2-5-34	862-2775	昭和13年4月1日	4月20日	56	50	6	40 (2)	1,227	14,110	6,177	814	○	—
11	北浦和小学校	永井 有司	林 和寛	浦和区北浦和2-18-3	831-2463	昭和22年4月1日	10月19日	37	36	1	28 (2)	829	16,672	4,697	846	○	—
12	仲町小学校	長谷場 明博	岩崎 雄二郎 田方 靖高	浦和区常盤8-18-4	831-4781	昭和27年4月1日	5月7日	52	51	1	43 (4)	1,300	19,908	8,571	818	○	—
13	上木崎小学校	緒方 健二	山田 裕明	浦和区上木崎3-4-3	831-3879	昭和27年4月1日	7月7日	39	39	0	28 (2)	811	15,208	6,092	792	○	—
14	岸町小学校	米原 大司	松下 元彦	浦和区岸町5-20-4	861-4320	昭和28年4月1日	11月1日	38	34	4	24 (1)	733	15,363	6,621	809	○	—
15	大谷場小学校	山田 和宏	田中 浩二	南区南浦和1-18-3	882-2555	昭和29年4月1日	1月18日	32	28	4	20 (2)	529	17,846	6,158	821	○	—
16	土合小学校	白倉 秀樹	立道 義明	桜区西堀7-21-1	862-5156	明治6年3月 日	7月2日	35	35	0	26 (3)	729	13,781	6,858	800	○	—
17	大久保小学校	内野 多美子	川西 浩之	桜区五関21	854-7636	明治6年4月 日	12月1日	16	15	1	11 (2)	205	12,720	5,930	834	○	—
18	原山小学校	柳下 政浩	村瀬 太一郎	緑区原山1-30-12	882-7907	昭和31年9月25日	9月25日	31	30	1	25 (3)	718	14,984	6,364	805	○	—
19	針ヶ谷小学校	三村 美延	望月 泰志	浦和区領家7-2-1	831-9040	昭和34年4月1日	9月10日	28	27	1	21 (1)	642	21,561	5,627	804	○	—
20	大谷場東小学校	花房 秀史	砂庭 幸子	南区大谷場2-13-54	882-4618	昭和37年5月1日	5月1日	33	32	1	21 (3)	585	10,996	5,979	969	○	—
21	大門小学校	石川 聡	安藤 慎也	緑区大門1189	878-0024	明治6年5月5日	5月6日	33	32	1	27 (3)	744	16,331	5,746	802	○	—
22	野田小学校	中込 光統	岩淵 正樹	緑区上野田16	878-0003	明治6年3月3日	3月3日	17	16	1	6 (0)	122	17,936	4,857	819	○	—
23	西浦和小学校	石田 成夫	金田 真樹	南区曲本1-3-5	862-3510	昭和40年9月1日	9月5日	35	34	1	29 (3)	845	16,243	6,418	1,051	○	—
24	辻小学校	宮城 裕毅	伊藤 盛也	南区辻6-3-28	862-1072	昭和43年4月1日	11月22日	31	31	0	21 (2)	590	18,771	8,021	814	○	—
25	大東小学校	多田 嘉典	鈴木 紘生	浦和区大東3-14-1	886-7296	昭和44年4月1日	7月7日	35	34	1	27 (4)	714	15,465	5,822	814	○	—
26	文蔵小学校	渡邊 勝利	角田 誠	南区文蔵5-16-29	863-0721	昭和47年4月1日	9月16日	28	28	0	23 (3)	639	15,814	7,351	832	○	—
27	沼影小学校	大森 恵美子	高津 大雅	南区沼影2-8-36	863-0777	昭和47年4月1日	5月10日	41	41	0	31 (3)	952	17,018	7,495	823	○	—
28	大谷口小学校	天野 功一	中條 真紀	南区広ヶ谷戸24	887-2731	昭和48年4月1日	6月29日	36	36	0	30 (5)	816	13,677	5,713	838	○	—
29	栄和小学校	山下 保夫	坂本 厚	桜区栄和1-7-1	853-4022	昭和48年4月1日	6月18日	38	37	1	30 (3)	844	17,705	7,714	832	○	—
30	道祖土小学校	荒木 大輔	平田 正人 櫻井 大輔	緑区道祖土1-1-1	885-2512	昭和50年4月1日	7月12日	39	38	1	33 (3)	991	22,993	7,587	805	○	—
31	田島小学校	山口 美保	清原 一樹	桜区田島10-12-1	863-8122	昭和50年4月1日	7月12日	24	24	0	17 (2)	451	15,390	6,447	814	○	—
32	大久保東小学校	目黒 良作	佐藤 信孝	桜区大久保領家331	852-3065	昭和50年4月1日	7月11日	30	29	1	23 (4)	620	15,977	7,419	1,011	○	—
33	浦和大里小学校	中野 緑	波多江 慶太	南区別所7-14-28	864-6731	昭和52年4月1日	7月13日	40	40	0	30 (3)	901	16,372	6,637	805	○	—
34	新開小学校	岡田 健彦	宇野 直記	桜区新開2-18-1	864-6741	昭和52年4月1日	7月12日	23	20	3	14 (3)	270	18,569	5,703	803	○	—
35	神田小学校	中村 誠	佐藤 大介	桜区神田541-1	853-4377	昭和53年4月1日	6月10日	26	23	3	15 (2)	396	18,932	6,671	794	○	—
36	中尾小学校	小長谷 雅彦	松本 禎章	緑区中尾2596-1	873-0216	昭和54年4月1日	10月9日	34	33	1	27 (3)	780	18,369	6,477	801	○	—
37	善前小学校	藤田 成司	宮脇 利枝	南区太田窪2500-1	882-7871	昭和55年4月1日	11月4日	30	30	0	22 (3)	643	23,302	5,180	819	○	—
38	大牧小学校	馬場 広美	河村 竜助	緑区東浦和6-12-3	874-3456	昭和57年4月1日	11月2日	32	27	5	19 (1)	523	14,616	7,441	835	○	—
39	中島小学校	高橋 周一	内田 真人	桜区中島1-28-1	854-9900	昭和57年4月1日	6月24日	27	26	1	18 (2)	481	16,270	5,572	835	○	—
40	芝原小学校	小勝 健	竹本 久子	緑区芝原2-5	873-4133	昭和58年4月1日	12月3日	37	31	6	29 (5)	725	16,296	5,827	819	○	—
41	常盤北小学校	財部 幸樹	和田 亜幾	浦和区針ヶ谷4-2-12	825-6336	平成3年4月1日	6月6日	23	22	1	15 (3)	314	13,717	6,969	1,253	○	—
42	向小学校	田山 豊	山崎 智恵美	南区大谷口5437	874-1150	平成9年4月1日	11月4日	27	26	1	22 (3)	546	16,852	7,878	1,097	○	—
43	大宮小学校	辻 美由紀	石原 裕太	大宮区大門町3-3	641-7051	明治6年8月1日	11月27日	41	34	7	25 (2)	707	17,400	7,180	1,089	○	—
44	大宮東小学校	玉川 徹	植松 潤	大宮区堀の内町3-145	644-0311	昭和28年4月6日	9月25日	28	28	0	26 (2)	714	14,435	6,630	852	○	—
45	大宮南小学校	野津 美智代	松崎 直人 菅野 剛史	大宮区吉敷町3-87	641-0339	昭和3年11月22日	11月22日	54	53	1	36 (3)	1,133	15,444	6,620	893	○	—
46	大宮北小学校	佐藤 健	松井 健	大宮区宮町3-84	644-0123	大正14年4月6日	10月3日	24	23	1	13 (1)	333	12,401	4,733	1,002	○	—
47	桜木小学校	茂呂 宏幸	本多 辰也	大宮区桜木町4-328-9	641-0276	明治35年11月27日	11月27日	28	27	1	20 (2)	517	14,699	6,734	995	○	—
48	三橋小学校	梶山 崇	中澤 佑介 清水 則仁	大宮区三橋2-20	641-0792	明治22年7月1日	7月1日	50	49	1	37 (3)	1,142	19,533	5,884	1,091	○	—
49	大成小学校	坂本 俊玄	樋口 浩 秋山 泰孝	大宮区大成町2-282	663-1007	昭和3年9月 日	10月30日	49	43	6	32 (3)	958	14,618	6,797	1,090	○	—

口市立学校一覧

令和 6 年 5 月 1 日現在

校名	校長	副校長・教頭	所在地	電話番号	創立年月日	開校記念日	教職員 総数	教職員数	市職員 数	学級数 ()は特別支援学級の人数		児童・生徒数	校地面積 (㎡)	校舎面積 (㎡)	屋内運動場 面積(㎡)	プールの有無	武道場 面積(㎡)	
50	東大成小学校	金子 健一	大森 龍一郎	北区東大成町2-12	663-3210	昭和31年4月1日	9月20日	27	25	2	20	(2)	510	15,933	5,526	782	○	—
51	日進小学校	野上 正嗣	横溝 卓也	北区日進町2-911	663-6942	明治6年4月6日	4月19日	45	38	7	26	(3)	731	19,366	7,751	1,126	○	—
52	日進北小学校	寺越 崇征	時森 英明	北区日進町3-178	663-1842	昭和26年4月1日	6月2日	37	36	1	26	(3)	740	21,577	7,502	882	○	—
53	宮原小学校	井上 雅史	佐藤 利春 大澤 諭	北区宮原町4-102-6	664-5153	明治6年5月30日	5月30日	44	42	2	34	(3)	1,025	18,785	7,725	852	○	—
54	植竹小学校	佐野 嘉則	品田 大介	北区植竹町2-1	663-7627	昭和26年9月1日	11月27日	38	33	5	25	(3)	703	24,675	7,320	1,084	○	—
55	大砂土小学校	新堀 栄	松本 和美 赤木 伸年	北区本郷町1	663-7005	明治6年5月2日	5月1日	53	51	2	42	(3)	1,312	27,687	8,182	882	○	—
56	大砂土東小学校	武田 泰之	河地 洋明 若林 克彦	見沼区大和田町2-998	684-8003	昭和7年4月1日	5月15日	46	45	1	35	(3)	1,086	22,472	7,679	862	○	—
57	見沼小学校	佐藤 俊夫	座主坊 祐司	見沼区東大宮2-45	663-7342	昭和42年4月1日	2月10日	28	23	5	15	(2)	395	19,400	4,885	1,085	○	—
58	指扇小学校	引間 陽子	南部 明生	西区西大宮1-49-6	623-0133	明治6年6月3日	6月3日	40	39	1	30	(3)	873	22,741	7,231	857	○	—
59	馬宮東小学校	伊藤 さおり	松村 克弘	西区西遊馬189-1	624-4452	明治6年6月1日	4月15日	26	25	1	18	(2)	458	12,379	4,849	939	○	—
60	馬宮西小学校	坂口 裕範	久保田 代江	西区飯田新田189-2	624-4041	明治8年3月 日	4月15日	13	12	1	8	(2)	60	8,657	3,089	882	○	—
61	植水小学校	保坂 泰司	古川 寛	西区中野林225-1	624-4235	明治6年6月 日	7月3日	28	23	5	14	(2)	356	17,319	6,266	940	○	—
62	片柳小学校	久保田 悌二	堀内 千佳子	見沼区東新井244-1	683-3174	明治6年5月15日	5月15日	27	22	5	15	(2)	384	13,102	5,941	1,159	○	—
63	七里小学校	舘 和成	田中 辞	見沼区東宮下312	683-3513	明治5年11月 日	4月21日	27	22	5	16	(3)	333	14,655	5,651	862	○	—
64	春岡小学校	千明 勉	星野 秀徳 下岡 陽子	見沼区春岡2-29-1	683-3281	明治22年4月26日	4月26日	42	42	0	32	(3)	970	18,227	5,719	882	○	—
65	大宮西小学校	菊地 勇	勝俣 寿子	西区三橋5-1359	624-0035	昭和45年4月1日	3月6日	34	33	1	28	(5)	728	18,666	5,785	856	○	—
66	栄小学校	安島 俊之	松井 浩司	西区飯田811	623-0775	昭和48年4月1日	11月18日	35	29	6	22	(3)	613	24,122	7,032	852	○	—
67	大宮別所小学校	神田 朋恵	飯島 政範	北区別所町42-1	667-3633	昭和49年4月1日	6月9日	37	31	6	26	(3)	762	15,679	6,514	882	○	—
68	芝川小学校	竹谷 浩一	杉山 直樹	大宮区天沼町2-1077	644-7544	昭和49年4月1日	6月9日	40	35	5	26	(3)	715	24,362	6,277	837	○	—
69	蓮沼小学校	中山 秀人	阿部 順行	見沼区蓮沼1070	684-3678	昭和49年4月1日	6月9日	36	35	1	28	(4)	737	24,492	6,558	852	○	—
70	上小小学校	白石 徳一郎	山下 貴路	大宮区上小町1337-1	644-6251	昭和50年4月1日	6月16日	25	24	1	19	(2)	490	14,634	5,510	877	○	—
71	宮前小学校	浅田 俊哉	岩瀬 まり子	西区宮前町341	623-8121	昭和50年4月1日	6月18日	33	31	2	25	(3)	667	21,314	6,627	806	○	—
72	大谷小学校	高崎 芳和	鮎川 剛彦 田中 英白	見沼区大谷18	685-8511	昭和51年4月1日	6月4日	52	52	0	41	(4)	1,279	16,880	7,398	736	○	—
73	島小学校	日比 瑞輝	福江 将行	見沼区島町533-2	685-0607	昭和52年4月1日	6月10日	45	39	6	31	(3)	886	21,207	6,611	792	○	—
74	指扇北小学校	上村 朗	野村 直弘 市川 貴也	西区中釘1506-1	622-4131	昭和53年4月1日	11月20日	51	50	1	37	(4)	1,099	22,923	5,971	852	○	—
75	東宮下小学校	竹間 智子	山田 真之	見沼区東宮下215-1	685-3652	昭和54年4月1日	5月20日	16	15	1	8	(2)	125	16,580	5,193	852	○	—
76	泰平小学校	戸野塚 晃	武久 浩之	北区今羽町628	651-5637	昭和55年4月1日	2月10日	29	28	1	22	(4)	623	19,234	5,570	882	○	—
77	海老沼小学校	大島 恵美	其原 純也	見沼区東新井710-5	686-2125	昭和55年4月1日	7月1日	30	29	1	22	(3)	640	16,792	5,420	882	○	—
78	春野小学校	西谷 健児	小坂 浩士	見沼区春野1-10-1	685-3055	平成5年4月1日	11月15日	23	22	1	17	(2)	424	19,500	6,112	1,304	○	—
79	与野本町小学校	小野 圭司	池田 洋明 中野 貴彦	中央区本町東3-5-23	852-4444	明治5年10月28日	10月28日	38	32	6	21	(3)	555	20,416	6,918	900	○	—
80	上落合小学校	松下 稜	金子 明日香	中央区上落合4-14-24	852-5381	大正15年12月20日	12月20日	41	36	5	27	(3)	764	12,141	5,128	804	○	—
81	大戸小学校	吉岡 貴和	伊藤 心み	中央区新中里1-6-28	831-3796	昭和19年4月1日	3月15日	25	24	1	17	(2)	446	11,776	6,799	833	○	—
82	下落合小学校	小田切 倫子	安藤 寛之	中央区上落合1-7-33	852-2280	昭和29年4月1日	11月28日	40	38	2	30	(4)	825	17,400	5,908	798	○	—
83	与野西北小学校	馬場 智哉	松本 和紀	中央区円阿弥4-3-7	853-0109	昭和42年4月1日	3月5日	38	37	1	30	(3)	837	17,583	6,239	823	○	—
84	鈴谷小学校	中田 清人	草光 壮	中央区鈴谷5-1-1	852-5675	昭和46年4月1日	11月15日	30	28	2	21	(3)	536	18,977	6,263	820	○	—
85	与野八幡小学校	佐藤 重雄	小畑 康彦	中央区本町東5-23-14	854-5561	昭和50年4月1日	5月30日	30	29	1	21	(2)	561	16,617	6,101	795	○	—
86	与野南小学校	土屋 智樹	岩田 貴典	中央区大戸6-2-25	831-0157	昭和53年4月1日	11月15日	24	23	1	15	(3)	355	15,501	3,553	785	○	—
87	岩槻小学校	中島 悟	清水 雄平	岩槻区本町5-6-45	756-3341	明治5年5月28日	10月14日	28	24	4	14	(2)	406	21,362	6,256	1,338	○	—
88	太田小学校	田波 巨士	小林 亮博	岩槻区仲町1-17-3	756-0515	昭和43年4月1日	2月15日	30	29	1	21	(3)	540	18,235	5,548	870	○	—
89	川通小学校	葉抱 敬介	寺田 司郎	岩槻区大野島422-1	799-1060	明治6年3月22日	10月19日	14	14	0	8	(2)	103	13,126	2,889	689	○	—
90	柏崎小学校	大塚 雅之	中野尾 奈都江	岩槻区柏崎762	798-3831	明治6年5月7日	5月7日	17	16	1	11	(2)	230	12,933	4,186	689	○	—
91	和土小学校	池田 誠	矢島 仁	岩槻区黒谷1353	798-0208	明治6年4月1日	5月29日	13	12	1	8	(2)	151	17,979	4,558	1,018	○	—
92	新和小小学校	樋浦 康光	安藤 紘子	岩槻区尾ヶ崎1252	798-0003	明治6年3月15日	5月25日	14	14	0	9	(2)	207	12,346	3,950	1,117	○	—
93	慈恩寺小学校	笠原 芳美	尾坂 俊哉	岩槻区慈恩寺259	794-1140	明治25年4月1日	10月15日	20	20	0	14	(2)	327	14,159	4,842	702	○	—
94	河合小学校	宮本 江津子	関口 達哉	岩槻区平林寺351	756-2243	明治41年12月13日	12月13日	12	12	0	6	(0)	164	14,618	3,464	813	○	—
95	東岩槻小学校	川添 倫義	村上 徹朗	岩槻区諏訪2-6-1	794-1584	昭和46年4月1日	3月3日	15	15	0	9	(3)	154	19,424	6,599	807	○	—
96	城北小学校	中村 篤	平塚 宗一	岩槻区岩槻6619	757-5391	昭和51年4月1日	2月1日	35	30	5	25	(3)	697	22,539	5,853	848	○	—
97	徳力小学校	丸山 謙一	平野 英雄	岩槻区徳力136-4	794-2318	昭和52年4月1日	6月3日	15	14	1	9	(3)	167	18,278	5,100	835	○	—
98	上里小学校	藤田 敦	堂脇 一修	岩槻区上里2-2	794-2316	昭和52年4月1日	6月3日	21	20	1	14	(2)	358	18,004	5,529	844	○	—
99	西原小学校	豊田 由香	佐々木 直和	岩槻区西原6-25	757-2271	昭和54年4月1日	5月31日	32	27	5	18	(1)	504	13,558	5,753	853	○	—

口市立学校一覧

令和6年5月1日現在

校名	校長	副校長・教頭	所在地	電話番号	創立年月日	開校記念日	教職員総数	教職員数	市職員数	学級数		児童・生徒数	校地面積 (㎡)	校舎面積 (㎡)	屋内運動場 面積(㎡)	プールの有無	武道場 面積(㎡)		
										()は特別支援学級の内数	()								
100	城南小学校	加納 浩美	武井 仁史	岩槻区南下新井1191-1	798-4811	昭和56年4月1日	2月16日	21	20	1	14	(2)	299	21,475	5,335	867	○	-	
101	辻南小学校	笈川 美奈子	染谷 尚久	南区辻8-7-32	839-3001	平成19年4月1日	6月11日	26	25	1	19	(2)	478	16,993	8,790	1,159	○	-	
102	つばさ小学校	浅野 博一	奥家 智子	北区宮原町3-902-4	661-0283	平成21年4月1日	11月11日	39	38	1	29	(3)	863	15,796	8,103	1,929	○	-	
103	美園小学校	河野 秀樹	磯部 繁征 高橋 明裕	緑区美園5-33	812-6611	平成24年4月1日	4月9日	44	44	0	35	(4)	1,060	22,751	9,007	1,227	○	-	
104	美園北小学校	荒井 宏之	秋山 昌子 小林 孝太郎	緑区美園2-12-11	812-2277	平成31年4月1日	11月6日	51	51	0	43	(4)	1,304	23,450	9,253	1,506	○	-	
小学校計								3,455	3,248	207	2,458	279	68,585						

1	岸中学校	山浦 麻紀	能見 郁永	南区南本町2-25-27	822-4022	昭和22年4月1日	5月2日	31	30	1	19	(2)	615	20,135	6,813	1,081	○	800
2	常盤中学校	玉崎 芳行	曳地 常和 古川 明子	浦和区針ヶ谷4-1-9	831-3189	昭和22年4月1日	5月2日	44	43	1	26	(2)	892	24,318	9,297	1,647	○	550
3	木崎中学校	鈴木 和博	熊谷 茂之	浦和区瀬ヶ崎2-17-1	886-4302	昭和22年4月1日	5月2日	46	44	2	26	(3)	855	19,274	8,002	920	○	791
4	原山中学校	遠藤 敏恵	石川 堅一郎	緑区太田窪1-10-22	882-3192	昭和22年4月1日	5月2日	40	39	1	25	(3)	791	26,650	7,527	954	○	560
5	本太中学校	田中 一秀	風間 泰宏	浦和区領家1-4-15	886-4305	昭和23年4月1日	5月25日	43	41	2	23	(2)	765	22,884	7,462	908	○	560
6	東浦和中学校	石崎 敬吾	赤地 芳輝	緑区中尾1207-1	873-4141	昭和22年4月1日	5月2日	30	29	1	17	(2)	533	23,996	8,293	918	○	560
7	南浦和中学校	大河内 範一	北野 邦旭	南区辻6-1-33	863-0753	昭和22年4月1日	5月2日	39	37	2	23	(3)	769	20,119	7,773	899	○	560
8	白幡中学校	渡邊 哲哉	天野 綾子	南区白幡2-18-13	861-3203	昭和22年4月1日	5月2日	44	43	1	24	(3)	823	15,637	7,654	925	○	693
9	大原中学校	越智 宏明	太田 康雄	浦和区大原3-1-11	831-5397	昭和29年4月1日	6月19日	38	36	2	21	(3)	699	36,637	8,237	949	○	560
10	土合中学校	浅野 克裕	野原 正崇 沼 良	桜区町谷1-19-1	853-7200	昭和22年4月1日	5月25日	50	49	1	30	(4)	1,014	17,579	8,028	938	○	414
11	大久保中学校	海江田 なぎさ	齋藤 耕太郎	桜区五関282	852-3554	昭和22年4月1日	7月13日	25	24	1	11	(2)	302	22,169	6,409	921	○	560
12	大谷場中学校	八坂 和典	楠田 智希	南区大谷場2-13-54	882-9962	昭和36年4月1日	5月1日	33	32	1	18	(2)	605	19,359	7,493	1,289	○	558
13	美園中学校	宮入 乾輔	青木 進吾	緑区大崎2550-3	878-0019	昭和34年4月1日	12月12日	30	29	1	16	(2)	424	35,428	6,062	931	○	796
14	大谷口中学校	小林 正樹	吉野 要一	南区広ヶ谷戸21	887-1000	昭和50年4月1日	7月11日	34	33	1	22	(2)	720	23,992	7,049	914	○	765
15	田島中学校	木和田 美佐	齋藤 優太	桜区田島10-13-1	864-3451	昭和51年4月1日	7月12日	41	40	1	23	(2)	777	26,390	8,507	906	○	560
16	三室中学校	廣江 剛	小林 亮太	緑区馬場1-38-2	874-2331	昭和55年4月1日	6月25日	43	42	1	24	(3)	832	21,471	7,566	949	○	560
17	上大久保中学校	高久 正行	佐藤 義将	桜区上大久保861-1	855-3901	昭和55年4月1日	2月23日	32	30	2	16	(2)	494	20,436	8,327	955	○	560
18	内谷中学校	高山 俊介	加藤 朋美 分須 正明	南区内谷6-10-1	861-7571	昭和57年4月1日	10月29日	52	50	2	28	(3)	949	19,164	8,034	954	○	560
19	尾間木中学校	生田 淳子	佛原 一成	緑区東浦和4-29-1	874-9733	平成2年4月1日	6月17日	38	36	2	21	(3)	709	17,903	7,289	1,361	○	717
20	大宮東中学校	浅見 正史	関 正人	大宮区堀の内町1-99	641-0808	昭和22年4月1日	10月13日	31	29	2	14	(2)	448	23,747	4,960	1,102	○	668
21	大宮南中学校	田村 浩司	坂口 洋美	大宮区天沼町2-362	641-1142	昭和24年4月1日	5月1日	25	23	2	12	(2)	335	27,769	5,295	1,091	○	760
22	大宮北中学校	小林 正美	水村 亨	大宮区寿能町1-21	641-1214	昭和24年4月1日	11月1日	22	21	1	11	(2)	288	25,629	5,396	1,173	○	760
23	桜木中学校	清水 一司	豊永 祥子	大宮区桜木町4-219	641-0459	昭和22年5月3日	11月1日	29	28	1	15	(1)	478	19,605	6,185	1,202	○	753
24	三橋中学校	横溝 佳昭	池田 真次	大宮区三橋1-1300	641-0793	昭和22年5月3日	11月1日	32	31	1	16	(2)	521	19,977	5,527	1,730	○	502
25	大成中学校	福田 博志	江原 瑞貴	大宮区大成町2-379	663-1008	昭和22年4月1日	11月15日	27	26	1	14	(2)	404	17,584	5,944	1,171	○	757
26	日進中学校	小熊 誠	豊永 崇史	北区櫛引町2-503-1	663-1251	昭和22年4月1日	5月26日	43	42	1	26	(3)	860	25,810	6,909	1,160	○	760
27	宮原中学校	田中 和浩	石川 岳 石随 佳明	北区宮原町4-129	663-0961	昭和22年4月1日	7月1日	48	47	1	30	(2)	1,066	25,942	7,620	1,213	○	755
28	植竹中学校	上續 昌司	五十嵐 紀子 廣田 和人	北区土呂町352	663-2115	昭和28年4月1日	9月29日	49	49	0	30	(3)	1,037	29,337	7,156	1,180	○	760
29	大砂土中学校	倉林 弥生	河合 裕	見沼区東大宮1-100-1	684-8004	昭和22年4月1日	5月10日	31	30	1	17	(2)	589	23,997	8,024	1,624	○	773
30	指扇中学校	汐満 禎久	大澤 貴史	西区西大宮3-31-1	624-6234	昭和22年4月1日	12月1日	30	28	2	16	(2)	530	19,189	6,042	1,651	○	770
31	馬宮中学校	上田 泰正	竹内 昭子	西区二ツ宮589-1	624-0623	昭和22年4月1日	4月23日	29	28	1	13	(2)	387	22,144	5,727	1,085	○	760
32	片柳中学校	加藤 明良	山口 泰由	見沼区御蔵551	683-3173	昭和22年4月1日	4月15日	22	21	1	11	(2)	280	18,081	5,835	1,466	○	667
33	春里中学校	小倉 弘一	笹尾 章	見沼区小深作268-19	683-3458	昭和26年2月25日	2月25日	37	36	1	22	(4)	711	22,256	7,307	1,519	○	664
34	大宮西中学校	森角 由希子	阿部 靖史	西区三橋6-1558	624-4339	昭和50年4月1日	11月15日	31	30	1	14	(2)	416	21,314	5,499	1,084	○	760
35	七里中学校	中村 朗	秋山 昌代	見沼区東宮下1-1-1	685-0603	昭和52年4月1日	11月22日	19	18	1	8	(2)	219	22,008	7,152	1,168	○	760
36	泰平中学校	宮内 和典	吉田 由美子	北区本郷町1991	651-4134	昭和53年4月1日	5月16日	30	29	1	14	(3)	392	20,324	6,059	966	○	760
37	宮前中学校	渡部 智昭	新村 純子	西区宮前町1467-1	623-7381	昭和54年4月1日	6月25日	32	30	2	18	(3)	510	28,859	5,777	988	○	760
38	植水中学校	太田 鋭一	篠崎 翔太	西区三条町345-1	623-2581	昭和55年4月1日	6月16日	21	19	2	8	(2)	183	21,265	5,246	988	○	760
39	大谷中学校	加藤 良夫	舩水 光加	見沼区大谷1634-2	685-6982	昭和57年4月1日	6月2日	25	24	1	12	(2)	364	35,557	6,334	948	○	761
40	第二東中学校	坂東 千里	長井 紀之	大宮区天沼町1-760	643-2133	昭和60年4月1日	11月15日	30	29	1	17	(2)	554	46,654	7,915	960	○	760

口市立学校一覧

令和6年5月1日現在

校名	校長	副校長・教頭	所在地	電話番号	創立年月日	開校記念日	教職員 総数	教職員数	市職員 数	学級数 ()は特別支援学級の内数		児童・生徒数	校地面積 (㎡)	校舎面積 (㎡)	屋内運動場 面積(㎡)	プールの 有無	武道場 面積(㎡)	
41	土屋中学校	澤田 純一	伊藤 浩士	西区土屋1766-1	622-4611	昭和61年4月1日	11月29日	31	29	2	17	(2)	532	22,236	6,811	978	○	743
42	大宮八幡中学校	下館 文雄	縫 正也	見沼区南中丸357	687-8800	平成3年4月1日	6月15日	29	27	2	15	(2)	478	19,052	7,087	1,741	○	828
43	土呂中学校	金子 慎一郎	益子 智子	北区見沼3-75	654-5100	平成8年4月1日	11月18日	28	26	2	14	(3)	413	40,369	6,807	1,412	○	853
44	春野中学校	永谷 和俊	高村 昌利	見沼区春野2-2-1	682-3951	平成14年4月1日	11月25日	30	29	1	16	(2)	513	23,400	8,387	2,095	○	751
45	与野東中学校	館岡 靖哲	谷口 健治	中央区下落合3-21-10	831-4527	昭和22年4月1日	5月15日	40	39	1	24	(2)	832	19,031	7,755	1,167	○	—
46	与野西中学校	内田 崇史	根本 浩二	中央区鈴谷8-10-33	852-6235	昭和29年4月1日	5月10日	32	30	2	17	(2)	525	26,044	6,412	1,224	○	967
47	与野南中学校	正田 真由美	池田 卓思	中央区大戸2-6-25	852-1579	昭和36年4月1日	10月28日	26	25	1	14	(2)	455	21,416	6,892	1,523	○	829
48	八王子中学校	酒井 和浩	米田 俊克	中央区八王子4-2-1	854-8381	昭和61年4月1日	6月3日	29	28	1	14	(2)	448	20,383	5,627	1,030	○	—
49	岩槻中学校	金子 宜史	金子 祥大	岩槻区仲町1-14-35	756-0254	昭和22年4月1日	7月1日	32	31	1	15	(2)	496	28,090	7,648	1,740	○	—
50	川通中学校	鈴木 純	山口 祐貴子	岩槻区長宮435	799-1061	昭和22年4月1日	6月13日	19	18	1	7	(1)	192	18,877	4,007	1,326	○	—
51	城南中学校	吉原 誠士	伊藤 一俊	岩槻区笹久保577	798-0007	昭和22年4月1日	5月15日	18	18	0	8	(2)	177	18,987	4,644	1,138	○	—
52	慈恩寺中学校	高波 國夫	衛藤 伸介	岩槻区裏慈恩寺505	794-1141	昭和22年4月1日	10月17日	24	24	0	10	(2)	276	24,031	5,499	1,397	○	—
53	城北中学校	和田 卓也	山崎 史博	岩槻区本宿392-1	757-1582	昭和46年4月1日	7月2日	31	29	2	14	(2)	443	33,865	6,282	1,381	○	—
54	桜山中学校	瀬田 俊志	中山 真希	岩槻区表慈恩寺684-1	794-4061	昭和55年4月1日	11月7日	21	20	1	7	(2)	150	29,181	5,848	902	○	—
55	柏陽中学校	亀井 隆司	笛田 透	岩槻区真福寺454	798-6655	昭和57年4月1日	11月15日	26	25	1	12	(3)	304	32,321	5,492	923	○	—
56	西原中学校	細井 博幸	小倉 愛咲子	岩槻区岩槻3750	756-1117	昭和59年4月1日	6月1日	22	22	0	11	(2)	310	21,478	5,045	911	○	—
57	浦和中学校	神田 剛広	田原 佑介	浦和区元町1-28-17	886-8008	平成19年4月1日	6月1日	18	17	1	6	(0)	240	(高校と共用)	3,412	1,126	○	—
58	美園南中学校	鈴木 真由美	宮内 智	緑区美園6-15	878-3511	平成31年4月1日	8月30日	44	43	1	26	(5)	755	26,299	8,607	2,362	○	1,006
中学校計								1,876	1,805	71	998	133	31,679					

1	浦和高等学校	神田 剛広	小川 直生 荻野 真一	浦和区元町1-28-17	886-2151	昭和15年4月15日	6月1日	61	57	4	24	(0)	965	40,018	13,848	2,938	—	634
2	浦和南高等学校	相坂 賢将	小野 清一郎 筒井 賢司	南区辻6-5-31	862-2568	昭和38年4月1日	11月5日	49	45	4	24	(0)	947	36,298	10,945	1,316	—	1,518
3	大宮北高等学校	根岸 君和	新川 健二 宮脇 聖	北区奈良町91-1	663-2912	昭和31年4月1日	4月20日	57	53	4	24	(0)	973	39,525	11,807	2,350	○	1,000
高等学校計								167	155	12	72	0	2,885					

1	大宮国際 中等教育学校	関田 晃	難波 孝史 沼尾 悠 竹田 和広	大宮区三橋4-96	622-8200	平成31年4月1日	6月1日	86	82	4	24	(0)	925	53,194	8,271	2,802	○	929
中等教育学校計								86	82	4	24	0	925					

1	ひまわり 特別支援学校	前橋 力	米沢谷 将 三達 梨那	西区三橋6-1587	622-5631	昭和58年4月1日	4月27日	58	53	5	17		53	6,302	4,128	752	○	—
2	さくら 特別支援学校	入澤 真理香	稲吉 勝 遅澤 麻奈美	緑区三室636-80	712-0395	平成24年4月1日	1月12日	51	47	4	20		45	6,885	3,412	615	○	—
特別支援学校計								109	100	9	37		98					

6 市内指定文化財件数一覽

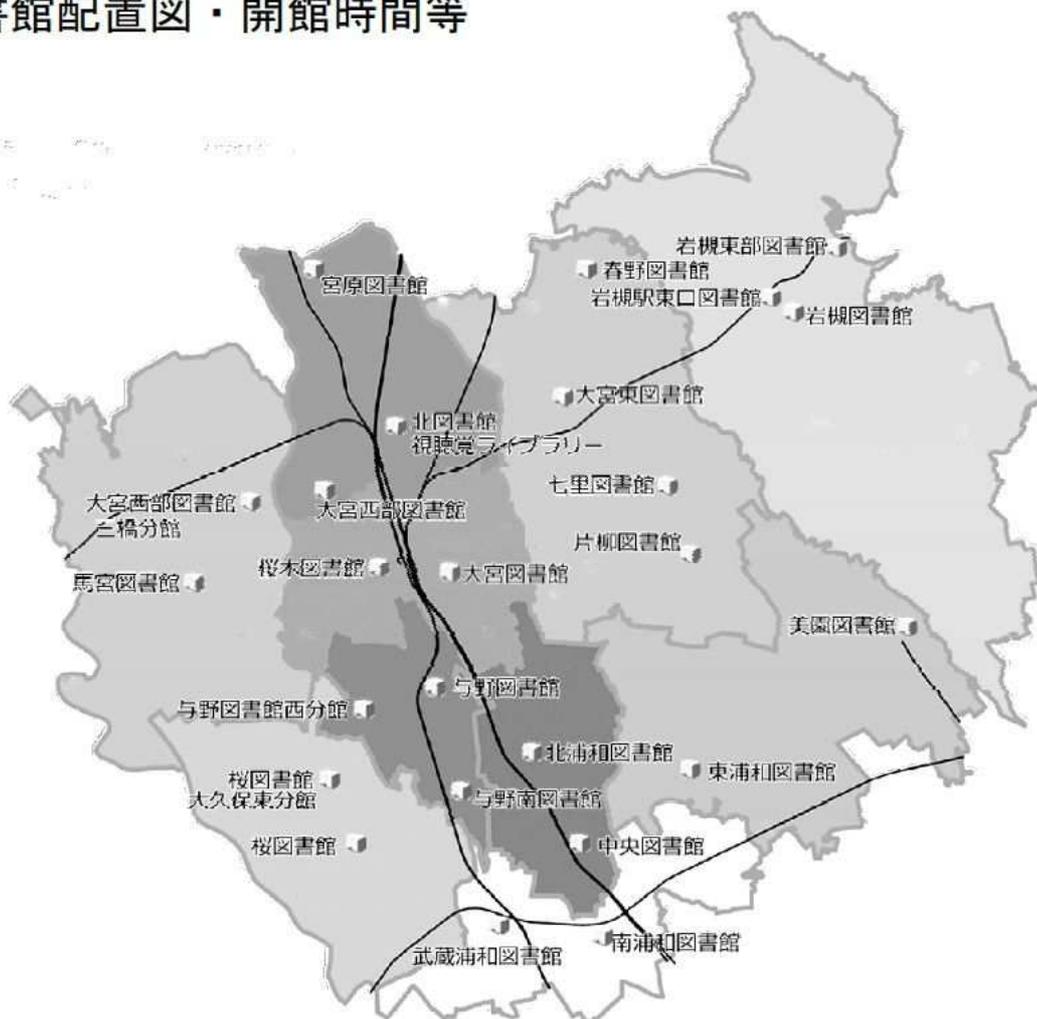
令和6年4月1日現在

種 別		国 指 定	県 指 定	市 指 定	合 計
有 形 文 化 財	建 造 物		5	39	44
	絵 画		9	10	19
	彫 刻		6	48	54
	工 芸 品	3 (国宝2)	12	30	45
	書 跡			9	9
	典 籍		1	1	2
	古 文 書		13	56	69
	考古資料		4	46	50
	歴史資料	1	4	49	54
無 形 文 化 財			1	1	2
有形民俗文化財		1	8	35	44
無形民俗文化財		1		16	17
史 跡		2	7	34	43
天 然 記 念 物		2 (特別1)	4	67	73
旧 跡			3		3
合 計		10 (国宝2、 特別天然記念物1)	77	441	528
国登録有形文化財		15			

7 市立図書館一覽

	名称	所在地	電話番号	開館年月日	延床面積	配置
1	中央図書館	浦和区東高砂町11-1	871-2100	平成19年11月29日	5,799㎡	8階 一般書・児童書・参考図書・地域行政資料・支援サービス・新聞・雑誌・CD・インターネット・データベース・イベントルーム・対面朗読室・事務室・自動書庫
2	北浦和図書館	浦和区北浦和1-4-2	832-2321	昭和49年1月11日	3,015㎡	地階 1階 2階 3階 4階 講座室・書庫 小説・実用書・AV資料・雑誌 一般書・参考図書・地域行政資料・書庫・倉庫 児童書・書庫・学校図書館支援センター 事務室
3	東浦和図書館	緑区中尾1440-8	875-9977	平成9年4月25日	2,206㎡	地階 1階 書庫 一般書・児童書・AV資料・雑誌・地域行政資料・イベントルーム・対面朗読室・事務室
4	美園図書館	緑区美園4-19-1	764-9610	平成28年1月4日	600㎡	2階 一般書・児童書・AV資料・雑誌・事務室
5	大宮図書館	大宮区吉敷町1-124-1	643-3701	大正13年3月15日	4,084㎡	1階 2階 3階 展示スペース・研修室・氷川の杜ひろば 児童書・おはなしのへや 一般書・参考図書・地域行政資料・新聞・雑誌・AV資料・インターネット・データベース・対面朗読室・学習支援室・研究席・書庫・事務室・文学資料コーナー
6	大宮西部図書館	北区櫛引町2-499-1	664-4946	昭和62年6月1日	3,499㎡	1階 2階 一般書・児童書・AV資料・おはなし室・対面朗読室 ギャラリー・会議室・視聴覚ホール・書庫・事務室
7	桜木図書館	大宮区桜木町1-10-18	649-5871	平成16年7月1日	570㎡	4階 一般書・児童書・AV資料・雑誌・事務室
8	馬宮図書館	西区西遊馬533-1	625-8831	平成14年7月2日	537㎡	1階 一般書・児童書・AV資料・雑誌・事務室
9	大宮西部図書館三橋分館	西区三橋6-642-4	625-4319	平成12年5月6日	227㎡	2階 一般書・児童書・AV資料・雑誌・事務室
10	春野図書館	見沼区春野2-12-1	687-8301	平成10年6月1日	1,135㎡	1階 2階 一般書・参考図書・地域行政資料・雑誌・児童書・AV資料 会議室・書庫・事務室
11	大宮東図書館	見沼区堀崎町48-1	688-1434	平成4年6月1日	501㎡	1階 一般書・児童書・AV資料・会議室・事務室
12	七里図書館	見沼区大谷1210	682-3248	平成12年7月1日	365㎡	1階 一般書・児童書・AV資料・雑誌・事務室
13	片柳図書館	見沼区染谷3-147-1	682-1222	平成18年5月1日	586㎡	2階 一般書・児童書・AV資料・雑誌・事務室
14	与野図書館	中央区下落合5-11-11	853-7816	昭和46年4月1日	2,487㎡	1階 2階 3階 一般書・児童書・新聞・雑誌・AV資料 一般書・参考図書・地域行政資料・書庫 ホール・書庫・会議室・おはなし室・事務室
15	与野南図書館	中央区大戸6-28-16	855-3735	昭和53年10月7日	755㎡	1階 一般書・児童書・集会室・ギャラリー・書庫・事務室
16	与野図書館西分館	中央区桜丘2-6-28	854-8636	平成4年10月1日	537㎡	2階 一般書・児童書・新聞雑誌コーナー・集会室・事務室
17	岩槻図書館	岩槻区本町4-2-25	757-2523	昭和46年9月7日	1,020㎡	地階 1階 書庫 一般書・児童書・AV資料・新聞・雑誌・参考図書・地域行政資料・人形資料・学習室・事務室
18	岩槻駅東口図書館	岩槻区本町3-1-1	758-3200	平成8年4月9日	594㎡	3階 一般書・児童書・新聞・雑誌・AVコーナー・事務室
19	岩槻東部図書館	岩槻区東岩槻6-6	756-6665	平成10年4月7日	423㎡	1階 一般書・児童書・新聞・雑誌・AV資料・事務室
20	桜図書館	桜区道場4-3-1	858-9090	平成17年7月5日	2,976㎡	1階 2階 一般書・参考図書・地域行政資料・社会人室・対面朗読室・持ち込みパソコン室・事務室 児童書・AV資料・雑誌・イベントルーム・調べ学習室・親子読み聞かせ室・書庫
21	桜図書館大久保東分館	桜区大久保領家131-6	853-7100	平成19年4月1日	305㎡	1階 一般書・児童書・事務室
22	北図書館	北区宮原町1-852-1	669-6111	平成20年5月1日	2,114㎡	1階 一般書・児童書・参考図書・地域行政資料・新聞・雑誌・AV資料・インターネット・データベース・事務室・書庫
23	宮原図書館	北区吉野町2-195-1	662-5401	平成12年7月1日	504㎡	2階 一般書・児童書・AV資料・雑誌・事務室
24	武蔵浦和図書館	南区別所7-20-1	844-7210	平成25年1月4日	1,296㎡	2階 3階 一般書・児童書・参考図書・地域行政資料・インターネット・データベース・事務室・書庫 新聞・雑誌・AV資料・対面朗読室
25	南浦和図書館	南区根岸1-7-1	862-8568	昭和60年8月1日	1,315㎡	1階 2階 3階 一般書・地域行政資料・AV資料・雑誌・書庫 児童書 事務室・講座室

図書館配置図・開館時間等



図書館名	休館日	利用時間
中央図書館	○第1及び第3月曜日 ※第1及び第3月曜日が祝日の場合は開館。翌々日(水曜日)が休館日 ○年末年始(12月29日～1月4日) ○特別整理期間	○月曜日～金曜日 午前9時から午後9時まで ○土曜日・日曜日・祝日 午前9時から午後6時まで
大宮図書館	○特別整理期間	○午前9時から午後9時30分まで
北浦和図書館・東浦和図書館 美園図書館 大宮西部図書館・桜木図書館 春野図書館・与野図書館 岩槻駅東口図書館・桜図書館 北図書館・武蔵浦和図書館 南浦和図書館	○月曜日 ※月曜日が祝日の場合は開館 翌々日(水曜日)が休館日 ○年末年始(12月29日～1月4日) ○特別整理期間	○火曜日～金曜日 午前9時から午後8時まで ○土曜日・日曜日・祝日 午前9時から午後6時まで
馬宮図書館 大宮西部図書館三橋分館 大宮東図書館・七里図書館 片柳図書館・与野南図書館 与野図書館西分館 桜図書館・岩槻東部図書館 桜図書館大久保東分館 宮原図書館	○火曜日 ※火曜日が祝日の場合は開館 翌日(水曜日)が休館日 ○年末年始(12月29日～1月4日) ○特別整理期間	○月曜日・水曜日～金曜日 午前9時から午後6時まで ○土曜日・日曜日・祝日 午前9時から午後5時まで

8 公民館一覽

名称		所在地	電話番号	名称		所在地	電話番号
生涯学習総合センター		大宮区桜木町 1-10-18	643-5651	浦和区 (12)	岸町公民館	岸町5-1-3	824-0168
					領家公民館	領家4-21-21	831-2265
西区 (4)	指扇公民館	西大宮2-13-1	622-4424		浦和南公民館	神明1-28-13	822-1088
	馬宮公民館	西遊馬236-2	623-1904		上木崎公民館	上木崎3-2-14	831-5342
	植水公民館	中野林173-2	623-0989		大東公民館	大東2-13-16	886-0656
	内野公民館	三橋6-1457-1	623-5735		仲本公民館	本太2-12-40	882-4695
北区 (4)	大砂土公民館	本郷町284	666-3593		針ヶ谷公民館	針ヶ谷3-4-14	833-4165
	日進公民館	日進町2-1195-2	663-6611		本太公民館	本太4-3-23	887-4933
	宮原公民館	宮原町4-66-4	667-0621		仲町公民館	常盤4-1-12	822-8425
	植竹公民館	盆栽町430	666-1127		常盤公民館	常盤9-30-1	832-1841
大宮区 (7)	桜木公民館	桜木町1-10-18	643-5652		北浦和公民館	北浦和2-19-25	832-3139
	大宮南公民館	吉敷町4-223-2	641-4980		南箇公民館	領家3-15-10	882-1721
	大宮中部公民館	仲町3-30-2	641-8955	南区 (8)	文蔵公民館	文蔵4-19-3	845-5151
	大宮北公民館	宮町3-113-3	641-3747		南浦和公民館	大谷場2-6-25	882-6035
	三橋公民館	三橋2-20	642-6893		谷田公民館	大谷口1089-1	882-9272
	大成公民館	大成町2-335-1	663-4927		六辻公民館	根岸3-10-7	861-1930
	大宮東公民館	堀の内町3-140	643-4391		西浦和公民館	曲本2-7-11	862-9522
見沼区 (4)	大砂土東公民館	大和田町2-1445	684-9226		別所公民館	別所5-21-13	864-6781
	片柳公民館	東新井117-2	684-3492		東浦和公民館	大谷口5339	874-0550
	七里公民館	東宮下265-1	686-4721		善前公民館	太田窪2504-5	887-0580
	春岡公民館	深作1-5-1	685-6911	緑区 (5)	大古里公民館	三室2614-2	810-4155
中央区 (5)	鈴谷公民館	鈴谷7-5-11	859-7322		三室公民館	三室1946-5	873-2594
	大戸公民館	大戸3-14-21	832-5495		尾間木公民館	大間木472	873-4993
	与野本町公民館	本町西1-14-12	853-6007		原山公民館	原山2-33-1	882-8321
	上落合公民館	上落合6-9-3	852-3132		美園公民館	大門1973-1	878-0515
	下落合公民館	下落合5-4-17	854-3411	岩槻区 (5)	岩槻本丸公民館	本丸3-17-1	758-3100
桜区 (5)	田島公民館	田島3-27-6	863-0400		岩槻本町公民館	本町4-2-25	757-6043
	土合公民館	西堀4-2-35	862-5135		岩槻南部公民館	笹久保1348-1	798-7620
	大久保公民館	五関839-2	854-8441		岩槻北部公民館	慈恩寺904-1	795-1881
	栄和公民館	道場2-11-27	857-1127		岩槻城址公民館	太田3-4-1	756-7855
	大久保東公民館	大久保領家131-6	851-6586				

※太字は各区の拠点公民館

※区名の下にある括弧内の数字は、区内設置数

生涯学習総合センター・公民館配置図



- | | | | |
|--------------|------------|-----------|------------|
| 1 生涯学習総合センター | 16 大宮東公民館 | 31 岸町公民館 | 46 六辻公民館 |
| 2 指扇公民館 | 17 大砂土東公民館 | 32 領家公民館 | 47 西浦和公民館 |
| 3 馬宮公民館 | 18 片柳公民館 | 33 浦和南公民館 | 48 別所公民館 |
| 4 植水公民館 | 19 七里公民館 | 34 上木崎公民館 | 49 東浦和公民館 |
| 5 内野公民館 | 20 春岡公民館 | 35 大東公民館 | 50 善前公民館 |
| 6 大砂土公民館 | 21 鈴谷公民館 | 36 仲本公民館 | 51 大古里公民館 |
| 7 日進公民館 | 22 大戸公民館 | 37 針ヶ谷公民館 | 52 三室公民館 |
| 8 宮原公民館 | 23 与野本町公民館 | 38 本太公民館 | 53 尾間木公民館 |
| 9 植竹公民館 | 24 上落合公民館 | 39 仲町公民館 | 54 原山公民館 |
| 10 桜木公民館 | 25 下落合公民館 | 40 常盤公民館 | 55 美園公民館 |
| 11 大宮南公民館 | 26 田島公民館 | 41 北浦和公民館 | 56 岩槻本丸公民館 |
| 12 大宮中部公民館 | 27 土合公民館 | 42 南箇公民館 | 57 岩槻本町公民館 |
| 13 大宮北公民館 | 28 大久保公民館 | 43 文蔵公民館 | 58 岩槻南部公民館 |
| 14 三橋公民館 | 29 栄和公民館 | 44 南浦和公民館 | 59 岩槻北部公民館 |
| 15 大成公民館 | 30 大久保東公民館 | 45 谷田公民館 | 60 岩槻城址公民館 |

9 その他社会教育施設

・人権教育施設

	名称	所在地	電話番号	開館年月日	延床面積
1	五反田会館	見沼区南中丸 1370-5	684-2574	昭和62年4月1日	378㎡
2	鹿室南集会所	岩槻区鹿室 1120-2	794-0536	平成23年4月1日	159㎡

・博物館施設

	名称	所在地	電話番号	開館年月日	延床面積
1	さいたま市立博物館	大宮区高鼻町 2-1-2	644-2322	昭和55年11月1日	2,330㎡
2	さいたま市立浦和博物館	緑区三室 2458	874-3960	昭和47年6月1日	456㎡
3	浦和くらしの博物館 民家園	緑区下山口新田 1179-1	878-5025	平成7年4月1日	907㎡
4	旧坂東家住宅 見沼くらしっく館	見沼区片柳 1266-2	688-3330	平成8年4月16日	471㎡
5	岩槻郷土資料館	岩槻区本町 2-2-34	757-0271	昭和57年5月1日	589㎡
6	岩槻藩遷喬館	岩槻区本町 4-8-9	757-5110	昭和32年	118㎡
7	与野郷土資料館	中央区本町東 3-5-23	714-5471	令和2年4月1日	435㎡
8	鴻沼資料館	桜区西堀 4-1-4	644-2322	平成7年7月1日	432㎡
9	旧高野家離座敷	緑区大間木 3-30-11	644-2322	平成13年4月1日	32㎡

・科学館施設

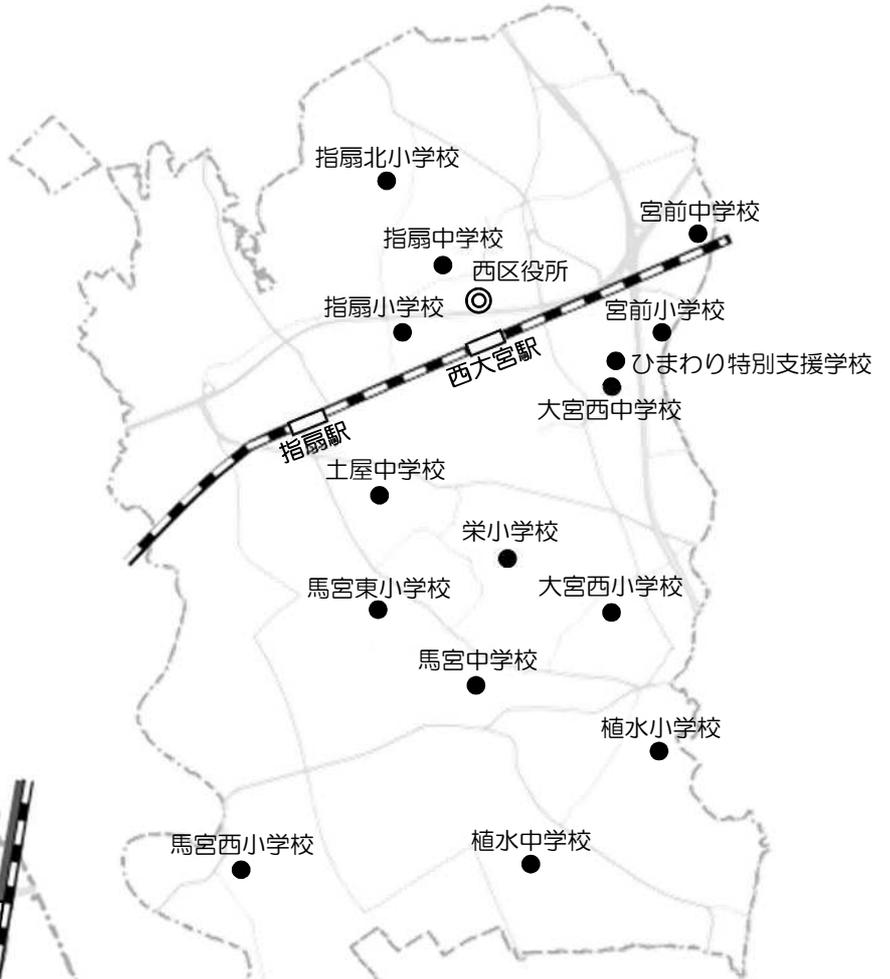
	名称	所在地	電話番号	開館年月日	延床面積
1	青少年宇宙科学館	浦和区駒場 2-3-45	881-1515	昭和63年5月1日	6,312㎡
2	宇宙劇場	大宮区錦町 682-2 (大宮情報文化センター3~5階)	647-0011	昭和62年8月1日	2,409㎡

・美術館施設

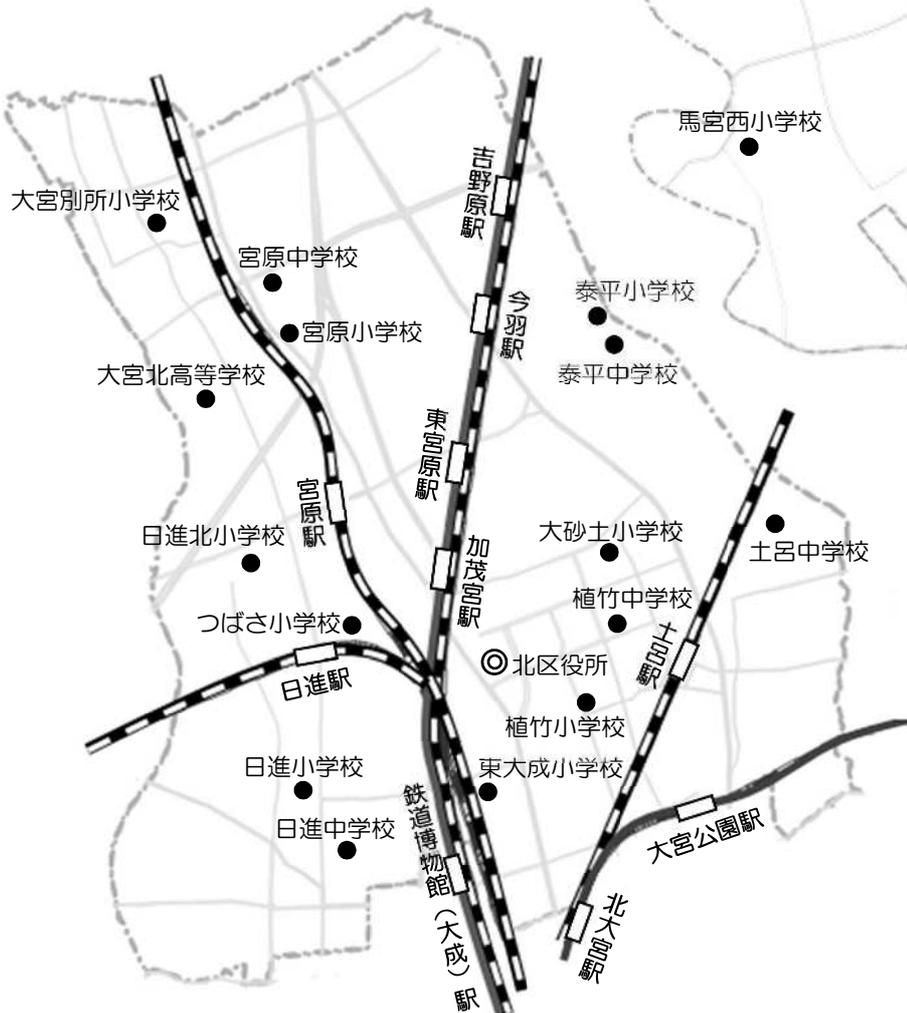
	名称	所在地	電話番号	開館年月日	延床面積
1	うらわ美術館	浦和区仲町 2-5-1 (浦和センチュリーシティ3階)	827-3215	平成12年4月29日	2,349㎡

10 市立学校配置図

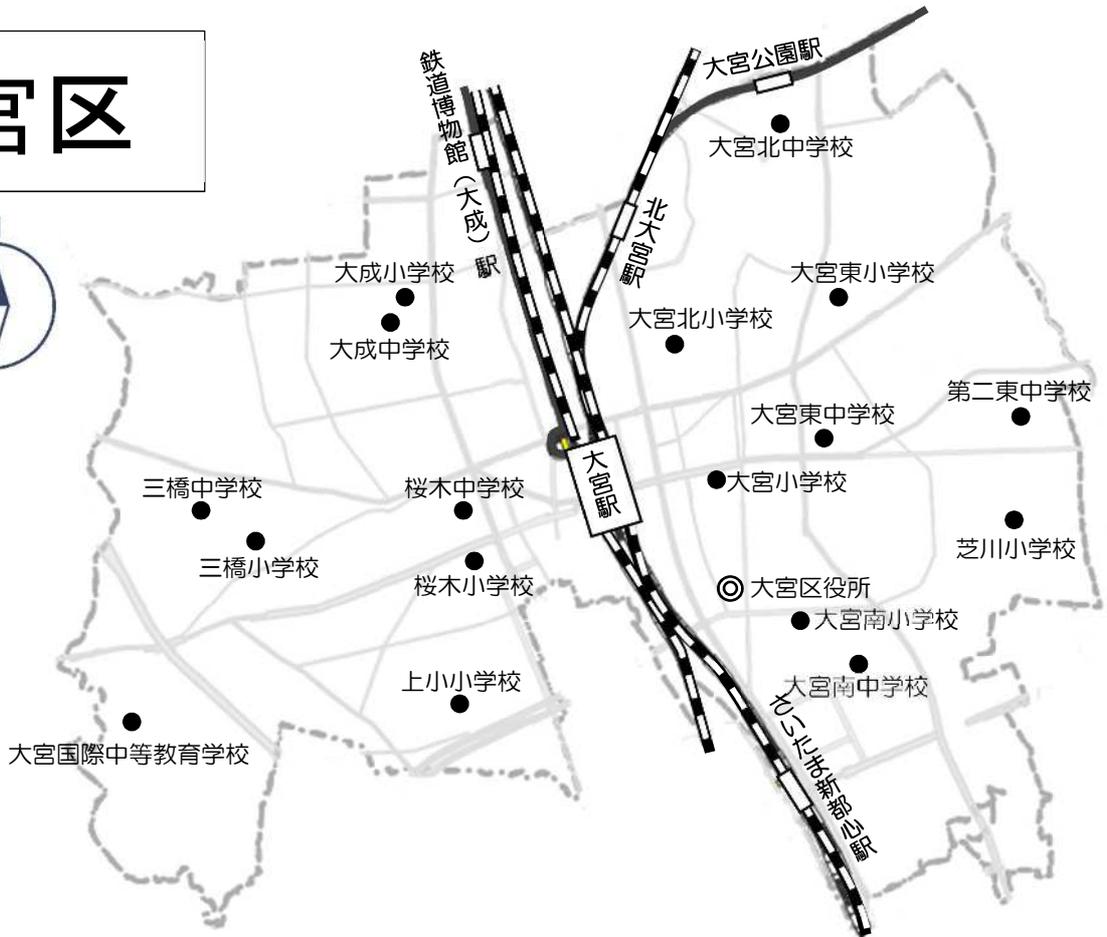
西区



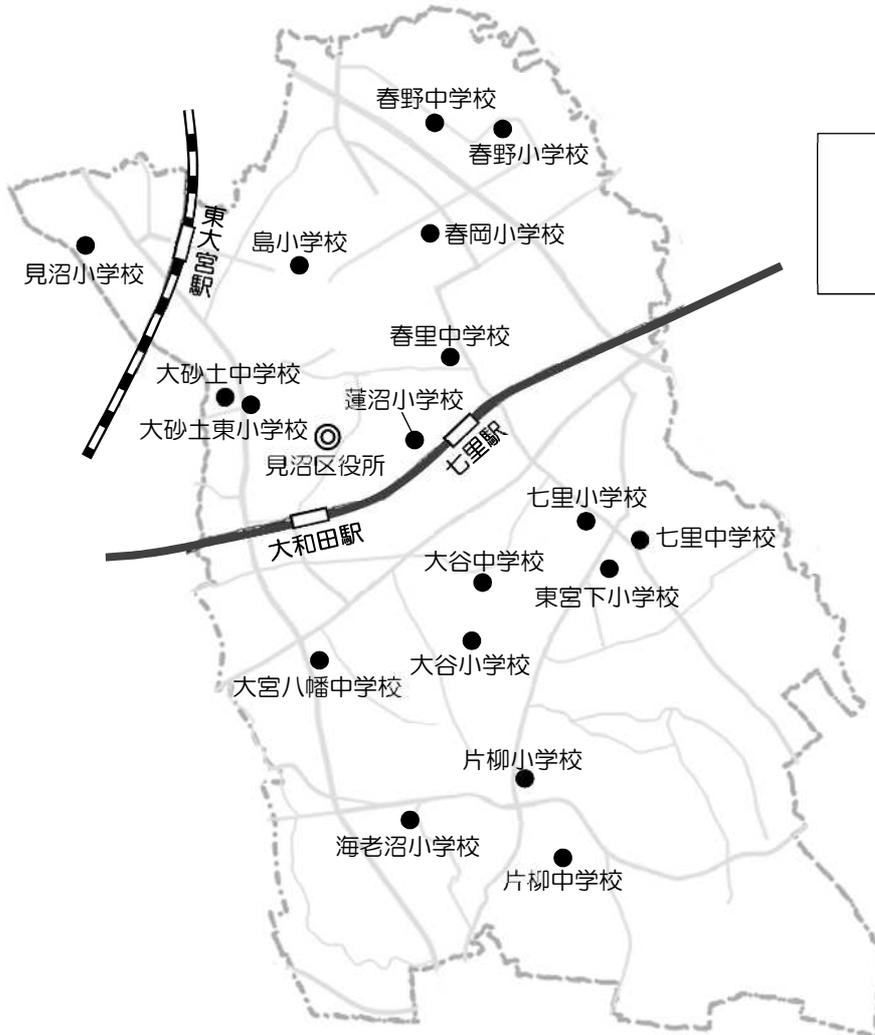
北区



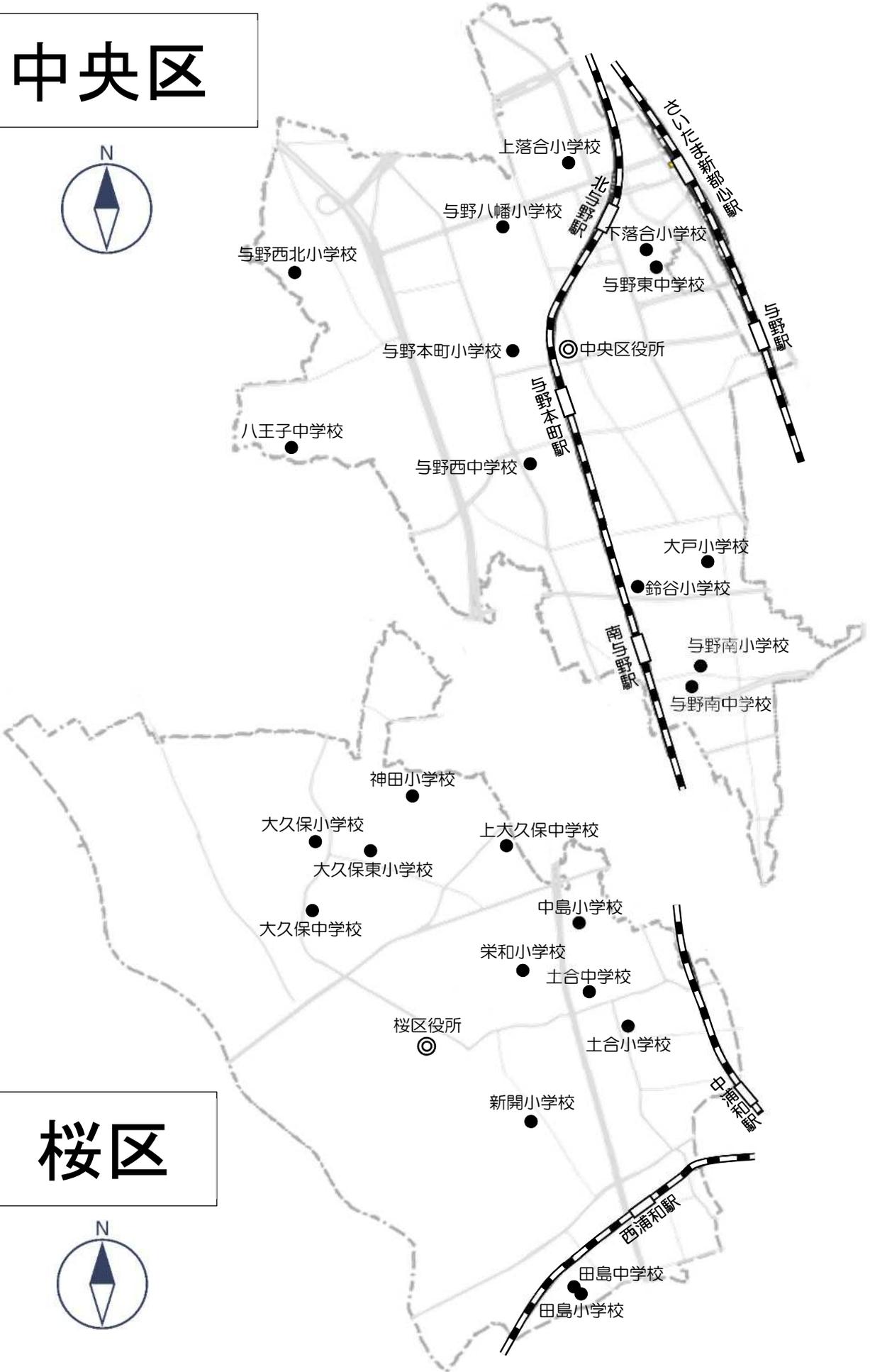
大宮区



見沼区



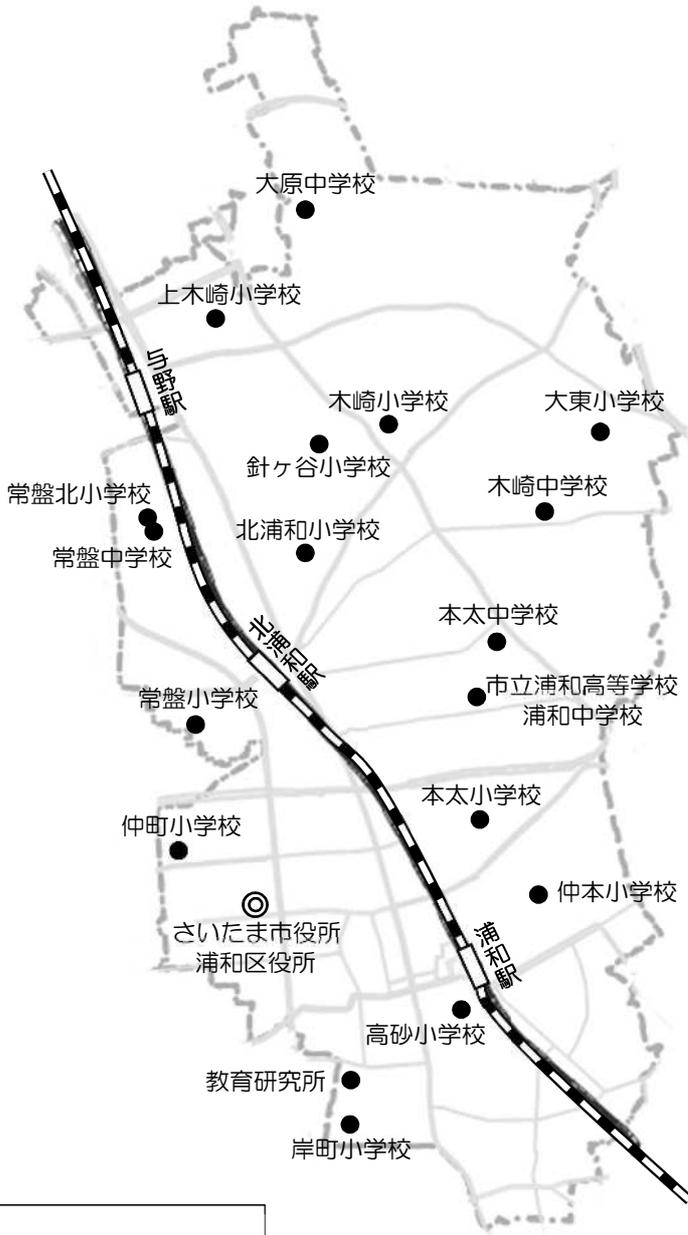
中央区



桜区



浦和区



南区







教育要覧 令和6年度版

編集・発行 さいたま市教育委員会

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048-829-1626 (管理部教育政策室 直通)

URL: <https://www.city.saitama.lg.jp>

* 教育要覧は、こちらからもご覧いただけます ⇒





さいたま市



販売価格 780円